

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の一部改正について

令和7年4月1日

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字は修正部分

通し番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.7-8	第2章 第3節 ○6つ目以降	<p>○ 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関等については、当該機関に該当することを立証する資料及び書類省略に当たっての誓約書（参考様式第1-29号）を提出することで、在留諸申請に必要な書類のうち特定技能所属機関が準備する書類の提出を省略することが可能です（ただし、提出を省略した書類についても、必要に応じて地方出入国在留管理局から提出を求められた場合は提出いただく必要があることに留意願います。）。</p> <p>対象となる機関及び省略を認める書類は以下のとおりですが、詳細は、出入国在留管理庁ホームページを御参照ください。</p> <p>(対象となる機関)</p> <p>過去3年間に指導勧告書の交付を受けていない機関であって、かつ以下のいずれかに該当する機関</p> <p>① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加</p>	(削除)

			<p>算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）</p> <p>④ 一定の条件を満たす企業等</p> <p>⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人</p> <p>⑥ 出入国在留管理庁電子届出システムにおいて利用者情報登録を行い、かつ、既に特定技能外国人を受け入れている場合は電子届出システムにより届出を行っている機関</p> <p>※ 当該機関に該当する場合は、書類省略に当たっての誓約書（参考様式第1-29号）のほか、出入国在留管理庁電子届出システムに関する誓約書（参考様式第1-30号）を提出してください。</p> <p>（省略を認める書類）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）・ 登記事項証明書・ 業務執行に関与する役員の住民票の写し・ 特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式第1-23号）・（特定技能所属機関の）労働保険料の納付に係る資料・（特定技能所属機関の）社会保険料の納付に係る資料・（特定技能所属機関の）国税の納付に係る資料・（特定技能所属機関の）法人住民税の納付に係る資料	
--	--	--	---	--

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1－4号） ・ 徴収費用の説明書（参考様式第1－9号） ・ 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1－16号） <p>（新設）</p>	<p>○ 入管法施行規則が改正されたことに伴い、これまで在留諸申請時に提出を求めていた特定技能所属機関の適格性に関する次の書類（以下「適格性書類」という。）は、令和7年4月1日以降は、1年に1度の頻度で提出する定期届出「特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に係る届出」（第7章第6節）の添付書類となります。同日以前から特定技能外国人の受入れを継続している機関は、原則として、在留諸申請において適格性書類の提出は不要です。</p> <p>（特定技能所属機関の適格性に関する書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1－11－1号） ・ 登記事項証明書 ・ 業務執行に関与する役員の住民票の写し ・ 特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式第1－23号） ・ （特定技能所属機関の）労働保険料の納付に係る資料 ・ （特定技能所属機関の）社会保険料の納付に係る資料 ・ （特定技能所属機関の）国税の納付に係る資料 ・ （特定技能所属機関の）法人住民税の納付に係る資料 ・ 特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1－4号） ・ 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1－16号） <p>○ ただし、令和7年4月1日以降に新たに特定技能</p>
--	--	--	--	--

				<p>外国人の受入れを開始する場合には、従前どおり、在留諸申請時に適格性書類の提出が必要です。この場合であっても、同年度に複数の特定技能外国人の受入れをしようとする場合には、次年度以降は「特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に関する届出」で適格性書類を提出することとなるため、在留諸申請時の提出は不要となります。</p> <p>○ 在留諸申請をオンライン申請、各届出を電子届出で行い、かつ一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関等については、「特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に関する届出」を提出する際に必要となる適格性書類の提出を省略することが可能です。</p> <p>なお、適格性書類の提出を省略する場合であっても、必要に応じて地方出入国在留管理局から提出を求められた場合は提出する必要があることに留意願います。</p> <p>○ 定期届出において適格性書類の提出の省略を認める機関は次のとおりですが、詳細は、出入国在留管理庁ホームページを御参照ください。</p> <p>(対象となる機関)</p> <p>過去3年間に指導勧告書の交付を受けていない機関であって、在留諸申請をオンライン申請、各届出を電子届出で行い(※)、かつ次の①から⑥のいずれかに該当する機関</p> <p>※ 令和8年4月1日以降に提出する定期届出においては、オンライン申請及び電子届出を行うことが適格性書類の提出の省略が認められる必須要件となりますので、省略を希望される場合には、</p>
--	--	--	--	--

			<p>○ 在留諸申請の方法は、在留資格認定書交付申請については、特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結した機関の職員が代理人となり行うこととなります。また、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請については、本人又は申請取次者等が、地方出入国在留管理局に出頭して行わなければなりません。</p> <p>○ 在留資格認定証明書交付申請の手数料は無料ですが、在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請については、許可時に4,000円が必要です。</p>	<p>オンライン申請及び電子届出の利用者登録を行ってください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業） ④ 一定の条件を満たす企業等 ⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人 ⑥ 特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年間に債務超過となっていない法人 <p>○ 在留諸申請の方法については、在留資格認定証明書交付申請は、特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結した機関の職員が代理人となり行うこととなり、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請については、本人又は申請取次者等が、地方出入国在留管理局に出頭して行わなければなりません（オンライン申請を除く。）。</p> <p>○ 在留資格認定証明書交付申請の手数料は無料ですが、在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請については、</p> <p style="padding-left: 2em;">オンライン申請の場合：5,500円 窓口で申請をする場合：6,000円</p> <p>の手数料が必要となります。</p> <p>※ 地方出入国在留管理局においては審査窓口の混雑が深刻なものとなっており、多くの待ち時間が</p>
--	--	--	---	---

				発生しているため、混雑解消に向けた取組の一つとして、来庁の必要がなくなるオンライン申請の利用を推奨しています。このため、更なるオンライン申請の利用促進のために、オンライン申請にかかる手数料の方をより安価に設定しています。
2	P.9	第2章 第4節 第2 ○1つ目	○ 登録支援機関が支援業務を開始した後に行わなければならない届出の概要は、別紙3のとおりです。 ○ 届出に必要な書類の様式について、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。御活用ください。なお、掲載場所は、本節末尾の別表のとおりです。 別表（届出に必要な書類）	○ 登録支援機関が支援業務を開始した後に行わなければならない届出・報告の概要は、別紙3のとおりです。 ○ 届出・報告に必要な書類の様式について、出入国在留管理庁ホームページに掲載していますので御活用ください。なお、掲載場所は、本節末尾の別表のとおりです。 別表（届出・報告に必要な書類）
3	P.17	第4章 第1節 （3）技能水準に関するもの 【留意事項】 ○4つ目 （注1）	（注1） （略） ・「特定活動（製造業外国従業員受入促進事業）」 （略） （新設）	（注1） （略） ・「特定活動（製造業外国従業員受入事業）」 （略） ・「特定活動（EPA 看護師候補者、EPA 介護福祉士候補者）」（研修の途中にあるものに限られ、当該研修を修了したものを除く。）
4	P.19	（4）日本語能力に関するもの ○3つ目	○ なお、技能実習2号を良好に修了している場合は、原則として、修了した技能実習の職種・作業の種類にかかわらず、日本語能力水準について試験その他の評価方法による証明は要しないこととされています（試験免除）。ただし、介護分野において証明を求めることとしている介護日本語評価試験の合格については、介護職種・介護作業の技能実習2号を良好に修了した者を除き、試験免除されないことに留意願います（詳細は本要領別冊-介護分野の基準につ	○ なお、技能実習2号を良好に修了している場合は、原則として、修了した技能実習の職種・作業の種類にかかわらず、日本語能力水準について試験その他の評価方法による証明は要しないこととされています（N4レベルの試験免除）。ただし、介護分野において証明を求めることとしている介護日本語評価試験の合格については、介護職種・介護作業の技能実習2号を良好に修了した者を除き、試験免除されないことに留意願います（詳細は本要領別冊-介護分野

			いて-を参照願います。)	の基準について-を参照願います。)。また、自動車運送業分野（タクシー運転者、バス運転者に限る。）及び鉄道分野（運輸係員に限る。）については、N3レベルの日本語能力が必要となるため、技能実習2号を良好に修了している場合にも試験その他の評価方法による証明を要することに留意願います。
5	P.23	<p>(6) 通算在留期間に関するもの</p> <p>【留意事項】</p> <p>○5つ目</p>	<p>○ 「特定技能1号」での通算在留期間を把握しようとする場合においては、保有個人情報等の開示請求をしていただく必要があります。</p>	<p>○ 「特定技能1号」での通算在留期間を把握しようとする場合においては、申請人の出入国記録を用いて計算いただく方法があります。出入国記録は、以下の宛先に開示請求をしていただくことで入手が可能です。開示請求の際は、請求書の余白に「通算在留期間の確認のため」と明記してください。開示請求の詳細については、出入国在留管理庁ホームページで御確認ください。</p> <p>※ 出入国記録は、申請人の出入国歴のほか、付与された在留資格や許可日等を記載したものであり、通算在留期間の算定結果を記載したものではありません。</p> <p>※ 地方出入国在留管理局の開示請求窓口や電話では、通算在留期間の算定に関するお問合せは一切受け付けておりません。</p> <p>(開示請求の宛先)</p> <p>〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目6番1号 四谷タワー13階</p> <p>出入国在留管理庁総務課出入国情報開示係 宛て</p>
6	P.24	(7) 保証金の徴収・違約金契約等に関するもの	<p>○ 「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」とは、特定技能所属機関から失踪することなど労働契約の不履行に係る違約金を定める契約のほか、地</p>	<p>○ 「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」とは、特定技能所属機関から失踪することなど労働契約の不履行に係る違約金を定める契約のほか、地</p>

		○3つ目	方出入国在留管理局や労働基準監督署などの関係行政機関において法令違反に係る相談をすること、休日に許可を得ずに外出すること、若しくは作業時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて、その違約金を定める契約、又は商品若しくはサービスの対価として不当に高額な料金の徴収を予定する契約などが該当します。	方出入国在留管理局や労働基準監督署などの関係行政機関において法令違反に係る相談をすること、休日に許可を得ずに外出すること、若しくは作業時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて、その違約金を定める契約、 受入れ外国人が一定期間勤務することを停止条件として貸付金の返済を免除する内容の契約、受入れ外国人が返済途中で退職した場合に貸付金の残額を一括で返済する内容の契約 又は商品若しくはサービスの対価として不当に高額な料金の徴収を予定する契約などが該当します。
7	P.24	(7) 保証金の徴収 ・ 違約金契約等に関するもの 【確認対象の書類】	・ 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号） ＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。	・ 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号） ＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。
8	P.26	(8) 費用負担の合意に関するもの 【確認対象の書類】	・ 徴収費用の説明書（参考様式第1-9号） ＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 ・ 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号） ＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。	(削除) ・ 雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号） ＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。
9	P.31	第4章 第2節 (5) 保証金の徴収 ・ 違約金契約等に関するもの ○3つ目	○ 「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」とは、特定技能所属機関から失踪することなど労働契約の不履行に係る違約金を定める契約のほか、地方出入国在留管理局や労働基準監督署などの関係行政機関において相談をすること、休日に許可を得ずに外出すること、若しくは作業時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて、その違約金を定める契約、	○ 「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」とは、特定技能所属機関から失踪することなど労働契約の不履行に係る違約金を定める契約のほか、地方出入国在留管理局や労働基準監督署などの関係行政機関において相談をすること、休日に許可を得ずに外出すること、若しくは作業時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて、その違約金を定める契約、

			又は商品若しくはサービスの対価として不当に高額な料金の徴収を予定する契約などが該当します。	受入れ外国人が一定期間勤務することを停止条件として貸付金の返済を免除する内容の契約、受入れ外国人が返済途中で退職した場合に貸付金の残額を一括で返済する内容の契約又は商品若しくはサービスの対価として不当に高額な料金の徴収を予定する契約などが該当します。
10	P.31	(5) 保証金の徴収 ・違約金契約等に関するもの 【確認対象の書類】	・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号） ＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。	・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号） ＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。
11	P.34	(6) 費用負担の合意に関するもの 【確認対象の書類】	・徴収費用の説明書（参考様式第1-9号） ＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 ・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号） ＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 (新設)	(削除) ・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号） ＊一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。 ・1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載
12	P.40	第4章 第3節 (4)外国人のこれまでの在留活動の状況、在留の必要性等に関すること (注1)	(注1)その活動計画の性格上、他の在留資格への変更が予定されていないもの (略) ・「特定活動（製造業外国従業員受入促進事業）」 (略) (新設)	(注1)その活動計画の性格上、他の在留資格への変更が予定されていないもの (略) ・「特定活動（製造業外国従業員受入事業）」 (略) ・「特定活動（EPA 看護師候補者、EPA 介護福祉士候補者）」（研修の途中にあるものに限られ、当該研修を修了したものを除く。）

13	P.45	第5章 第1節 第1 (3) 報酬等に関するもの 【確認対象の書類】	・特定技能外国人の報酬に関する説明書(参考様式第1-4号) * 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。	・特定技能外国人の報酬に関する説明書(参考様式第1-4号) * 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。
14	P.47	(5) 派遣先に関するもの 【留意事項】 ○ 1つ目	○ 分野別運用方針において、特定技能外国人を派遣形態で雇用することができる分野は、「農業分野」及び「漁業分野」とされていることから(令和4年3月31日時点)、これ以外の特定産業分野については、特定技能外国人を派遣形態で雇用することは認められないことに留意してください。	○ 分野別運用方針において、特定技能外国人を派遣形態で雇用することができる分野は、「農業分野」及び「漁業分野」とされていることから(令和7年4月1日時点)、これ以外の特定産業分野については、特定技能外国人を派遣形態で雇用することは認められないことに留意してください。
15	P.51	第5章 第2節 ○ 2つ目、3つ目	(新設)	○ 本節で定める基準に適合していることについては、受入れを継続している間は、原則として定期届出(第7章第6節)において確認します。そのため、本節で定める確認対象の書類については、一部を除き、定期届出で提出してください。なお、特定技能外国人の初回受入れ時(過去に受入れ実績がある機関であっても受入れを終了し、直近の定期届出が提出されていない場合を含む。)については在留諸申請において機関の適格性を確認します。 ○ 特定技能外国人を受け入れている間に、本節で定める基準に適合しなくなった場合については、「特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出」(第7章第5節)を行う必要があります。
16	P.51	第5章 第2節 第1	○ 労働関係法令の遵守 <労働保険の適用事業所の場合> * 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込	○ 労働関係法令の遵守 <労働保険の適用事業所の場合> * 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込

		<p>(1) 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定の遵守に関するもの</p> <p>【確認対象の書類】</p>	<p>まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。</p> <p>* 上記*に該当しない場合は原則として2年に1回の提出(注)</p> <p>(略)</p> <p>○ 社会保険関係法令の遵守</p> <p><健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合></p> <p>* 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。</p> <p>* 上記*に該当しない場合は原則として2年に1回の提出(注)</p> <p>(略)</p> <p><健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合></p> <p>* 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。</p> <p>* 上記*に該当しない場合は原則として2年に1回の提出(注)</p> <p>(略)</p> <p>○ 租税関係法令の遵守</p> <p><法人の場合></p> <p>* 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。</p> <p>* 上記*に該当しない場合は原則として2年に1回の提出(注)</p> <p>(略)</p> <p><個人事業主の場合></p>	<p>まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。</p> <p>* 当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。</p> <p>(略)</p> <p>○ 社会保険関係法令の遵守</p> <p><健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合></p> <p>* 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。</p> <p>* 当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。</p> <p>(略)</p> <p><健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合></p> <p>* 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。</p> <p>* 当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。</p> <p>(略)</p> <p>○ 租税関係法令の遵守</p> <p><法人の場合></p> <p>* 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。</p> <p>* 当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。</p> <p>(略)</p> <p><個人事業主の場合></p>
--	--	---	--	--

			<p>* 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。</p> <p>* 上記*に該当しない場合は原則として2年に1回の提出 (注) (略) (注)上記の保険料及び税のいずれにも滞納がない場合に限りに、領収書や証明書等の提出は原則として2年に1回とし、提出を省略する当該申請においては、公的義務履行に関する説明書(参考様式第1-27号)の提出が必要(保険料及び税のいずれかに滞納がある場合には提出を省略することはできず上記に応じた領収書や証明書等の提出が必要)です。</p> <p>なお、地方出入国在留管理局は、特定技能所属機関に対して受入れが適正に行われていることを確認するために実地調査等を行うことがあり、必要に応じ、領収書や証明書の提出が求められることがあります。</p>	<p>* 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。</p> <p>* 当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。</p> <p>(略) (注)地方出入国在留管理局は、特定技能所属機関に対して受入れが適正に行われていることを確認するために実地調査等を行うことがあり、必要に応じ、領収書や証明書の提出が求められることがあります。</p>
17	P.56	(2) 非自発的離職者の発生に関するもの 【確認対象の書類】	<p>・特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11-1号)</p> <p>* 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。</p> <p>* 上記*に該当しない場合は原則として3年に1回の提出</p>	<p>・特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11-1号)</p> <p>* 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。</p> <p>* 当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。</p>
18	P.57	(3) 行方不明者の発生に関するもの 【確認対象の書類】	<p>・特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11-1号)</p> <p>* 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。</p> <p>* 上記*に該当しない場合は原則として3年に1回の提出</p>	<p>・特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11-1号)</p> <p>* 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。</p> <p>* 当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。</p>

19	P.60	<p>(4) 関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由</p> <p>【確認対象の書類】</p>	<p><法人の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 * 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 * 上記*に該当しない場合は原則として3年に1回の提出 <p>・役員の住民票の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> * 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 * 上記*に該当しない場合は原則として3年に1回の提出 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定技能所属機関の役員の誓約書(参考様式第1-23号) * 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 <p>(略)</p> <p><個人事業主の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主の住民票の写し * 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 * 上記*に該当しない場合は原則として3年に1回の提出 <p>(略)</p>	<p><法人の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 * 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。 * 当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。 <p>・役員の住民票の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> * 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。 * 当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定技能所属機関の役員の誓約書(参考様式第1-23号) * 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。 <p>(略)</p> <p><個人事業主の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主の住民票の写し * 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。 * 当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。 <p>(略)</p>
----	------	--	---	---

20	P.62	<p>(5) 実習認定の取消しを受けたことによる欠格事由</p> <p>【確認対象の書類】</p>	<p><法人の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 * 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 * 上記*に該当しない場合は原則として3年に1回の提出 <p>・役員の住民票の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> * 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 * 上記*に該当しない場合は原則として3年に1回の提出 <p><個人事業主の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主の住民票の写し * 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 * 上記*に該当しない場合は原則として3年に1回の提出 	<p><法人の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 * 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。 * 当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。 <p>・役員の住民票の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> * 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。 * 当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。 <p><個人事業主の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主の住民票の写し * 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。 * 当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。
21	P.63	<p>(6) 出入国又は労働関係法令に関する不正行為を行ったことに関するもの</p> <p>【関係規定】</p>	<p>特定技能基準省令第2条</p> <p>法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>四 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>リ 特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又はその締結の日以後に、次に掲げる行為その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者</p>	<p>特定技能基準省令第2条</p> <p>法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>四 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>リ 特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又はその締結の日以後に、次に掲げる行為その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者</p>

			<p>(略)</p> <p>(6)外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可若しくは法第4章第1節若しくは第2節若しくは第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為</p>	<p>(略)</p> <p>(6)外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可若しくは法第4章第1節若しくは第2節若しくは第5章第3節の2の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為</p>
22	P.64	(その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為として想定されるもの)	<p>出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為 イ～ホ(略) (新設)</p>	<p>出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為 イ～ホ(略) へ 1号特定技能外国人支援計画に基づく支援に関し、出入国又は労働に関する法令違反や特定技能基準省令の基準不適合等の事実を隠蔽する目的で特定技能外国人の意思表示等を妨げる行為又は必要な記録等を作成しない行為</p>
23	P.65-67	【留意事項】	<p>⑥ 偽変造文書等の行使・提供</p> <p>外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し不正に外国人に在留資格認定証明書の交付、上陸許可の証印若しくは在留資格変更許可等を受けさせる目的で偽変造文書等の行使又は提供をしていた場合をいいます。例えば、在留資格認定証明書交付申請において、欠格事由に該当する行為の有無に関して「無」と記載した申請書を提出したところ、じ後、地方出入国在留管理局の調査によって当該行為が行われていたことが発覚した場合などが該当</p>	<p>⑥ 偽変造文書等の行使・提供</p> <p>外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し不正に外国人に在留資格認定証明書の交付、上陸許可の証印若しくは在留資格変更許可等を受けさせる目的で偽変造文書等の行使又は提供をしていた場合をいいます。例えば、在留資格認定証明書交付申請において、欠格事由に該当する行為の有無に関して「無」と記載した申請書を提出したところ、じ後、地方出入国在留管理局の調査によって当該行為が行われていたことが発覚した場合などが該当</p>

するので、申請及び届出においては、事実関係の確認を十分に行う必要があります。

⑦ 保証金の徴収等

外国人やその親族等から保証金を徴収している場合、特定技能雇用契約の不履行について違約金を定めている場合等や、これらの行為を行っている者又は行おうとしている者から紹介を受けて特定技能雇用契約を締結した場合をいいます。例えば、特定技能外国人が特定技能所属機関から失踪するのを防止するために、特定技能外国人やその家族等から保証金を徴収したり、失踪した際の違約金を定めていた場合が該当します。また、地方出入国在留管理局や労働基準監督署等に対して不適正な行為を通報すること、休日に許可を得ずに外出すること、業務従事時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて、その違約金を定める行為や特定技能外国人やその家族等から商品又はサービスの対価として不当に高額な金銭の徴収を予定する契約についても、「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」に該当します。

するので、申請及び届出においては、事実関係の確認を十分に行う必要があります。

なお、出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は不当な行為に関する事実を隠蔽する目的で、地方出入国在留管理局が実施する調査を拒んだり妨害した場合等には、その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為(特定技能基準省令第2条第1項第4号リ柱書き)に該当します。

⑦ 保証金の徴収等

外国人やその親族等から保証金を徴収している場合、特定技能雇用契約の不履行に係る違約金を定めている場合等や、これらの行為を行っている者又は行おうとしている者から紹介を受けて特定技能雇用契約を締結した場合をいいます。例えば、特定技能外国人が特定技能所属機関から失踪するのを防止するために、特定技能外国人やその家族等から保証金を徴収したり、失踪した際の違約金を定めていた場合が該当します。また、地方出入国在留管理局や労働基準監督署等に対して不適正な行為を通報すること、休日に許可を得ずに外出すること、業務従事時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて、その違約金を定める行為や受入れ外国人が一定期間勤務することを停止条件として貸付金の返済を免除する内容の契約、受入れ外国人が返済途中に退職した場合に貸付金の残額を一括で返済する内容の契約、特定技能外国人やその家族等から商品又はサービスの対価として不当に高額な金銭の徴収を予定する契約についても、「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」に該当します。

なお、これらの契約の締結の有無及び内容の如何に

			(略) (新設)	<p>関わらず、実際に保証金を徴収するなど、不当に金銭その他の財産の移転を行う行為に及んだ場合には、その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為(特定技能基準省令第2条第1項第4号(柱書き))に該当します。</p> <p>(略)</p> <p>⑮ 1号特定技能外国人支援計画に基づく支援における不正行為</p> <p>定期的な面談(オンライン会議システム等を活用する場合を含む。)や相談等において、出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で特定技能外国人の意思表示等を妨げる行為や、基準不適合に該当し得る内容等について相談記録書や定期面談報告書を作成しない場合などがこれに該当します。</p>
24	P.70	(10) 保証金の徴収・違約金契約等による欠格事由 ○ 3つ目	○ 「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」とは、特定技能所属機関から失踪することなど労働契約の不履行に係る違約金を定める契約のほか、地方出入国在留管理局や労働基準監督署への法令違反に係る相談をすること、休日に許可を得ずに外出すること、若しくは作業時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて、その違約金を定める契約、又は商品若しくはサービスの対価として不当に高額な料金の徴収を予定する契約などが該当します。	○ 「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」とは、特定技能所属機関から失踪することなど労働契約の不履行に係る違約金を定める契約のほか、地方出入国在留管理局や労働基準監督署への法令違反に係る相談をすること、休日に許可を得ずに外出すること、若しくは作業時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて、その違約金を定める契約、受入れ外国人が一定期間勤務することを停止条件として貸付金の返済を免除する内容の契約、受入れ外国人が返済途中で退職した場合に貸付金の残額を一括で返済する内容の契約又は商品若しくはサービスの対価として不当に高額な料金の徴収を予定する契約などが該当します。
25	P.70	【確認対象の書類】	<p>・雇用の経緯に係る説明書(参考様式第1-16号)</p> <p>* 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能</p>	<p>・雇用の経緯に係る説明書(参考様式第1-16号)</p> <p>* 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能</p>

			です。詳細は6ページのとおり。	です。詳細は7ページのとおり。
26	P.70	(11) 支援に要する費用の負担に関するもの 【確認対象の書類】	・雇用の経緯に係る説明書(参考様式第1-16号) * 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。	・雇用の経緯に係る説明書(参考様式第1-16号) * 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。
27	P.73	(12) 派遣形態による受入れに関するもの 【確認対象の書類】	○ 派遣元(特定技能所属機関)関係 <分野共通の書類> ・特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11-1号) * 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 * 上記*に該当しない場合は原則として3年に1回の提出	○ 派遣元(特定技能所属機関)関係 <分野共通の書類> ・特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11-1号) * 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。 * 当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。
28	P.74	(13) 労災保険法に係る措置等に関するもの ○ 2つ目	○ 「その他これに類する措置」とは、特定技能所属機関が労災保険制度において暫定任意適用事業とされている農林水産の事業の一部を想定しているもので、この場合、労災保険の代替措置として、労災保険に類する民間保険に加入していることをいいます。	○ 「その他これに類する措置」とは、特定技能所属機関が労災保険制度において暫定任意適用事業所とされている農林水産の事業の一部を想定しているもので、この場合、労災保険の代替措置として、労災保険に類する民間保険に加入していることをいいます。
29	P.75	(14) 特定技能雇用契約継続履行体制に関するもの 【確認対象の書類】	・特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11-1号) * 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 * 上記*に該当しない場合は原則として3年に1回の提出	・特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11-1号) * 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。 * 当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。
30	P.77	(15) 報酬の口座振込み等に関するもの 【確認対象の書類】 ○ 2つ目	○ 預貯金口座への振込み以外の支払方法を行った場合の出入国在留管理庁長官の確認は、特定技能所属機関が四半期ごとに特定技能外国人の活動状況に関する届出の際に、次の書類を提出することにより受けなければなりません。	○ 預貯金口座への振込み以外の支払方法を行った場合の出入国在留管理庁長官の確認については、特定技能所属機関が1年に1度提出する受入れ・活動・支援実施状況に関する届出(第7章第6節)の際に、次の書類を提出することにより行われます。

			・報酬支払証明書(参考様式第5-7号)	・報酬支払証明書(参考様式第5-7号)
31	P.77	(16) 地域における共生社会の実現のため寄与する責務に関すること	(新設)	<p>【関係規定】</p> <p>特定技能基準省令第2条 法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>十二の二 特定技能雇用契約の当事者である外国人に関し、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすることとしていること。</p> <p>○ 特定技能外国人に関し、当該外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策(以下「共生施策」という。)に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすることを求めるものです。</p> <p>○ 地方公共団体が実施する共生施策とは、特定技能所属機関(登録支援機関を含む。)が実施する特定技能外国人の支援に資するものを指します。例えば、各種行政サービス、交通・ゴミ出しのルール、医療・公衆衛生や防災訓練・災害対応、地域イベント、日本語教室等に関する施策等が想定されます。</p> <p>一方で、例えば、訪日外国人旅行客向けの案内等、特定技能外国人支援とは明らかに関係性がないものは、本件取組における共生施策の対象にはなりません。</p> <p>○ 特定技能所属機関は、①初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、当該外国人と特定技能雇用契約を締結後、在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請を行う前に、また、②既に特定技能外国</p>

				<p>人を受け入れている場合には、当該外国人に係る在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を行う前に、市区町村(特別区を含む。)に対し、協力確認書(※)を提出することが求められます。</p> <p>協力確認書は、受け入れる(又は受け入れている)特定技能外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する市区町村のそれぞれに提出する必要があります(両者が同一の市区町村である場合は、当該市区町村に対して一通提出します。)</p> <p>協力確認書は、特定技能所属機関が初めて在留諸申請を行う際に作成し、該当する市区町村に一度提出するものとします。その後、同一の事業所で活動する他の特定技能外国人に係る在留諸申請や、再度の在留諸申請の再申請の際には、再提出する必要はありません。ただし、協力確認書に記載された事項(事業所の所在地や住居地、担当者連絡先等)に変更が生じた場合には、該当する市区町村に対して、改めて協力確認書を提出することが求められます。なお、特定技能外国人の転職・転出や帰国の際には、特定技能所属機関から市区町村に連絡する必要はありません。</p> <p>※ 「協力確認書」掲載ページ https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/01_00120.html</p> <p>○ 協力確認書の提出手続等の詳細については、特定技能制度における地域との共生施策に関する連携に係るQ&A(※)を参照してください。</p> <p>※ 「特定技能制度における地域との共生施策に関する連携に係るQ&A」掲載ページ</p>
--	--	--	--	--

https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/03_00122.html

【留意事項】

- 協力確認書の提出については、市区町村によっては郵送又はオンライン提出が可能であるため、市区町村のホームページから提出方法を確認してください。
- 地方公共団体から、地方出入国在留管理局に対して、特定技能所属機関が、特定技能外国人に対する支援に資するものであるにもかかわらず、地方公共団体からの協力要請に応じないなどとして、相談が地方公共団体からあった場合、地方出入国在留管理局は、必要に応じて当該地方公共団体や特定技能所属機関等に事情を確認した上で、指導・助言・協力要請等を行う場合があります。
- 特定技能所属機関等 が協力要請に応じない場合、関連する地方公共団体の共生施策の内容、特定技能所属機関等が関与する必要性及び相当性その他諸般の事情を総合的に勘案し、特定技能所属機関等が地方公共団体による共生施策への協力が可能であるにもかかわらず、これを行わないため、当該特定技能外国人に対し職業生活上、日常生活上又は社会生活上必要な支援の実施が確保されず、その適正な在留及び支援計画の適正な実施に重大な支障が生じていると認められる場合には、特定技能所属機関等に対し、改善命令等を行うことがあります。

(例) 条例上、事業主の取組が求められる施策の履行
(例: 感染防止に係る必要な措置、従業員に対する周知等)を怠っており、再三にわたる指導にもかかわらずこれに応じないため、地域住民と特定技能外国人の間にトラ

				ブルが生じている場合等
32	P.79	(17) 表題	(16)分野に特有の事情に鑑みて定められた基準に関するもの	(17)分野に特有の事情に鑑みて定められた基準に関するもの
33	P.81	第5章 第2節 第2 (1) 中長期在留者の受入れ実績等に関するもの 【確認対象の書類】	<共通> ・特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11-1号) * 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 * 上記*に該当しない場合は原則として3年に1回の提出	<共通> ・特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11-1号) * 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。 * 当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。
34	P.86	(4) 支援の中立性に関するもの 【確認対象の書類】	・特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11-1号) * 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は6ページのとおり。 * 上記*に該当しない場合は原則として3年に1回の提出	・特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11-1号) * 一定の事業規模があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関については、書類の提出を省略することが可能です。詳細は7ページのとおり。 * 当該書類については、初回受入れ等の場合を除き定期届出で提出する書類となります。
35	P.87	(6) 定期的な面談の実施に関するもの 【留意事項】 ○4つ目	○ 「面談」とは、直接に対面して話をするをいいます。 なお、面談を効果的に行うための準備として、質問予定の項目について、あらかじめアンケート等を実施することは差し支えありません。	○ 面談を効果的に行うための準備として、質問予定の項目について、あらかじめアンケート等を実施することは差し支えありません。
36	P.93	第6章 第3節 (1) 適切な実施方法等に関するもの 【関係規定】	特定技能基準省令第4条 法第2条の5第8項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容が、当該外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、特定技能所属機関(契約により他の者に1号特定技能外国人支援の全部の実施を委託した特定技能	特定技能基準省令第4条 法第2条の5第8項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容が、当該外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、特定技能所属機関(契約により他の者に1号特定技能外国人支援の全部の実施を委託した特定技能

			所属機関を除く。)及び特定技能所属機関から契約により1号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施の委託を受けた者において適切に実施することができるものであること。	所属機関を除く。)及び特定技能所属機関から契約により1号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施の委託を受けた者において、 地方公共団体が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえ、適切に実施することができるものであること。
37	P.94	○2つ目～4つ目	(新設) ○ 一部の支援については、実効性確保の観点から、対面により又はテレビ電話装置により実施されること、また、特定技能外国人が十分に理解できる言語により実施されることが求められています。	○ 特定技能所属機関は、地方公共団体（1号特定技能外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する市区町村）において実施する共生施策を確認の上、支援計画を作成し、在留諸申請の際に、地方出入国在留管理局に提出する必要があります。 なお、共生施策の確認は、地方公共団体のホームページの閲覧によって行うことを想定しています。 ○ 1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）の「IV 支援内容」の自由記載欄に共生施策を踏まえた支援を記載してください。なお、同欄の記載方法については、「1号特定技能外国人支援に関する運用要領-1号特定技能外国人支援計画の基準について-」の「第1 1号特定技能外国人支援計画の基準等」を確認してください。 ○ 一部の支援については、実効性確保の観点から、対面により又はテレビ電話装置（ オンライン会議システム等を含む。 ）により実施されること、また、特定技能外国人が十分に理解できる言語により実施されることが求められています。
38	P.97	第7章 ○4つ目	○ 本章に定める届出は、 届出書及び必要な添付資料を地方出入国在留管理局へ持参又は郵送して行ってください。 また、同届出は、インターネットを介して行うこともできません（事前に利用者情報登録をする必要が	○ 本章に定める届出は、インターネットを介して行うことができます（事前に利用者情報登録をする必要があります。）。インターネットを介して行う場合は、「出入国在留管理庁」ウェブサイト内の「出入国在留管理庁電子届出システム」ボタンをクリックして、

			<p>あります。)。インターネットを介して行う場合は、「出入国在留管理庁」ウェブサイト内の「出入国在留管理庁電子届出システム」ボタンをクリックして、届出を行ってください。</p> <p>なお、掲載場所は、末尾の別表のとおりです。</p>	<p>届出を行い、必要な書類を添付書類として提出してください。</p> <p>また、届出については、地方出入国在留管理局へ持参又は郵送で提出することも可能ですが、その場合は、在留諸申請及び届出における提出書類の省略を認める機関ではなくなることに留意してください。</p> <p>なお、掲載場所は、末尾の別表のとおりです。</p>				
39	P.98	<p>第7章 第1節 第1 【関係規定】</p>	<p>施行規則第19条の17</p> <p>法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる事由に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。</p> <p>(略)</p> <p>別表第3の5の1の表(第19条の17関係)</p> <table border="1"> <tr> <th>事由</th> </tr> <tr> <td>特定技能雇用契約の変更</td> </tr> </table>	事由	特定技能雇用契約の変更	<p>施行規則第19条の17</p> <p>法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。</p> <p>(略)</p> <p>別表第3の5の1の表(第19条の17関係)</p> <table border="1"> <tr> <th>場合</th> </tr> <tr> <td>特定技能雇用契約の変更をしたとき</td> </tr> </table>	場合	特定技能雇用契約の変更をしたとき
事由								
特定技能雇用契約の変更								
場合								
特定技能雇用契約の変更をしたとき								
40	P.103	<p>第2 【関係規定】</p>	<p>施行規則第19条の17</p> <p>法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる事由に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。</p> <p>(略)</p> <p>別表第3の5の1の表(第19条の17関係)</p> <table border="1"> <tr> <th>事由</th> </tr> <tr> <td>特定技能雇用契約の終了</td> </tr> </table>	事由	特定技能雇用契約の終了	<p>施行規則第19条の17</p> <p>法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。</p> <p>(略)</p> <p>別表第3の5の1の表(第19条の17関係)</p> <table border="1"> <tr> <th>場合</th> </tr> <tr> <td>特定技能雇用契約が終了したとき</td> </tr> </table>	場合	特定技能雇用契約が終了したとき
事由								
特定技能雇用契約の終了								
場合								
特定技能雇用契約が終了したとき								

41	P.104	第3 【関係規定】	施行規則第19条の17 法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、 住居地 及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる 事由 に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。 (略) 別表第3の5の1の表(第19条の17関係) <table border="1" data-bbox="707 504 1402 600"> <tr> <td style="text-align: center;">事由</td> </tr> <tr> <td>新たな特定技能雇用契約の締結</td> </tr> </table>	事由	新たな特定技能雇用契約の締結	施行規則第19条の17 法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる 場合の区分 に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。 (略) 別表第3の5の1の表(第19条の17関係) <table border="1" data-bbox="1435 504 2130 600"> <tr> <td style="text-align: center;">場合</td> </tr> <tr> <td>新たな特定技能雇用契約の締結をしたとき</td> </tr> </table>	場合	新たな特定技能雇用契約の締結をしたとき
事由								
新たな特定技能雇用契約の締結								
場合								
新たな特定技能雇用契約の締結をしたとき								
42	P.105	第7章 第2節 第1 【関係規定】	施行規則第19条の17 法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、 住居地 及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる 事由 に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。 (略) 別表第3の5の2の表(第19条の17関係) <table border="1" data-bbox="707 991 1402 1086"> <tr> <td style="text-align: center;">事由</td> </tr> <tr> <td>1号特定技能外国人支援計画の変更</td> </tr> </table>	事由	1号特定技能外国人支援計画の変更	施行規則第19条の17 法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる 場合の区分 に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。 (略) 別表第3の5の2の表(第19条の17関係) <table border="1" data-bbox="1435 991 2130 1086"> <tr> <td style="text-align: center;">場合</td> </tr> <tr> <td>1号特定技能外国人支援計画の変更をしたとき</td> </tr> </table>	場合	1号特定技能外国人支援計画の変更をしたとき
事由								
1号特定技能外国人支援計画の変更								
場合								
1号特定技能外国人支援計画の変更をしたとき								
43	P.108	第7章 第3節 第1 【関係規定】	施行規則第19条の17 法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、 住居地 及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる 事由 に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。 (略) 別表第3の5の3の表(第19条の17関係) <table border="1" data-bbox="707 1477 1402 1524"> <tr> <td style="text-align: center;">事由</td> </tr> </table>	事由	施行規則第19条の17 法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる 場合の区分 に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。 (略) 別表第3の5の3の表(第19条の17関係) <table border="1" data-bbox="1435 1477 2130 1524"> <tr> <td style="text-align: center;">場合</td> </tr> </table>	場合		
事由								
場合								

			法第2条の5第5項の契約の締結	法第2条の5第5項の契約の締結をしたとき				
44	P.109	第7章 第3節 第2 【関係規定】	<p>施行規則第19条の17</p> <p>法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる事由に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。</p> <p>(略)</p> <p>別表第3の5の3の表(第19条の17関係)</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">事由</td> </tr> <tr> <td>法第2条の5第5項の契約の変更</td> </tr> </table>	事由	法第2条の5第5項の契約の変更	<p>施行規則第19条の17</p> <p>法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。</p> <p>(略)</p> <p>別表第3の5の3の表(第19条の17関係)</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">場合</td> </tr> <tr> <td>法第2条の5第5項の契約の変更をしたとき</td> </tr> </table>	場合	法第2条の5第5項の契約の変更をしたとき
事由								
法第2条の5第5項の契約の変更								
場合								
法第2条の5第5項の契約の変更をしたとき								
45	P.111	第7章 第3節 第3 【関係規定】	<p>施行規則第19条の17</p> <p>法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる事由に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。</p> <p>(略)</p> <p>別表第3の5の3の表(第19条の17関係)</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">事由</td> </tr> <tr> <td>法第2条の5第5項の契約の終了</td> </tr> </table>	事由	法第2条の5第5項の契約の終了	<p>施行規則第19条の17</p> <p>法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。</p> <p>(略)</p> <p>別表第3の5の3の表(第19条の17関係)</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">場合</td> </tr> <tr> <td>法第2条の5第5項の契約が終了したとき</td> </tr> </table>	場合	法第2条の5第5項の契約が終了したとき
事由								
法第2条の5第5項の契約の終了								
場合								
法第2条の5第5項の契約が終了したとき								
46	P.112	第7章 第4節 【関係規定】	<p>施行規則第19条の17</p> <p>法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる事由に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。</p> <p>(略)</p>	<p>施行規則第19条の17</p> <p>法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。</p> <p>(略)</p>				

			別表第3の5の4の表（第19条の17関係）	
			事由	場合
			特定技能外国人の受入れ困難	特定技能外国人の受入れが困難となった場合
47	P.112	第7章 第4節 ○3つ目から5つ目	○ 受入れ困難の事由発生日とは、主に <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営上の都合により解雇の予告をしたとき ・ 特定技能所属機関が基準不適合となったとき ・ 法人の解散の意思決定がなされたとき ・ 重責解雇（労働者の責めに帰すべき事由によるもの）となるような事由が判明したとき ・ 自己都合退職の申し出があったとき ・ 「特定技能」以外の在留資格へ変更申請をしたとき（引き続き雇用する場合を含む） ・ 特定技能外国人の病気・怪我により雇用の継続が困難になったとき ・ 特定技能外国人が行方不明となったとき ・ 個人事業主・特定技能外国人が死亡したとき などがあります。	○ 受入れ困難の事由発生日とは、主に <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営上の都合により解雇の予告をしたとき ・ 特定技能所属機関が基準不適合となり、特定技能外国人の受入れの継続が困難となったとき ・ 法人の解散の意思決定がなされたとき ・ 重責解雇（労働者の責めに帰すべき事由によるもの）となるような事由が判明したとき ・ 「特定技能」以外の在留資格へ変更申請をしたとき（引き続き雇用する場合を含む） ・ 特定技能外国人の病気・怪我により雇用の継続が困難になったとき ・ 特定技能外国人が行方不明となったとき ・ 個人事業主・特定技能外国人が死亡したとき ・ 特定技能外国人が許可を受けた日から1か月経過しても就労を開始していない場合 ・ 特定技能外国人が雇用後に1か月以上活動ができない事情が生じた場合 などがあります。 <p>※ 自己都合退職の申出があった時点での受入れ困難に係る届出の提出は不要です（その後特定技能外国人が退職した場合には、雇用契約終了（本章第1節第2）の届出を提出する必要があります。）。</p> <p>※ 特定技能外国人が許可を受けてから1か月経過しても就労を開始できない場合も受入れ困難の事由に含まれます。受入れ予定の外国人の在留審査の結果等の情報については、確実に把握するよう努めてく</p>

			(新設) ○ 雇用契約が終了した日から14日以内に行わなければならない届出の詳細については、第7章第1節第2を参照してください。	ださい。 ○ なお、自社支援をしている場合において、支援の実施が困難になった場合については、本章第7節の1号特定技能外国人支援計画の実施困難の届出書を提出してください。 ○ 雇用契約が終了した日から14日以内に行わなければならない届出の詳細については、本章第1節第2を参照してください。
48	P.113	第7章 第4節 【確認対象の書類】	・ 受入れ困難に係る届出書（参考様式第3－4号） ・ 受入れ困難となるに至った経緯に係る説明書（参考様式第5－11号）	・ 受入れ困難に係る届出書（参考様式第3－4号） （届出事由が1か月以上の活動未実施である場合） ・ 1か月以上の活動未実施期間が生じた際の状況説明書（参考様式第5－14号） （届出事由が行方不明である場合） ・ 行方不明が判明した際の状況説明書（参考様式第5－15号） （届出事由がその他のものである場合） ・ 受入れ困難となるに至った経緯に係る説明書（参考様式第5－11号）
49	P.114	第7章 第4節 【留意事項】 ○6つ目	○ 一部の分野において、特定技能所属機関は分野別協議会へ入会することが求められていますが、分野別協議会への入会が拒否された場合、特定技能所属機関は基準を満たさないことになり、引き続き特定技能外国人を受け入れることができないことから、届出が必要です。	○ 一部の分野において、特定技能所属機関は分野別協議会へ入会することが求められていますが、分野別協議会への入会が拒否された場合や退会した場合には、特定技能所属機関は基準を満たさないことになり、引き続き特定技能外国人を受け入れることができないことから、届出が必要です。
50	P.114	第7章 第4節 【留意事項】 ○8つ目から10個	(新設)	○ 特定技能外国人が1か月以上活動できない状況が生じた場合には、1か月以上の活動未実施期間が生じた際の状況説明書（参考様式第5－14号）に具体的な内容を記載して届出書に添付してください。

		目	<p>○ 添付する説明書には、以下を具体的に記載してください。</p> <p>・届出に至った経緯（特定技能外国人から特定技能雇用契約の終了に係る申出があったとする場合はその事情を含む。）</p> <p>（略）</p>	<p>い。</p> <p>○ 特定技能外国人の行方不明が発生した場合には、行方不明が判明した際の状況説明書（参考様式第5-15号）に具体的な内容を記載して届出書に添付してください。</p> <p>○ その他の届出事由の場合には、受入れ困難となるに至った経緯に係る説明書（参考様式第5-11号）を添付し、以下を具体的に記載してください。</p> <p>・届出に至った経緯</p> <p>（略）</p>
51	P.115	第7章 第5節	<p>第5節 出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を知ったときの届出</p> <p>【関係規定】</p> <p>（略）</p> <p>施行規則第19条の17</p> <p>法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる事由に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。</p> <p>6 法第19条の18第1項第4号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>二 特定技能外国人に関して出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為があったことを知った場合</p>	<p>第5節 特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出</p> <p>【関係規定】</p> <p>（略）</p> <p>施行規則第19条の17</p> <p>法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。</p> <p>6 法第19条の18第1項第4号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>二 特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。次条第2項第2号において「特定技能基準省令」という。）第2条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる基準のいずれかに</p>

			<p>別表第3の5の4の表（第19条の17関係）</p> <table border="1"> <tr> <th>事由</th> </tr> <tr> <td>出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の発生の認知</td> </tr> <tr> <th>事項</th> </tr> <tr> <td> 1 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の発生時期、認知時期及び当該行為への対応 2 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の内容 （新設） </td> </tr> </table>	事由	出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の発生の認知	事項	1 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の発生時期、認知時期及び当該行為への対応 2 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の内容 （新設）	<p>適合しないこととなる事由が生じたことを知った場合</p> <p>別表第3の5の4の表（第19条の17関係）</p> <table border="1"> <tr> <th>場合</th> </tr> <tr> <td> 特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（以下この表及び別表第3の5の2において「特定技能基準省令」という。）第2条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないこととなる事由が生じたことを知った場合 </td> </tr> <tr> <th>事項</th> </tr> <tr> <td> 1 特定技能基準省令第2条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないこととなる事由並びにその発生時期及び原因 2 特定技能外国人の現状 3 当該事由を解消するための措置 </td> </tr> </table>	場合	特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（以下この表及び別表第3の5の2において「特定技能基準省令」という。）第2条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないこととなる事由が生じたことを知った場合	事項	1 特定技能基準省令第2条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないこととなる事由並びにその発生時期及び原因 2 特定技能外国人の現状 3 当該事由を解消するための措置
事由												
出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の発生の認知												
事項												
1 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の発生時期、認知時期及び当該行為への対応 2 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の内容 （新設）												
場合												
特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（以下この表及び別表第3の5の2において「特定技能基準省令」という。）第2条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないこととなる事由が生じたことを知った場合												
事項												
1 特定技能基準省令第2条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないこととなる事由並びにその発生時期及び原因 2 特定技能外国人の現状 3 当該事由を解消するための措置												
52	P.116	<p>第7章 第5節 ○1つ目から3つ目</p>	<p>○ 特定技能所属機関は、雇用する特定技能外国人について、出入国又は労働関係法令に関する不正行為等を認知した場合には、当該認知の日から14日以内に、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該不正行為を認知した旨及び当該不正行為の発生時期、認知時期、当該不正行為等への対応並びに当該不正行為等の内容を記載した書面を提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければなりません。</p>	<p>○ 特定技能所属機関は、自らが特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条に定める特定技能雇用契約の相手方（特定技能所属機関）の基準に適合しないこととなる事由（以下「基準不適合」という。）が生じたことを認知した場合には、当該認知の日から14日以内に、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に当該基準不適合を認知した旨及び当該基準不適合の発生時期、認知時期、当該基準不適合等への対応並びに当該基準不適合等の内容を記載した書面を提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して</p>								

			<p>○ 特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に限らず、行政機関から指導があった場合等は、本件届出ではなく、特定技能所属機関の定期届出のうち、活動状況に係る届出書（参考様式3-6号）の項番11「その他の適格性に関すること」に記載のとおり、理由書（任意書式）や疎明資料を添付して提出してください。</p> <p>（新設）</p>	<p>届出を行わなければなりません。</p> <p>○ 特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に限らず、行政機関から指導があった場合等は、参考様式第5-18号の基準不適合に係る説明書（特定技能所属機関作成用）に疎明資料を添付して提出してください。</p> <p>○ 「基準不適合」とは、特定技能基準省令第2条に掲げる基準（第5章第2節参照）に適合していない状況であり、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 税金や社会保険料等の滞納が発生したとき（第2条第1項第1号不適合）・ 特定技能外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（日本人及び他の在留資格で就労している外国人を含む。）に関し、非自発的離職が発生させたとき（第2条第1項第2号不適合）・ 関係法律による刑罰を受けたとき（第2条第1項第4号不適合）・ 実習認定の取消しを受けたとき（第2条第1項第4号不適合）・ 出入国又は労働関係法令に関する不正行為を行ったとき（第2条第1項第4号不適合）・ 外国人に対する暴行行為、脅迫行為又は監禁行為が発生したとき（第2条第1項第4号不適合）・ 外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為が発生したとき（第2条第1項第4号不適合）
--	--	--	---	---

				などが想定されます。
53	P.117	第7章 第5節 【確認対象の書類】	・ 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為（不正行為）に係る届出書（参考様式第3－5号）	・ 特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出書（参考様式第3－5号） ・ 基準不適合に係る説明書（特定技能所属機関作成用）（参考様式第5－18号）
54	P.117	第7章 第5節 【留意事項】	○ 「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為」については、本要領第5章第2節第1（6）を参照してください。 (新設) ○ 特定技能所属機関（又は登録支援機関）が、1号特定技能外国人支援として行う定期的な面談などの際に、特定技能外国人への不正行為を知った場合は、当該不正行為を改善することが求められるとともに、関係する行政機関に報告を行うなど必要な措置を講じた上で、その結果を地方出入国在留管理局へ届け出なければなりません。届け出ることとされている不正行為は、不正の態様や程度を問いませんので、不正行為を知った場合には速やかに届け出てください。また、届出を行った時点において、関係行政機関から不正行為に対する指導又は処分を受けていない場合であって、届出後に指導又は処分を受けるに至った場合は、その内容を地方出入国在留管理局へ届け出てください。	○ 「特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条に定める特定技能雇用契約の相手方（特定技能所属機関）の基準」については、本要領第5章第2節を参照してください。 ○ 基準不適合とは、例えば、本来支払わなければならない租税について、納期限を経過して未納が発生した場合（特定技能基準省令第2条第1項第1号）などが該当します。 ○ 特定技能所属機関（又は登録支援機関）が、1号特定技能外国人支援として行う定期的な面談などの際に、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合（特定技能外国人への不正行為を含む。）を知った場合は、当該基準不適合を改善することが求められるとともに、関係する行政機関に報告を行うなど必要な措置を講じた上で、その結果を地方出入国在留管理局へ届け出なければなりません。届け出ることとされている基準不適合は、態様や程度を問いませんので、基準不適合を知った場合には速やかに届け出てください。また、届出を行った時点において、関係行政機関から基準不適合に対する指導又は処分を受けていない場合であって、届出後に指導又は処分を受けるに至った場合は、その内容を地方出入国在留管理

				局へ届け出てください。
55	P.117	第7章 第6節	<p>第6節 特定技能外国人の受入れ・活動状況に関する届出</p> <p>【関係規定】</p> <p>法第19条の18</p> <p>2 特定技能所属機関は、前項の規定により届出をする場合を除くほか、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>施行規則第19条の18</p> <p>法第19条の18第2項第1号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(略)</p> <p>二 届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号</p> <p>三 届出に係る特定技能外国人が法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動を行った日数、活動の場所及び従事した業務の内容</p> <p>四 届出に係る特定技能外国人が派遣労働者等（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第2号に規定する派遣労働者及び船員職業安定法（昭和</p>	<p>第6節 特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に係る届出</p> <p>【関係規定】</p> <p>法第19条の18</p> <p>2 特定技能所属機関は、前項の規定により届出をする場合を除くほか、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。</p> <p>(略)</p> <p>二 第2条の5第6項の規定により適合1号特定技能外国人支援計画を作成した場合には、その実施の状況（契約により第19条の27第1項に規定する登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託したときを除く。）</p> <p>施行規則第19条の18</p> <p>法第19条の18第2項第1号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(略)</p> <p>二 届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号</p> <p>三 届出に係る特定技能外国人が法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動を行った期間、活動の場所及びこれに対する報酬</p> <p>(削除)</p>

			<p>23年法律第130号)第6条第12項に規定する派遣船員をいう。)として業務に従事した場合にあつては、派遣先(労働者派遣法第2条第4号に規定する派遣先及び船員職業安定法第6条第15項に規定する派遣先をいう。)である本邦の公私の機関の氏名又は名称及び住所</p> <p>2 法第19条の18第2項第3号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 特定技能外国人及び当該特定技能外国人の報酬を決定するに当たつて比較対象者とした従業員(比較対象者とした従業員がない場合にあつては、当該特定技能外国人と同一の業務に従事する従業員)に対する報酬の支払状況(当該特定技能外国人のそれぞれの報酬の総額及び銀行その他の金融機関に対する当該特定技能外国人の預金口座又は貯金口座への振込みその他の方法により現実に支払われた額を含む。)</p> <p>二 所属する従業員の数、特定技能外国人と同一の業務に従事する者の新規雇用者数、離職者数、行方不明者数及びそれらの日本人、外国人の別</p> <p>三 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る適用の状況並びに労働者災害補償保険の適用の手続に係る状況</p> <p>四 特定技能外国人の安全衛生に関する状況</p> <p>五 特定技能外国人の受入れに要した費用の額及びその内訳</p>	<p>2 法第19条の18第2項第3号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 次項に規定する届出の対象となる期間(以下この号において「対象期間」という。)内に受け入れていた特定技能外国人1人当たりの当該対象期間における平均した1月当たりの労働日数、対象期間内に受け入れていた特定技能外国人1人当たりの当該対象期間における平均した1月当たりの報酬その他の特定技能外国人の受入れの状況</p> <p>二 特定技能所属機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していることその他の特定技能基準省令第2条第1項各号及び第2項各号に掲げる基準に適合しているかどうかを判断するために必要な事項</p> <p>(削除)</p>
--	--	--	---	---

			<p>3 法第19条の18第2項の届出をしようとする特定技能所属機関は、同項各号に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出しなければならない。</p> <p>5 法第19条の18第2項の届出は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に行わなければならない。</p> <p>6 第19条の15第3項の規定は、第3項に規定する書面の提出をする場合について準用する。</p>	<p>3 法第19条の18第2項の規定による届出は、当該届出をしようとする特定技能所属機関が、毎年5月31日までに、その年の前年の4月1日からその年の3月31日までの期間内における同項各号に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出して行わなければならない。この場合において、当該特定技能所属機関は、前項第2号に掲げる事項を明らかにする資料を当該書面と併せて提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p>
56	P.118	<p>第7章 第6節 ○1つ目から7つ目</p>	<p>○ 特定技能所属機関は、四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内に、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に特定技能外国人の在留管理に必要なものとして法務省令で定める事項を記載した書類を提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければなりません。</p>	<p>○ 入管法施行規則が改正されたことに伴い、令和7年6月1日以降（※）は、特定技能所属機関は、1年に1度、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に特定技能外国人の在留管理に必要なものとして法務省令で定める事項を記載した書類を提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければなりません。</p> <p>※ 改正入管法施行規則の附則の規定により、定期届出については、令和7年5月31日まで従前の定期届出の規定が適用されます。したがって、令和7年の第1四半期（対象期間：1月1日から3月31日）の定期届出は、令和7年4月1日から</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ○ 四半期は次のように定められています。 <ul style="list-style-type: none"> ① 第1四半期： 1月1日から 3月31日まで ② 第2四半期： 4月1日から 6月30日まで ③ 第3四半期： 7月1日から 9月30日まで ④ 第4四半期： 10月1日から12月31日まで ○ 一時帰国等により届出対象となる四半期中に全く就業していない場合であっても、特定技能所属機関に所属している場合は届出の対象になります。 <p style="margin-left: 20px;">現時点で既に退職している場合であっても、届出対象となる四半期中に一日でも所属していた場合は、同様に届出の対象になります。</p> ○ 届出事項は次のとおりとなっています。 <ul style="list-style-type: none"> ① 届出の対象となる期間内に受け入れていた特定技能外国人の総数 ② 届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号 ③ 届出に係る特定技能外国人が「特定技能」の活動を行った日数、活動の場所及び従事した業務の内容 ④ 届出に係る特定技能外国人が派遣労働者として業務に従事した場合にあっては、派遣先の氏名又は名称及び住所 ⑤ 特定技能外国人及び当該特定技能外国人の報酬を決定するに当たって比較対象者とした従業員 	<p style="color: red;">4月15日までに提出する必要があります。なお、改正後の規定に基づき、同届出を最初に提出するのは、令和8年4月1日から同年5月31日となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定技能所属機関は、対象年の4月1日から翌年3月31日までの受入れ・活動・支援実施状況を翌年4月1日から5月31日までに提出する必要があります。 ○ 一時帰国等により届出対象期間中に全く就業していない場合であっても、特定技能所属機関に所属している場合は届出の対象になります。 <p style="margin-left: 20px;">現時点で既に退職している場合であっても、届出対象期間中に一日でも所属していた場合は、同様に届出の対象になります。</p> ○ 届出事項は次のとおりとなっています。 <ul style="list-style-type: none"> ① 受け入れている特定技能外国人数 ② 実労働日数 ③ 所定内実労働時間数 ④ 超過実労働時間数 ⑤ きまって支給する現金給与額（超過労働給与額を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ うち超過労働給与額（時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等） ・ うち通勤手当 ・ うち精皆勤手当 ・ うち家族手当 ⑥ 対象期間中の賞与、期末手当等特別給与額
--	--	--	--	---

			<p>員（当該従業員がいない場合は、当該外国人と同一の業務に従事する従業員）に対する報酬の支払状況（当該外国人のそれぞれの報酬の総額及び銀行その他の金融機関に対する当該特定技能外国人の預金口座又は貯金口座への振込み等の方法により現実に支払われた額を含む。）</p> <p>⑥ 所属する従業員の数、特定技能外国人と同一の業務に従事する者の新規雇用者数、離職者数、行方不明者数及びそれらの日本人、外国人の別</p> <p>⑦ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る適用の状況並びに労働者災害補償保険の適用の手續に係る状況</p> <p>⑧ 特定技能外国人の安全衛生に関する状況</p> <p>⑨ 特定技能外国人の受入れに要した費用の額及びその内訳（届出対象期間中に新たに特定技能外国人を受け入れた場合のみ）</p> <p>（新設）</p>	<p>⑦ 控除額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食費 ・ 居住費（水道、光熱費含む。） ・ 税・社会保険料 ・ その他 <p>⑧ 昇給率</p> <p>⑨ 支援の実施状況</p> <p>⑩ 備考</p> <p>○ 入管法施行規則が改正されたことに伴い、届出書本体及び別紙に加えて、添付書類として適格性書類（添付資料）の提出が必要となります。</p> <p>なお、届出時点で基準に適合していることを誓約しており、過去3年間に指導勧告書の交付又は改善命令処分を受けておらず、オンライン申請及び電子届出を活用することを誓約している機関（※）であって、かつ次の①から⑥のいずれかに該当する機関については、適正な受入れを行うことが見込まれる機関等として適格性書類の提出を省略することが可能です。</p> <p>※ 令和8年4月1日以降に提出する定期届出において、オンライン申請及び電子届出を行うことが</p>
--	--	--	--	---

				<p>適格性書類の省略を認める必須要件となりますので、書類の省略を希望される場合には、オンライン申請及び電子届出の利用者登録を行ってください。</p> <ol style="list-style-type: none">① 日本の証券取引所に上場している企業② 保険業を営む相互会社③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）④ 一定の条件を満たす企業等⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人⑥ 特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年間に債務超過となっていない法人 <p>（基準適合性に係る書類について省略を希望する場合の添付資料）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 基準適合性に係る誓約書・特定産業分野に係る説明書（参考様式第5-16号）・ 特定産業分野ごとに提出を要する書類 <p>○ 前述の機関に該当しない機関又は過去3年間に指導勧告書の交付又は改善命令処分を受けている機関については、次の添付資料の提出が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 基準適合性及び特定産業分野に係る説明書（参考様式第5-17号）・ 特定技能所属機関概要書
--	--	--	--	--

				<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書 ・ 業務執行に関与する役員の住民票又は特定技能所属機関の役員に関する誓約書 ・ 労働保険料の納付に係る資料 ・ 社会保険料の納付に係る資料 ・ 国税の納付に係る資料 ・ 法人住民税の納付に係る資料 ・ 特定産業分野ごとに提出を要する書類 <p>○ 当該届出については、届出をせず、又は虚偽の届出をした者については、罰則の対象となりますので、添付する資料を含め、十分確認をした上で届出書を提出してください。</p>
57	P.120	第7章 第6節 【確認対象の書類】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受入れ・活動状況に係る届出書（参考様式第3－6号） ・ 特定技能外国人の受入れ状況・報酬の支払状況（参考様式第3－6号別紙） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書（参考様式第3－6号） ・ 特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況（参考様式第3－6号別紙1） ・ 特定技能所属機関の適格性に関する資料
58	P.120	第7章 第6節 【留意事項】	（新設）	<p>○ 1号特定技能外国人支援計画の実施を登録支援機関に全部委託している場合は、特定技能所属機関が委託先の登録支援機関から支援の実施状況を取りまとめて提出する必要があります。その場合は、当該届出の支援の実施状況の部分について、登録支援機関と情報共有した上で、登録支援機関と連名で地方出入国在留管理局に提出してください。</p> <p>○ 複数の登録支援機関に支援計画の実施の全部委託をしている場合には、別紙の署名欄（参考様式第3－6号（別紙2））を作成して提出してください。</p> <p>○ 備考欄については、必要な添付書類を提出できない理由など地方出入国在留管理局に対する伝達事項</p>

			<ul style="list-style-type: none">○ 本届出は、届出期間が同一の、支援実施状況に係る届出書（参考様式第3-7号）と同時に行ってください。ただし、特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合には、支援実施状況に係る届出書（参考様式第3-7号）は不要です。○ 「報酬の支払状況」を記載した書類として、特定技能外国人の受入れ状況・報酬の支払状況（参考様式第3-6号別紙）及び基本賃金、残業代等諸手当の支給額、控除額、労働時間、労働日数が分かる賃金台帳の写しを添付してください。<p>なお、特定技能外国人の報酬を決定するに当たって比較対象とした日本人労働者の賃金台帳の写しについては、個人情報保護の観点から、氏名や生年月日などについては、黒塗りするなどして個人が特定できない状態で届出書に添付してください。在留諸申請時に、比較対象となる者がいないとして「特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1-4号）」を提出した場合は、「比較対象となる日本人労働者がいない」にチェックをした上で、比較対象</p>	<p>を記載し、必要に応じて別紙（任意様式）を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 参考様式第3-6号（別紙1）の特定技能外国人の一覧については、特定技能外国人を受け入れている事業所ごとに作成してください。○ 参考様式第3-6号（別紙1）において、預貯金口座への振り込み以外の方法で報酬を支払っている場合については、報酬支払証明書（参考様式第5-7号）を提出する必要があります。 <p>（削除）</p>
--	--	--	---	---

者の賃金台帳の写し等の添付は省略して差し支えありませんが、特定技能外国人と同一の業務に従事する日本人従業員の賃金台帳写しの提出が必要です。

また、比較対象とした日本人労働者が変更となっている場合は、特定技能外国人の報酬に関する説明書（参考様式第1-4号）に記載の上、賃金台帳の写し等を添付してください。

- 「特定技能外国人の預金口座又は貯金口座への振込み等の方法により現実に支払われた額」を記載した書類として、次の資料を添付してください。

- * 報酬の支払方法を「口座振込」とした場合

- 添付不要。ただし、特定技能外国人の指定する預金口座等への振込明細書を「特定技能外国人の受入れに要した費用の額及び内訳」に係る添付書類として、特定技能外国人の活動状況に関する帳簿に編てつしてください。

- * 報酬の支払方法を「通貨払」とした場合

- ・ 報酬支払証明書（参考様式第5-7号）

- 参考様式第3-6号別紙（特定技能外国人の受入れ状況・報酬の支払状況）に記載する金額は、届出対象となる該当月に、特定技能外国人に実際に支払われた金額を記載してください。

ただし、就労を開始した月に特定技能としての活動に対する反対給付がない場合（例：1月15日就労開始、月末締め、翌月10日払いにおける1月期の給付額）は、斜線又は取消し線を記入してください。

なお、「技能実習」、「特定活動」等の在留資格で雇用していた方が引き続き特定技能外国人として雇用

			<p>される場合で、当該他の在留資格としての活動と特定技能外国人としての活動に対する給付をそれぞれ算出することが困難である場合は、合算した金額を記載していただいて差し支えありません。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 特定技能外国人に係る社会保険及び雇用保険の被保険者資格取得手続きを行っていない場合は、当該特定技能外国人の身分事項及び被保険者資格取得手続きが未了である理由について、理由書（任意様式）を本届出書（参考様式第3－6号）とともに提出しなければなりません。○ 特定技能外国人又は特定技能所属機関に関する保険料又は税の納付を行っていない場合は、当該納付を行っていない保険料の種類又は税目（特定の事業所分について納付を行っていない場合は当該事業所名及び納付を行っていない理由を含む。）を記載した理由書（任意様式）を本届出書（参考様式第3－6号）とともに提出しなければなりません。○ 雇用する特定技能外国人の労働安全衛生法の規定に違反する行為があったとして労働基準監督官から是正勧告を受けた場合は、その都度、出入国又は労働関係法令に関する不正行為を行った場合の届出（詳細については、前記第5節を参照してください。）を行わなければなりません。本届出書（参考様式第3－6号）にも届出期間の状況を記載しなければなりません。○ 10 欄の「受入れに要した費用」欄のうち、「② 受入れの準備に要した費用」欄については、届出の対象期間内に新たに受入れを開始した特定技能外国人に関し、特定技能所属機関、特定技能外国人が負担	
--	--	--	---	--

			<p>した額について、名目を問わず、受入れに要した費用を記載してください。</p> <p>○ その他の適格性に関することについては、特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に限らず、行政機関から特定技能所属機関に対して指導があった場合等、適格性に関することについて、理由書（任意書式）や疎明資料を添付してください。</p>	
59	P.121	第7章 第7節	<p>第7節 1号特定技能外国人支援計画の実施状況に関する届出</p> <p>【関係規定】 法第19条の18</p> <p>2 特定技能所属機関は、前項の規定により届出をする場合を除くほか、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。</p> <p>二 第2条の5第6項の規定により適合1号特定技能外国人支援計画を作成した場合には、その実施の状況（契約により第19条の27第1項に規定する登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託したときを除く。）</p> <p>施行規則第19条の18</p> <p>3 法第19条の18第2項の届出をしようとする特定技能所属機関は、同項各号に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出しなければならない。</p> <p>4 前項の場合において、届出が法第19条の18第2項第2号に係るものであるときは、適合1号特定技能外国人支援計画の実施の状況を明らかにする資料を提出しなければならない。</p>	<p>第7節 1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出</p> <p>【関係規定】 法第19条の18</p> <p>特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（以下この款及び第8章において「特定技能所属機関」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、その旨及び法務省令で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>四 前3号に掲げるもののほか、法務省令で定める場合に該当するとき。</p> <p>施行規則第19条の17</p> <p>法第19条の18第1項に規定する法務省令で定める事項は、届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号並びに別表第3の5の上欄に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。</p> <p>6 法第19条の18第1項第4号に規定する法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 特定技能外国人を受け入れることが困難とな</p>

			<p>5 法第19条の18第2項の届出は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に行わなければならない。</p> <p>6 第19条の15第3項の規定は、第3項に規定する書面の提出をする場合について準用する。</p>	<p>つた場合 別表第3の5の4の表（第19条の17関係）</p> <table border="1"> <tr> <th>場合</th> </tr> <tr> <td>特定技能外国人の受入れが困難となった場合</td> </tr> <tr> <th>事項</th> </tr> <tr> <td>1 特定技能外国人の受入れが困難となった事由並びにその発生時期及び原因</td> </tr> <tr> <td>2 特定技能外国人の現状</td> </tr> <tr> <td>3 特定技能外国人としての活動の継続のための措置</td> </tr> </table>	場合	特定技能外国人の受入れが困難となった場合	事項	1 特定技能外国人の受入れが困難となった事由並びにその発生時期及び原因	2 特定技能外国人の現状	3 特定技能外国人としての活動の継続のための措置
場合										
特定技能外国人の受入れが困難となった場合										
事項										
1 特定技能外国人の受入れが困難となった事由並びにその発生時期及び原因										
2 特定技能外国人の現状										
3 特定技能外国人としての活動の継続のための措置										
60	P.121	<p>第7章 第7節 ○1つ目から5つ目</p>	<p>○ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画を作成した場合には、四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内に、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に支援の実施状況を記載した書類及び適合1号特定技能外国人支援計画の実施の状況を明らかにする資料を提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければならない。</p> <p>（新設）</p>	<p>○ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援について実施困難となる事由が生じた場合には、当該認知の日から14日以内に、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出書を提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければならない。</p> <p>○ 支援の実施困難として想定される内容は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号特定技能外国人支援計画に記載された支援について実施することができなかった場合 ※ 本人の申出により支援を実施しなかった場合は届出の対象外となりますが、当該申出があったことについては、記録として保管しておく必要があります。 ・ 定期的な面談や1号特定技能外国人からの相談等の支援を通じて、特定技能外国人の職業生活 						

			<p>○ ただし、特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合には、本届出は不要です。</p> <p>その場合、登録支援機関から支援実施状況に関する届出書（参考様式第4－3号）が提出される必要があります。</p> <p>○ 下記に掲げる四半期の途中で、特定技能所属機関から登録支援機関に支援実施の全部を委託した場合は、委託契約締結までの間における支援実施状況について登録支援機関に引き継ぎ、当該登録支援機関が支援実施状況に関する届出（参考様式第4－3号）を提出してください。登録支援機関との委託契約を終了し、特定技能所属機関による支援に切り替えた場合も、同様に引継ぎを受けた特定技能所属機関が支援実施状況に関する届出書（参考様式第3－7号）</p>	<p>上、日常生活上又は社会生活上の問題を把握し、特定技能所属機関内での問題解決が困難であり、問題解決に向けて行政機関等の他機関への相談等（※）を実施した場合（非自発的離職の発生により、公共職業安定所（ハローワーク）への相談を行うなどの転職支援を実施した場合を含む。）</p> <p>※ 生活上必要な行政手続等を行うための行政機関等への付き添いは含みません。</p> <p>○ 支援を通じて特定技能所属機関の基準不適合を把握した場合には、本章第5節の特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出を提出する必要があります。</p> <p>○ 特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合には、本届出は不要です。</p> <p>その場合、登録支援機関から第9章第2節第4（2）の1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る報告書（参考様式第4－3号）が提出される必要があります。</p> <p>（削除）</p>
--	--	--	---	---

			<p>を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 四半期は次のように定められています。 <ul style="list-style-type: none"> ① 第1四半期：1月1日から3月31日まで ② 第2四半期：4月1日から6月30日まで ③ 第3四半期：7月1日から9月30日まで ④ 第4四半期：10月1日から12月31日まで ○ 一時帰国等により届出対象となる四半期中に全く就業していない場合であっても、特定技能所属機関に所属している場合は届出の対象になります。 <p>現時点で既に退職している場合であっても、届出対象となる四半期中に一日でも所属していた場合は、同様に届出の対象になります。</p> 	
61	P.122	第7章 第7節 【確認対象の書類】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援実施状況に係る届出書（参考様式第3－7号） ・ 1号特定技能外国人支援対象者名簿（参考様式第3－7号別紙） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出書（参考様式第3－7号）
62	P.122	第7章 第7節 【留意事項】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 届出の対象となる特定技能外国人を参考様式第3－7号（別紙）に記載して提出してください。 ○ 1号特定技能外国人支援計画書において、届出の対象となる四半期中に実施予定となっていた支援を実施しなかった場合は、支援未実施に係る理由書（参考様式第5－13号）を作成し、提出してください。 ○ 生活オリエンテーションを実施した場合は、生活オリエンテーション確認書（参考様式第5－8号）を作成し（特定技能外国人の署名が必要です。）、保存してください。届出書に添付して提出する必要はありません。 <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的な面談を実施し、問題の有無にかかわらず、 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 届出の対象となる特定技能外国人を参考様式第3－7号に記載して提出してください。 ○ 実施予定となっていた支援を実施しなかった場合は、支援未実施に係る理由書（参考様式第5－13号）を作成し、提出してください。 <p>（削除）</p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的な面談を実施した場合は、問題の有無にか

			<p>定期面談報告書（参考様式第5-5号、第5-6号）を作成して、地方出入国在留管理局・支局から求めがあった場合には、いつでも提出できるようにしておく必要があります。その上で、問題があった場合は、届出書の支援実施状況欄にその旨記載の上、定期面談報告書の写しとともに提出してください。他方で、問題がなかった場合は、届出書の支援実施状況欄にその旨記載し提出する必要がありますが、定期面談報告書の写しの添付は不要です。なお、面談の結果、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の発生を知った場合は、特定技能外国人の保護を図るための措置及び関係行政機関への通報を行わなければなりません。</p> <p>また、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行った特定技能所属機関は、地方出入国在留管理局・支局に「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為（不正行為）に係る届出書（参考様式第3-5号）」を提出する必要があります（同届出の詳細については、本要領第7章第5節を参照してください。）。</p>	<p>かわらず、定期面談報告書（参考様式第5-5号、第5-6号）を作成して、地方出入国在留管理局・支局から求めがあった場合には、いつでも提出できるようにしておく必要があります。その上で、支援の実施困難な事情が生じた場合は、届出書にその旨記載の上、定期面談報告書の写しとともに提出してください。</p> <p>○ 定期的な面談や相談の結果、基準不適合の発生を知った場合は、必要に応じて特定技能外国人の保護を図るための措置及び関係行政機関への通報を行わなければなりません。</p> <p>また、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合を認知した特定技能所属機関は、地方出入国在留管理局・支局に「特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出書（参考様式第3-5号）」を提出する必要があります（同届出の詳細については、本要領第7章第5節を参照してください。）。</p>
63	P.128	<p>第9章 第1節 第2 (1) 登録の申請 ○3つ目</p>	<p>○ 原則として、初回の登録申請は、支援業務開始予定日の2か月前までに、更新申請は、登録の有効期間の満了日の2か月前までに地方出入国在留管理局に行ってください。特に更新申請の場合には、登録の有効期間の満了日の間際とならないよう、あらかじめ余裕を持って行っていただく必要があります。</p>	<p>○ 原則として、初回の登録申請は、支援業務開始予定日の2か月前までに、更新申請は、登録の有効期間の満了日の6か月前の月の初日から4か月前の月末までに地方出入国在留管理局に行ってください。特に更新申請の場合には、登録の有効期間の満了日の間際とならないよう、あらかじめ余裕を持って行っていただく必要があります。</p>
64	P.135-137	<p>第9章 第1節</p>	<p>イ～ワ（略） （新設）</p>	<p>イ～ワ（略） カ</p>

	<p>第3 (3)【留意事項】 表（出入国又は労働関係法令に関する主な不正行為）</p>	<p>*上記の表で列挙した行為の具体例として、次のようなものが挙げられます。 (①～④ 略) ⑤ 偽変造文書等の行使・提供（同表ホ） 外国人についての出入国又は労働に関する法令に関し不正若しくは著しく不当な行為を隠蔽する目的又は事業活動に関し、当該外国人に不正に在留資格認定証明書の交付、上陸許可、在留資格変更許可等を受けさせる目的又は登録支援機関の登録（更新を含む。）を受ける目的等で偽変造文書等の行使又は提供をしたことがある場合です。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1424 108 2170 359"> <p>1号特定技能外国人支援計画に基づく支援に関し、出入国又は労働に関する法令違反や特定技能基準省令の基準不適合等の事実を隠蔽する目的で特定技能外国人の意思表示等を妨げる行為又は必要な記録等を作成しない行為</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1424 359 2170 406" style="text-align: center;"> <p>ヨ</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1424 406 2170 550"> <p>特定技能所属機関から全部委託を受けた支援の実施について、別の機関に再委託する行為又は再委託を受ける行為</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1424 550 2170 598" style="text-align: center;"> <p>タ</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1424 598 2170 790"> <p>1号特定技能外国人支援に関し、特定技能所属機関が基準不適合となった事実を隠蔽する目的で地方出入国在留管理局に必要な報告をしない行為又は虚偽の報告を行う行為</p> </td> </tr> </table> <p>*上記の表で列挙した行為の具体例として、次のようなものが挙げられます。 (①～④ 略) ⑤ 偽変造文書等の行使・提供（同表ホ） 外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関し不正若しくは著しく不当な行為を隠蔽する目的又は事業活動に関し、当該外国人に不正に在留資格認定証明書の交付、上陸許可、在留資格変更許可等を受けさせる目的又は登録支援機関の登録（更新を含む。）を受ける目的等で偽変造文書等の行使又は提供をしたことがある場合です。 なお、地方出入国又は労働に関する法令に関して行われた不正又は不当な行為に関する事実を隠蔽する目的で、地方出入国在留管理局が実施する調査を拒んだり妨害した場合等には、その他の出入国又は</p>	<p>1号特定技能外国人支援計画に基づく支援に関し、出入国又は労働に関する法令違反や特定技能基準省令の基準不適合等の事実を隠蔽する目的で特定技能外国人の意思表示等を妨げる行為又は必要な記録等を作成しない行為</p>	<p>ヨ</p>	<p>特定技能所属機関から全部委託を受けた支援の実施について、別の機関に再委託する行為又は再委託を受ける行為</p>	<p>タ</p>	<p>1号特定技能外国人支援に関し、特定技能所属機関が基準不適合となった事実を隠蔽する目的で地方出入国在留管理局に必要な報告をしない行為又は虚偽の報告を行う行為</p>
<p>1号特定技能外国人支援計画に基づく支援に関し、出入国又は労働に関する法令違反や特定技能基準省令の基準不適合等の事実を隠蔽する目的で特定技能外国人の意思表示等を妨げる行為又は必要な記録等を作成しない行為</p>								
<p>ヨ</p>								
<p>特定技能所属機関から全部委託を受けた支援の実施について、別の機関に再委託する行為又は再委託を受ける行為</p>								
<p>タ</p>								
<p>1号特定技能外国人支援に関し、特定技能所属機関が基準不適合となった事実を隠蔽する目的で地方出入国在留管理局に必要な報告をしない行為又は虚偽の報告を行う行為</p>								

			<p>⑥ 保証金の徴収等（同表へ及びト）</p> <p>外国人やその家族から、保証金を徴収するなどしてその財産を管理していた場合や労働契約の不履行に係る違約金を定めるなど不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結した場合です。例えば、外国人の失踪を防止するために、外国人やその家族等から保証金を徴収したり、失踪した際の違約金を定めていた場合です。また、地方出入国在留管理局、労働基準監督署等に対して、「出入国又は労働に関する法令に関し不正若しくは著しく不当な行為」を通報すること、休日に許可を得ずに外出すること、業務従事時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて、その違約金を定める行為や外国人やその家族等から商品又はサービスの対価として不当に高額な金銭の徴収を予定する契約についても、「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」に該当します。</p> <p>また、特定技能所属機関との支援委託契約を締結するに際し、これをあつせんする第三者がいる場合において、当該第三者が保証金の徴収等を行っている者であることを知りながら、当該第三者からの紹介を受けて特定技能所属機関と支援委託契約を締結する行為も該当します。</p>	<p>労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為に該当します。</p> <p>⑥ 保証金の徴収等（同表へ及びト）</p> <p>外国人やその親族等から、保証金を徴収するなどしてその財産を管理していた場合や労働契約の不履行に係る違約金を定めるなど不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結した場合です。例えば、外国人の失踪を防止するために、外国人やその親族等から保証金を徴収したり、失踪した際の違約金を定めていた場合です。また、地方出入国在留管理局、労働基準監督署等に対して、不適正な行為を通報すること、休日に許可を得ずに外出すること、業務従事時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて、その違約金を定める行為や受入れ外国人が一定期間勤務することを停止条件として、貸付金の返済を免除する内容の契約、受入れ外国人が返済途中で退職した場合に貸付金の残額を一括で返済する内容の契約、外国人やその親族等から商品又はサービスの対価として不当に高額な金銭の徴収を予定する契約についても、「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」に該当します。</p> <p>また、特定技能所属機関との支援委託契約を締結するに際し、これをあつせんする第三者がいる場合において、当該第三者が保証金の徴収等を行っている者であることを知りながら、当該第三者からの紹介を受けて特定技能所属機関と支援委託契約を締結する行為も該当します。</p> <p>なお、これらの契約の締結の有無及び内容の如何に関わらず、実際に保証金を徴収するなど、不当</p>
--	--	--	--	---

			<p>(⑦～⑪ 略) (新設)</p>	<p>に金銭その他の財産の移転を行う行為に及んだ場合には、その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為に該当します。</p> <p>(⑦～⑪ 略)</p> <p>⑫ 1号特定技能外国人支援計画に基づく支援における不正行為</p> <p>定期的な面談（オンライン会議システム等を活用する場合を含む。）や相談等において、出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で特定技能外国人の意思表示等を妨げる行為や基準不適合に該当し得る内容等について相談記録書や定期面談報告書を作成しない場合などがこれに該当します。</p> <p>⑬ 支援委託業務を再委託する行為・再委託を受ける行為</p> <p>入管法第19条の30により登録支援機関は委託に係る適合1号特定技能外国人支援計画に基づく支援を自ら行うことが求められており、特定技能所属機関から全部委託を受けた支援の実施について、別の機関に再委託する行為がこれに該当します。</p> <p>なお、登録前に再委託を受ける行為も同様に不正行為に該当することに留意してください。</p> <p>⑭ 1号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告に関する不作為等</p> <p>1号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告に関し、支援を実施しなかったこと、支援を通じて特定技能所属機関の基準不適合を把握した場合などに、当該事実を隠蔽する目的で地方出入国在留管理局に報告しなかった場合（不作為）や虚偽</p>
--	--	--	-------------------------	---

				の報告を行った場合がこれに該当します。
65	P.155	第9章 第2節 第4	<p>第4 支援の実施状況に関する届出</p> <p>【関係規定】 (略)</p> <p>施行規則第19条の24</p> <p>法第19条の30第2項の届出は、四半期ごとに、同項に規定する事項を記載した書面を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。</p> <p>2 法第19条の30第2項の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号</p> <p>二 特定技能所属機関の氏名又は名称及び住所</p> <p>三 特定技能外国人から受けた相談の内容及び対応状況（労働基準監督署への通報及び公共職業安定所への相談の状況を含む。）</p> <p>四 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の発生、特定技能外国人の行方不明者の発生その他の問題の発生状況</p>	<p>第4 支援の実施状況等に関する届出・報告</p> <p>(1) 支援実施状況の届出</p> <p>【関係規定】 (略)</p> <p>施行規則第19条の24</p> <p>法第19条の30第2項の規定による届出は、当該届出をしようとする登録支援機関（特定技能所属機関から契約により適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託したものに限り、以下この項及び次条において同じ。）が、毎年5月31日までに、その年の前年4月1日からその年の3月31日までの期間に係る同項に規定する事項を記載した書面を、当該届出に係る適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を当該登録支援機関に委託した特定技能所属機関を経由して、地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。</p> <p>2 法第19条の30第2項の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号</p> <p>二 特定技能所属機関の氏名又は名称及び住所</p>
66	P.156	第9章 第2節 第4 ○1つ目から3つ目	<p>○ 登録支援機関は、四半期ごとに翌四半期の初日から14日以内に、支援委託契約の相手方（特定技能所属機関）の住所を管轄する地方出入国在留管理局に支援業務の実施状況等を記載した書類を提出するか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行わなければなりません。</p> <p>(新設)</p>	<p>○ 登録支援機関は、1年に1度、支援委託契約の相手方の特定技能所属機関を経由して支援業務の実施状況等を記載した書類を提出して届出を行わなければなりません。</p> <p>○ 同届出については、特定技能所属機関が行う「受</p>

			<p>○ 届出事項は次のとおりとなっています。</p> <p>① 特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地及び在留カードの番号</p> <p>② 特定技能所属機関の氏名又は名称及び所在地</p> <p>③ 特定技能外国人から受けた相談の内容及び対応状況（労働基準監督署への通報及び公共職業安定所への相談の状況を含む。）</p> <p>④ 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為の発生、特定技能外国人の行方不明者の発生その他の問題の発生状況</p> <p>○ 四半期は次のように定められています。</p> <p>① 第1四半期： 1月1日から 3月31日まで</p> <p>② 第2四半期： 4月1日から 6月30日まで</p> <p>③ 第3四半期： 7月1日から 9月30日まで</p> <p>④ 第4四半期： 10月1日から12月31日まで</p>	<p>入れ・活動・支援実施状況に係る届出」（第7章第3節）に併せて行われるため、特定技能所属機関と登録支援機関との間で支援実施に係る内容を支援の全部委託を受けた特定技能所属機関と共有し、特定技能所属機関と連名で提出してください。</p> <p>（削除）</p>
67	P.156	第9章 第2節 第4 (1) 【確認対象の書類】	<p>・ 支援実施状況に係る届出書（参考様式第4-3号）</p> <p>・ 1号特定技能外国人支援対象者名簿（参考様式第4-3号別紙）</p>	<p>・ 受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書（参考様式第3-6号）</p> <p>・ 特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況（参考様式第3-6号別紙）</p>
68	P.156	第9章 第2節 第4 (1)	<p>○ 本届出は、支援の対象となる外国人が「特定技能」の在留資格を有したのちに行った支援について、届け出なければなりません。</p>	<p>○ 本届出は、支援の対象となる外国人が「特定技能」の在留資格を有したのちに行った支援の実施状況について、支援の全部委託契約を受けた特定技能所属機関を経由し、当該特定技能所属機関と連名で届け</p>

		<p>【留意事項】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 届出の対象となる特定技能外国人を参考様式第4-3号（別紙）に記載して、提出してください。 ○ 1号特定技能外国人支援計画書において、届出の対象となる四半期中に実施予定となっていた支援を実施しなかった場合は、支援未実施に係る理由書（参考様式第5-13号）を作成し、提出してください。 ○ 生活オリエンテーションを実施した場合は、生活オリエンテーション確認書（参考様式第5-8号）を作成し（特定技能外国人の署名が必要です。）、保存してください。届出書に添付して提出する必要はありません。 ○ 定期的な面談や1号特定技能外国人からの相談を端緒として、労働基準監督署への通報や公共職業安定所（ハローワーク）への相談を行った場合は、相談内容及び対応結果を届け出る必要があります。 なお、1号特定技能外国人から相談又は苦情を受けた場合には、相談記録書（参考様式第5-4号）の写しを添付してください。 ○ 非自発的離職者に対する転職支援を実施した場合は、公共職業安定所（ハローワーク）の利用状況等の転職支援の内容及び対応結果を届け出る必要があります。 転職支援を実施した場合は、転職支援実施報告書（参考様式第5-12号）を作成し、提出してください。 ○ 定期的な面談を実施し、問題の有無にかかわらず、定期面談報告書（参考様式第5-5号、第5-6号）を作成して、地方出入国在留管理局・支局から求め 	<p>出なければなりません。</p> <p>（削除）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1号特定技能外国人支援計画書において、実施予定となっていた支援を実施しなかった場合は、（2）で後述する「1号特定技能外国人支援における特異事案に係る報告書」を提出してください。 <p>（削除）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的な面談や1号特定技能外国人からの相談を端緒として、労働基準監督署への通報や公共職業安定所（ハローワーク）への相談を行った場合は、相談内容及び対応結果を後述の「1号特定技能外国人支援における特異事案に係る報告書」により提出する必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 非自発的離職者に対する転職支援を実施した場合は、後述の「1号特定技能外国人支援における特異事案に係る報告書」により公共職業安定所（ハローワーク）の利用状況等の転職支援の内容及び対応結果を報告する必要があります。 <p>（削除）</p>
--	--	---------------	---	---

			<p>があった場合には、いつでも提出できるようにしておく必要があります。その上で、問題があった場合は、届出書の支援実施状況欄にその旨記載の上、定期面談報告書の写しとともに提出してください。他方で、問題がなかった場合は、届出書の支援実施状況欄にその旨記載し提出する必要がありますが、定期面談報告書の写しの添付は不要です。なお、当該面談において、特定技能所属機関における不正行為を把握した場合には、労働基準監督署やその他関係機関への通報を行った上で、特定技能所属機関の責任者に対し、当該不正行為が生じている事実を通知するとともに、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為（不正行為）に係る届出書（参考様式第3-5号）を地方出入国在留管理局に速やかに届け出るよう連絡してください。</p> <p>○ その他の適格性に関することについては、登録支援機関が行政機関から指導があった場合等に、理由書（任意書式）や疎明資料を添付してください。</p>	
69	P.157-159	第9章 第2節 第4 (2)	(新設)	<p>(2) 1号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告</p> <p>【関係規定】</p> <p>入管法施行規則第19条の24の2</p> <p>登録支援機関は、別表第3の5の2の上欄に掲げる場合に該当することとなった日から14日以内に、同表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる事項を出入国在留管理庁長官に報告するものとする。</p> <p>2 前項の規定による報告は、当該報告をしようとする登録支援機関が、報告に係る特定技能外国人の氏</p>

名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号並びに同項に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出して行うものとする。

別表第3の5の2の表（第19条の24の2関係）

場合
委託に係る適合1号特定技能外国人支援計画に基づく特定技能外国人の支援業務の実施が困難となった場合
適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した特定技能所属機関について特定技能基準省令第2条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないこととなる事由が生じたことを知った場合
事項
1 委託に係る適合1号特定技能外国人支援計画に基づく特定技能外国人の支援業務の実施が困難となった事由並びにその発生時期及び原因
2 当該支援業務に係る特定技能外国人の現状
3 適合1号特定技能外国人支援計画に基づく1号特定技能外国人支援の継続のための措置
1 適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した特定技能所属機関について特定技能基準省令第2条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないこととなる事由並びにその発生時期及び原因
2 当該特定技能所属機関に係る特定技能外国人の現状
3 当該事由を解消するための措置

○ 登録支援機関は、支援の全部委託を受けた1号特

				<p>定技能外国人支援計画に基づく支援を実施する際、支援の実施困難な事由又は支援の委託を受けた特定技能所属機関が基準不適合となったことを知った場合には、対象となる特定技能外国人が所属する特定技能所属機関を管轄する地方出入国在留管理局に報告することが求められます。</p> <p>当該報告については、書類を提出して報告を行うか出入国在留管理庁電子届出システムを利用して報告する必要があります。</p> <p>○ 同報告について、支援の実施困難として想定される内容は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 1号特定技能外国人支援計画に記載された支援について実施することができなかった場合 <p>※ 本人の申出により支援を実施しなかった場合は届出の対象外となりますが、当該申出があったことについては、記録として保管しておく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 支援対象の特定技能外国人に関し、行方不明の発生又は死亡を知った場合 <p>※ 今後の定期面談の実施が困難となることから、地方出入国在留管理局に同報を行う必要があります。</p> <p>なお、この場合には、面談結果の問題の有無にかかわらず、対象者の直近の定期面談報告書（参考様式第5-5号、第5-6号）の写しを資料として添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 定期的な面談や1号特定技能外国人からの相談等の支援を通じて、特定技能外国人の職業生活上、日常生活上又は社会生活上の問題を把握し、登録
--	--	--	--	---

				<p>支援機関内での問題解決が困難であり、問題解決に向けて行政機関等の他機関への相談等（※）を実施した場合（非自発的離職の発生により、公共職業安定所（ハローワーク）への相談を行うなどの転職支援を実施した場合を含む。）</p> <p>※ 生活上必要な行政手続等を行うための行政機関等への付き添いは含みません。</p> <p>○ また、定期面談や相談等の支援業務を通じて、支援の全部委託を受けた特定技能所属機関の基準不適合を把握した場合についても同報告書により地方出入国在留管理局に報告を行う必要があります。</p> <p>なお、特定技能所属機関における基準不適合を把握した場合には、労働基準監督署やその他関係機関への通報を行った上で、特定技能所属機関の責任者に対し、当該基準不適合が生じている事実を通知するとともに、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出書（参考様式第3-5号）を地方出入国在留管理局に速やかに届け出るよう連絡してください。</p> <p>○ 特定技能所属機関の「基準不適合」とは、特定技能基準省令第2条に掲げる基準（第5章第2節参照）に適合していない状況であり、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 税金や社会保険料等の滞納が発生したとき（第2条第1項第1号不適合）・ 特定技能外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（日本人及び他の在留資格で就労している外国人を含む。）に関し、非自発的離職が発生させたとき（第2条第
--	--	--	--	---

				<p>1 項第 2 号不適合)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 関係法律による刑罰を受けたとき (第 2 条第 1 項第 4 号不適合)・ 実習認定の取消しを受けたとき (第 2 条第 1 項第 4 号不適合)・ 出入国又は労働関係法令に関する不正行為を行ったとき (第 2 条第 1 項第 4 号不適合)・ 外国人に対する暴行行為、脅迫行為又は監禁行為が発生したとき (第 2 条第 1 項第 4 号不適合)・ 外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為が発生したとき (第 2 条第 1 項第 4 号不適合) <p>などが想定されます。登録支援機関は、支援の実施を通じてこれらの状況を認知した場合には、同報告を地方出入国在留管理局に行う必要があります。</p> <p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 1 号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告書 (参考様式第 4—3 号) <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 報告の対象となる特定技能外国人を報告書に記載して提出してください。○ 実施予定となっていた支援を実施しなかった場合は、支援未実施に係る理由書 (参考様式第 5—1 3 号) を作成し、提出してください。○ 定期的な面談を端緒として報告する場合には、報告書にその旨記載の上、該当する定期面談報告書 (参考様式第 5—5 号、第 5—6 号) の写しを添付してください。○ 1 号特定技能外国人からの相談を端緒として報
--	--	--	--	---

				<p>告する場合には、相談記録書（参考様式第5－4号）の写しを添付してください。</p> <p>○ 非自発的離職者に対する転職支援を実施した場合は、公共職業安定所（ハローワーク）の利用状況等の転職支援の内容及び対応結果を報告する必要があります。</p> <p>転職支援を実施した場合は、転職支援実施報告書（参考様式第5－12号）を作成し、提出してください。</p> <p>○ 定期的な面談や相談の結果、特定技能所属機関の基準不適合の発生を知った場合は、基準不適合等に係る説明書（登録支援機関作成用）（参考様式第5－19号）を作成し添付してください。また、必要に応じて、特定技能外国人の保護を図るための措置及び関係行政機関への通報を行わなければなりません。</p>
70	P.162	第10章 表中の「対象」5つ 目	法第19条の18第1項第2号、第3号及び4号（支援計画の変更の届出、第2条の5第5項の契約に係る届出、受入れ困難に係る届出及び不正行為に係る届出）	法第19条の18第1項第2号、第3号及び第4号（支援計画の変更の届出、第2条の5第5項の契約に係る届出、受入れ困難に係る届出及び基準不適合に係る届出）

71

参考様式第
1-5号

参考様式第1-5号

特 定 技 能 雇 用 契 約 書

特定技能所属機関 _____ (以下「甲」という。)と

特定技能外国人(候補者を含む。) _____ (以下「乙」という。)は、

別添の雇用条件書に記載された内容に依り、特定技能雇用契約を締結する。

本雇用契約は、乙が、在留資格「特定技能1号」若しくは「特定技能2号」により本邦に入国して、又は
同在留資格への変更等を受けて、特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定
める技能を要する業務に従事する活動を開始する時点をもって効力を生じるものとする。

雇用条件書に記載の雇用契約期間(雇用契約の始期と終期)は、**実際の入国日又は許可日**に併つて変更さ
れるものとする。

なお、雇用契約を更新することなく雇用契約期間を満了した場合、及び乙が何らかの事由で在留資格を
喪失した時点で雇用契約は終了するものとする。

本雇用契約書及び雇用条件書は2部作成し、甲乙それぞれが保有するものとする。

年 月 日 締結

甲 _____ 印

(特定技能所属機関名・代表者氏職名・氏名・捺印)

乙 _____

(特定技能外国人の署名)

参考様式第1-5号

特 定 技 能 雇 用 契 約 書

特定技能所属機関 _____ (以下「甲」という。)と

特定技能外国人(候補者を含む。) _____ (以下「乙」という。)は、

別添の雇用条件書に記載された内容に依り、特定技能雇用契約を締結する。

本雇用契約は、乙が、在留資格「特定技能1号」若しくは「特定技能2号」の**上陸許可又は在留資格変更
許可等を受けた日から**、甲乙双方が速やかに調整を行い、同日から1か月以内の甲乙双方の合意により
定められた日から雇用を開始するものとする。

雇用条件書に記載の雇用契約期間(雇用契約の始期と終期)は、**甲乙双方の調整により定められた雇用を開始
する日**に併つて変更されるものとする。

甲乙双方は、乙の在留資格に係る審査結果を互いに情報共有することとする。

なお、雇用契約を更新することなく雇用契約期間を満了した場合、及び乙が何らかの事由で在留資格を
喪失した時点で雇用契約は終了するものとする。

本雇用契約書及び雇用条件書は2部作成し、甲乙それぞれが保有するものとする。

年 月 日 締結

甲 _____ 印

(特定技能所属機関名・代表者氏職名・氏名・捺印)

乙 _____

(特定技能外国人の署名)

参考様式第1-9号

徴収費用の説明書

1 特定技能外国人に対する報酬の支払概要

標準額	円（1か月当たり）
-----	-----------

(注意)

標準額は、社会保険料・税金等を控除する前の金額を記載すること。

2 食費

①食費、食料等の提供の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
②食費として徴収する費用	1か月当たり 約 円
③提供する食事、食料等の具体的な内容	
④費用が実費に相当する額その他の適切な額であることの説明	

(注意)

- ②から④までは、①で右にチェックを付した場合にのみ記載すること。
- ②は、例えば以下のような観点から記載し、説明が適切にされなければならない。
 - ②が、「食料、宅配弁当等の現物給付」の場合：購入に要した費用
 - ②が、「社員食堂での食事提供」の場合：特定技能外国人以外の職員から徴収する額
 - ②が、「食事の調理・提供」の場合：材料費、水道光熱費、人件費等の費用の総額を、提供を受ける者（特定技能外国人のみに限られない。）の人数で除した額

3 居住費

①居住費の徴収の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
②居住費として徴収する費用	1か月当たり 円
③提供する宿泊施設の具体的な内容	自己所有物件 ・ 借上物件
④費用が実費に相当する額その他の適切な額であることの説明	

(注意)

- ②から④までは、①で右にチェックを付した場合にのみ記載すること。
- ②は、「自己所有物件」、「借上物件」のいずれかに記入を付すこと。
- ②は、例えば以下のような観点から記載し、説明が適切にされなければならない。
 - ②が「自己所有物件」の場合：実際に建設・改装等に要した費用、物件の耐用年数、入居する特定技能外国人の人数等を簡潔して合理的であると説明可能な額
 - ②が「借上物件」の場合：借上げに要する資料（管理費・共益費等を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料は含まない。以下同じ。）を、入居する特定技能外国人の人数で除した額

(削除)

4 水道光熱費

①水道光熱費の徴収の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
②水道光熱費として徴収する費用の内容	1か月当たり 約 _____ 円

〔注意〕

- ①は、特定技能外国人本人が水道光熱費の提供者者と直接契約をする場合は無にチェックすること。
- ②は、徴収見込額を記載すること。なお、特定技能外国人から徴収する際には、実際に水道光熱費の提供者者に特定技能所費補償が支払った費用を、水道光熱設備を利用する者（特定技能外国人に限られない）の人数で割った額以内の金額を徴収するものでなければならない。

5 その他特定技能外国人が定期的に負担する費用

①その他特定技能外国人が定期的に負担する費用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
②特定技能外国人が定期的に負担する費用の内容	I 費 1か月当たり 約 _____ 円
	II 費 1か月当たり 約 _____ 円
	III 費 1か月当たり 約 _____ 円
③特定技能外国人が定期的に負担する費用に際し特定技能外国人が受ける具体的な補償の内容	
④費用が実費に相当する額その値の適正な額であることを説明	

〔注意〕

- ②から④までは、①で有にチェックを付した場合のみ記載すること。
- ②は、食費・居住費・水道光熱費以外に特定技能外国人が定期的に負担する費用について、費目ごとに記載すること。
- ③④は、特定技能外国人が定期的に負担すること及びその負担額が合理的なものであることについて、説明が適切にされなければならない。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日 作成

特定技能所費補償の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名 _____

73 参考様式第
1-17号

参考様式第1-17号

1号 特定技能外国人支援計画書

作成日: 年 月 日

I 支援対象者	1 氏 名	(姓) (名)	2 性 別	男・女
	3 生 年 月 日	年 月 日	4 住 居 地 域	
II 特定技能所費補償機関	1 氏名又は名称	(電話 - - -)		
	2 住 所	(電話 - - -)		
	3 支援を行う事務所の所在地 (2名以上の場合は記入)	(電話 - - -)		
	4 支援業務を行う体制の概要	支援責任者 (法人名) 氏 名	役 職	
	支援を行っている1号特定技能外国人数	実働中と判断されている1号特定技能外国人数 <small>（1号特定技能外国人が1号特定技能外国人として実働中と判断されている人数を記載してください。）</small>		
	支援担当者数	名		

参考様式第1-17号

1号 特定技能外国人支援計画書

作成日: 年 月 日

I 支援対象者	1 氏 名	(姓) (名)	2 性 別	男・女
	3 生 年 月 日	年 月 日	4 住 居 地 域	
II 特定技能所費補償機関	1 氏名又は名称	(電話 - - -)		
	2 住 所	(電話 - - -)		
	3 支援を行う事務所の所在地 (2名以上の場合は記入)	(電話 - - -)		
	4 支援業務を行う体制の概要	支援責任者 (法人名) 氏 名	役 職	
	支援を行っている1号特定技能外国人数	実働中と判断されている1号特定技能外国人数 <small>（1号特定技能外国人が1号特定技能外国人として実働中と判断されている人数を記載してください。）</small>		
	支援担当者数	名		

3	ア	在留資格変更許可申請(又は在留資格認定申請書交付申請)の時点で確保しているもの □ 在留資格変更許可申請(又は在留資格認定申請書交付申請)の後に確保するもの □ 在留資格変更許可申請(又は在留資格認定申請書交付申請)の後に確保するもの □ 在留資格変更許可申請(又は在留資格認定申請書交付申請)の後に確保するもの	別紙の添付 □ 1人当たり9.5万円以上を確保 □ 1人当たり9.5万円以上を確保 □ 1人当たり9.5万円以上を確保	支援助内容 a. 領受者の給付の滞りなく行われること □ 有() □ 無() b. 領受者の滞りなく行われること □ 有() □ 無() c. 領受者の滞りなく行われること □ 有() □ 無() d. 領受者の滞りなく行われること □ 有() □ 無()	実施予定 支援助内容 a. 領受者の滞りなく行われること □ 有() □ 無()	委託の有無 氏名(役職) 住所 (委託を受けた場合のみ)	実施方法 (該当するものを全てにチェック) □ 手続に係る情報提供 □ 必要に応じて手続に同行することの協賛 □ 手続に係る情報提供 □ 必要に応じて手続に同行することの協賛 □ 手続に係る情報提供 □ 必要に応じて手続に同行することの協賛

4	イ	a. 本邦での生活一般に関する事項 □ 有() □ 無() b. 本邦での生活一般に関する事項 □ 有() □ 無()	支援助内容 a. 本邦での生活一般に関する事項 □ 有() □ 無()	委託の有無 氏名(役職) 住所 (委託を受けた場合のみ)	実施方法 (該当するものを全てにチェック) □ 手続に係る情報提供 □ 必要に応じて手続に同行することの協賛 □ 手続に係る情報提供 □ 必要に応じて手続に同行することの協賛

5	ア	a. 十分に関連することができると認められること □ 有() □ 無() b. 十分に関連することができると認められること □ 有() □ 無() c. 十分に関連することができると認められること □ 有() □ 無() d. 十分に関連することができると認められること □ 有() □ 無()	支援助内容 a. 十分に関連することができると認められること □ 有() □ 無() b. 十分に関連することができると認められること □ 有() □ 無() c. 十分に関連することができると認められること □ 有() □ 無() d. 十分に関連することができると認められること □ 有() □ 無()	実施予定 支援助内容 a. 十分に関連することができると認められること □ 有() □ 無()	委託の有無 氏名(役職) 住所 (委託を受けた場合のみ)	実施方法 (該当するものを全てにチェック) □ 手続に係る情報提供 □ 必要に応じて手続に同行することの協賛 □ 手続に係る情報提供 □ 必要に応じて手続に同行することの協賛

6	イ	a. 十分に関連することができると認められること □ 有() □ 無() b. 十分に関連することができると認められること □ 有() □ 無() c. 十分に関連することができると認められること □ 有() □ 無() d. 十分に関連することができると認められること □ 有() □ 無()	支援助内容 a. 十分に関連することができると認められること □ 有() □ 無() b. 十分に関連することができると認められること □ 有() □ 無() c. 十分に関連することができると認められること □ 有() □ 無() d. 十分に関連することができると認められること □ 有() □ 無()	実施予定 支援助内容 a. 十分に関連することができると認められること □ 有() □ 無()	委託の有無 氏名(役職) 住所 (委託を受けた場合のみ)	実施方法 (該当するものを全てにチェック) □ 手続に係る情報提供 □ 必要に応じて手続に同行することの協賛 □ 手続に係る情報提供 □ 必要に応じて手続に同行することの協賛

参考様式第1-23号

特定技能所属機関の役員に関する誓約書

特定技能所属機関の役員のうち、下表に掲げる者は、特定技能外国人の受入れ業務の執行に直接的に関与する役員ではありません。

(ふりがな) 役員の氏名	

また、当該役員について、下表に掲げる出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5の規定に基づき、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）第2条第1項第4号に定められている欠格事由に該当する者ではないことを確認しました。当該役員に対して、今後、欠格事由に該当するに至ったときは、直ちに出入国在留管理庁に申告するとともに、役員としての地位を退く必要があることを説明しています。

年 月 日 作成

特定技能所属機関の氏名又は名称 _____

作成責任者 役職・氏名 _____

参考様式第1-23号

特定技能所属機関の役員に関する誓約書

特定技能所属機関の役員のうち、下表に掲げる者は、特定技能外国人の受入れ業務の執行に直接的に関与する役員ではありません。

(ふりがな) 役員の氏名	

また、当該役員について、下表に掲げる出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5の規定に基づき、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）第2条第1項第4号に定められている欠格事由に該当する者ではないことを確認しました。当該役員に対して、今後、欠格事由に該当するに至ったときは、直ちに出入国在留管理庁に申告するとともに、役員としての地位を退く必要があることを説明しています。

年 月 日 作成

特定技能所属機関の氏名又は名称 _____

作成責任者 役職・氏名 _____

		<p>○ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第119号）第2条の5の規定に基づき、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人受入れ計画の基準等を定める省令（平成31年出務省令第5号）（抄） （特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公民の機関の名称） 第2条第1項第4号</p> <p>4 次のいずれにも該当しないこと。 イ 締結以上の期に遅れられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 ロ 次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者 ① 労働基準法第117条（労働時間短縮法第89条第1項又は労働者派遣法第44条第1項の規定により適用される場合を含む。）、第118条第1項（労働基準法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。）、第119条（同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。）、及び第120条（同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定 ② 船員法（昭和22年法律第100号）第129条（同法第85条第1項の規定に係る部分に限る。）、第130条（同法第33条、第34条第1項、第35条、第45条及び第68条（同法第88条の2の第2項及び第68条第2項に第88条の3第4項において適用する場合を含む。）、の規定に係る部分に限る。）、及び第131条（第1号（同法第53条第1項及び第2項、第54条、第56条並びに第58条第1項の規定に係る部分に限る。）、及び第3号に係る部分に限る。）、の規定並びにこれらの規定に係る同法第133条第1項の規定（これらの規定が船舶職業安定法第93条第1項の規定により適用される場合を含む。） ③ 職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条、第64条、第65条（第1号を除く。）、及び第66条の規定並びにこれらの規定に係る同法第67条の規定 ④ 船舶職業安定法第111条から第115条までの規定 ⑤ 法第71条の3、第71条の4、第73条の2、第73条の4から第74条の6の3まで、第74条の8及び第76条の2の規定 ⑥ 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第40条の規定及び同条の規定に係る同法第42条の規定 ⑦ 労働者の組合的な団体交渉に労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第40条第1項（第2号に係る部分に限る。）、の規定及び当該規定に係る同条第2項の規定 ⑧ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第49条、第50条及び第51条（第2号及び第3号を除く。）、の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定 ⑨ 首長の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第18条の規定及び同条の規定に係る同法第20条の規定 ⑩ 労働者派遣法第8条から第62条までの規定 ⑪ 港湾労働法（昭和63年法律第40号）第48条、第49条（第1号を除く。）、及び第51条（第2号及び第3号に係る部分に限る。）、の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定 ⑫ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成33年法律第57号）第19条、第20条及び第21条（第3号を除く。）、の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定 ⑬ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成33年法律第76号）第62条から第65条までの規定 ⑭ 非営労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第32条、第33条及び第34条（第3号を除く。）、の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定 ⑮ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第108条、第109条、第110条（同法第44条の規定に係る部分に限る。）、第111条（第1号を除く。）、及び第112条（第1号（同法第35条第1項の規定に係る部分に限る。）、及び第6号から第11号までに係る部分に限る。）、の規定並びにこれらの規定に係る同法第113条の規定 ⑯ 労働者派遣法第44条第4項の規定により適用される労働基準法第118条、第119条及び第121条の規定、船舶職業安定法第89条第7項の規定により適用される船舶法第129条から第131条までの規定並びに労働者派遣法第45条第7項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第119条及び第122条の規定 ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成33年法律第77号）の規定（同法第50条（第2号に係る部分に限る。）、及び第52条の規定を除く。）により、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の高若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 ニ 船舶保険法（大正11年法律第70号）第208条、第213条の2若しくは第214条第1項、前口保険法（昭和14年法律第73号）第156条、第159条若しくは第160条第1項、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第51条前段若しくは第54条第1項（同法第31条後段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第102条、第103条の2若しくは</p>	<p>○ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第119号）第2条の5の規定に基づき、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人受入れ計画の基準等を定める省令（平成31年出務省令第5号）（抄） （特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公民の機関の名称） 第2条第1項第4号</p> <p>4 次のいずれにも該当しないこと。 イ 締結以上の期に遅れられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 ロ 次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者 ① 労働基準法第117条（労働時間短縮法第89条第1項又は労働者派遣法第44条第1項の規定により適用される場合を含む。）、第118条第1項（労働基準法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。）、第119条（同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。）、及び第120条（同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。）、の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定 ② 船員法（昭和22年法律第100号）第129条（同法第85条第1項の規定に係る部分に限る。）、第130条（同法第33条、第34条第1項、第35条、第45条及び第66条（同法第88条の2の第2項及び第68条第2項に第88条の3第4項において適用する場合を含む。）、の規定に係る部分に限る。）、及び第131条（第1号（同法第53条第1項及び第2項、第54条、第56条並びに第58条第1項の規定に係る部分に限る。）、及び第3号に係る部分に限る。）、の規定並びにこれらの規定に係る同法第133条第1項の規定（これらの規定が船舶職業安定法第93条第1項の規定により適用される場合を含む。） ③ 職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条、第64条、第65条（第1号を除く。）、及び第66条の規定並びにこれらの規定に係る同法第67条の規定 ④ 船舶職業安定法第111条から第115条までの規定 ⑤ 法第71条の3、第71条の4、第73条の2、第73条の4から第74条の6の3まで、第74条の8及び第76条の2の規定 ⑥ 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第40条の規定及び同条の規定に係る同法第42条の規定 ⑦ 労働者の組合的な団体交渉に労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第40条第1項（第2号に係る部分に限る。）、の規定及び当該規定に係る同条第2項の規定 ⑧ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第49条、第50条及び第51条（第2号及び第3号を除く。）、の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定 ⑨ 首長の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）第18条の規定及び同条の規定に係る同法第20条の規定 ⑩ 労働者派遣法第8条から第62条までの規定 ⑪ 港湾労働法（昭和63年法律第40号）第48条、第49条（第1号を除く。）、及び第51条（第2号及び第3号に係る部分に限る。）、の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定 ⑫ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成33年法律第57号）第19条、第20条及び第21条（第3号を除く。）、の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定 ⑬ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成33年法律第76号）第62条から第65条までの規定 ⑭ 非営労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第32条、第33条及び第34条（第3号を除く。）、の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定 ⑮ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第108条、第109条、第110条（同法第44条の規定に係る部分に限る。）、第111条（第1号を除く。）、及び第112条（第1号（同法第35条第1項の規定に係る部分に限る。）、及び第6号から第11号までに係る部分に限る。）、の規定並びにこれらの規定に係る同法第113条の規定 ⑯ 労働者派遣法第44条第4項の規定により適用される労働基準法第118条、第119条及び第121条の規定、船舶職業安定法第89条第7項の規定により適用される船舶法第129条から第131条までの規定並びに労働者派遣法第45条第7項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第119条及び第122条の規定 ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成33年法律第77号）の規定（同法第50条（第2号に係る部分に限る。）、及び第52条の規定を除く。）により、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の高若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者 ニ 船舶保険法（大正11年法律第70号）第208条、第213条の2若しくは第214条第1項、前口保険法（昭和14年法律第73号）第156条、第159条若しくは第160条第1項、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第51条前段若しくは第54条第1項（同法第31条後段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第102条、第103条の2若しくは</p>
--	--	---	--

			<p>第104条第1項（同法第102条又は第103条の2の規定に係る部分に限る。）、労働保護の保護料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第46条第4号若しくは第48条第1項（同法第46条第4号の規定に係る部分に限る。）又は経済産業省（昭和49年法律第116号）第83条若しくは第86条（同法第83条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の科に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</p> <p>ホ 精神の機能の障害により特定技能雇用契約の履行を適正に行うに当たっての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>ヘ 裁判手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ト 技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消され、当該取消の日から起算して5年を経過しない者</p> <p>チ 技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同法第3号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が同法3号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいひ、相談役、顧問その他の地位を有する者であるものを除く。法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、アにおいて同じ。）であった者で、当該取消の日から起算して5年を経過しないもの</p> <p>リ 特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又はその締結の日以後に、次に掲げる行為その他の出入国又は労働に関する法令に違反し若しくは著しく不当な行為をした者</p> <p>ロ 外国人に対して暴行し、脅迫し又は懲罰する行為</p> <p>リ 外国人の誘惑又は在留カードを取り上げる行為</p> <p>ロ 外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為</p> <p>リ 口から同様に掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為</p> <p>ロ 外国人に係る出入国又は労働に関する法令に違反し若しくは著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事実活動に関し外国人に法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の授与若しくは許可、同法第4章の規定による上陸の許可若しくは法第4章第1節若しくは第2節若しくは第3章第3節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図面若しくは捺印の文書若しくは図面を行使し、又は提供する行為</p> <p>ロ 特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に關連して、保証金の徴収若しくは財産の管理又は当該特定技能雇用契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為</p> <p>ロ 外国人若しくはその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者との間で、特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に關連して、保証金の徴収その他の財産のいかなる移転も関与せず金銭その他の財産の管理をする者若しくは当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結した者又はこれらの行為をしようとする者からの紹介を受けて、当該外国人と当該特定技能雇用契約を締結する行為</p> <p>ロ 法第19条の18の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をする行為</p> <p>ロ 法第19条の20第1項の規定による報告若しくは報告書の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の報告書の提出若しくは報告をし、又は同項の規定による罰則に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為</p> <p>ロ 法第19条の21第1項の規定による処分に従反する行為</p> <p>キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第5条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）</p> <p>ク 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイからヌまで又はアのいずれかに該当するもの</p> <p>ク 法人であつて、その役員のうちイからルまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>ク（臨）</p>	<p>第104条第1項（同法第102条又は第103条の2の規定に係る部分に限る。）、労働保護の保護料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第46条第4号若しくは第48条第1項（同法第46条第4号の規定に係る部分に限る。）又は経済産業省（昭和49年法律第116号）第83条若しくは第86条（同法第83条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の科に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</p> <p>ホ 精神の機能の障害により特定技能雇用契約の履行を適正に行うに当たっての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>ヘ 裁判手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ト 技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消され、当該取消の日から起算して5年を経過しない者</p> <p>チ 技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同法第3号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が同法3号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいひ、相談役、顧問その他の地位を有する者であるものを除く。法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、アにおいて同じ。）であった者で、当該取消の日から起算して5年を経過しないもの</p> <p>リ 特定技能雇用契約の締結の日前5年以内又はその締結の日以後に、次に掲げる行為その他の出入国又は労働に関する法令に違反し若しくは著しく不当な行為をした者</p> <p>ロ 外国人に対して暴行し、脅迫し又は懲罰する行為</p> <p>リ 外国人の誘惑又は在留カードを取り上げる行為</p> <p>ロ 外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為</p> <p>リ 口から同様に掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為</p> <p>ロ 外国人に係る出入国又は労働に関する法令に違反し若しくは著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事実活動に関し外国人に法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の授与若しくは許可、同法第4章の規定による上陸の許可若しくは法第4章第1節若しくは第2節若しくは第3章第3節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図面若しくは捺印の文書若しくは図面を行使し、又は提供する行為</p> <p>ロ 特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に關連して、保証金の徴収若しくは財産の管理又は当該特定技能雇用契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為</p> <p>ロ 外国人若しくはその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者との間で、特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に關連して、保証金の徴収その他の財産のいかなる移転も関与せず金銭その他の財産の管理をする者若しくは当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結した者又はこれらの行為をしようとする者からの紹介を受けて、当該外国人と当該特定技能雇用契約を締結する行為</p> <p>ロ 法第19条の18の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をする行為</p> <p>ロ 法第19条の20第1項の規定による報告若しくは報告書の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の報告書の提出若しくは報告をし、又は同項の規定による罰則に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為</p> <p>ロ 法第19条の21第1項の規定による処分に従反する行為</p> <p>キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第5条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）</p> <p>ク 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイからヌまで又はアのいずれかに該当するもの</p> <p>ク 法人であつて、その役員のうちイからルまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>ク（臨）</p>
75	参考様式第30号		<p>参考様式第1-30号（初めて特定技能外国人を受け入れる場合）</p> <p>出入国在留管理庁電子届出システムに関する誓約書</p> <p>私は、出入国在留管理庁電子届出システムの利用者情報登録をしており、今後、特定技能外国人に関する届出は、電子届出システムにより行います。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合には、出入国管理及び難民認定法令に關し不正又は著しい不当な行為をしたものとして5年間の受入れができないこととなることも理解しています。</p> <p>年 月 日</p> <p>特定技能所属機関名</p>	(廃止)

参考様式第3-1-1号

特定技能雇用契約の変更に係る届出書

出入国管理庁長官 殿

出入国管理庁及び難民認定法第19条の18第1項第1号の規定により、次のとおり届け出ます。

① 届出の対象者

氏名(ローマ字) _____ 性別 男・女

生 年 月 日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____

住 居 地 _____

在留カード番号 _____

特定産業分野 _____ 業 務 区 分 _____

② 特定技能雇用契約の変更内容

a 変更年月日 _____ 年 月 日

b 変更事項

① 変更した内容に該当する事項を以下の中から選択してください(複数選択可)。

- 雇用契約期間 存続期間等 賃金
 雇止め期間 労働日 帰国費用に関する事項
 就業上の指示等の内容 雇用期間 その他(注記欄に労働契約の個人契約、労働協約、労使協定の旨を記載)

② 変更後の契約内容が記載された雇用条件書(参考様式第1-1号、別紙を含む。)を添付してください。

(雇用条件書は、変更があった部分以外の記載は従前の雇用条件書に準拠し変更した部分だけを変更してください。)

(従前の契約内容が記載された雇用条件書は、変更した部分を除き従前の雇用条件書に準拠し変更した部分だけを変更してください。)

(当届出書が十分に記載したことを確認した上で、署名を得る必要があります。)

③ 届出機関

届 出 番 号 (13桁) _____

機関の氏名又は名称 _____

機 関 の 住 所 _____
(本店又は支店等事務所)

担 当 者 _____ 電 話 番 号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。

本届出書作成者の署名/作成年月日

_____ 年 月 日

注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関(又は委任を受けた作成者)が変更届出を訂正し送付すること。

(注)本書中、次のついで出陣先については、届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。

参考様式第3-1-1号

特定技能雇用契約の変更に係る届出書

出入国管理庁長官 殿

出入国管理庁及び難民認定法第19条の18第1項第1号の規定により、次のとおり届け出ます。

① 届出の対象者

氏名(ローマ字) _____ 性別 男・女

生 年 月 日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____

住 居 地 _____

在留カード番号 _____

特定産業分野 _____ 業 務 区 分 _____

② 特定技能雇用契約の変更内容

a 変更年月日 _____ 年 月 日

b 変更事項

① 変更した内容に該当する事項を以下の中から選択してください(複数選択可)。

- 雇用契約期間 存続期間等 賃金
 雇止めの期間 労働日 帰国費用に関する事項
 就業上の指示等の内容 雇用期間 その他(注記欄に労働契約の個人契約、労働協約、労使協定の旨を記載)

② 変更後の契約内容が記載された雇用条件書(参考様式第1-1号、別紙を含む。)を添付してください。

(雇用条件書は、変更があった部分以外の記載は従前の雇用条件書に準拠し変更した部分だけを変更してください。)

(従前の契約内容が記載された雇用条件書は、変更した部分を除き従前の雇用条件書に準拠し変更した部分だけを変更してください。)

(当届出書が十分に記載したことを確認した上で、署名を得る必要があります。)

③ 届出機関

届 出 番 号 (13桁) _____

機関の氏名又は名称 _____

機 関 の 住 所 _____
(本店又は支店等事務所)

担 当 者 _____ 電 話 番 号 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。

本届出書作成者の署名/作成年月日

_____ 年 月 日

注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関(又は委任を受けた作成者)が変更届出を訂正し送付すること。

(注)本書中、次のついで出陣先については、届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。

(記載要領)

【全載事項】

1 特定産業分野及び業種区分については、以下の対応表に基づき記載すること。

特定産業分野	業種区分
生産分野	農林水産業
ビル・コンビニ・デパート・卸売・特定技能1号	建設業(内務)の各業
ビル・コンビニ・デパート・特定技能2号	特定内容の請負に、複数の作業員を派遣しながらの従事し、就業を管理する光熱及び同業種の計画作成、運行管理その他のマシントラック
工業製品製造分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機械製作 金属表面処理 樹脂・成形・成形加工 繊維・繊維製品 印刷・製本 印刷製本製造 RFP製造 印刷製本製造 印刷・製本 印刷製本製造 印刷
工業製品製造分野・特定技能2号	機械金属加工 電気電子機械製作 金属表面処理 樹脂・成形・成形加工 繊維・繊維製品 印刷・製本 印刷製本製造 印刷
建設分野・特定技能1号	土木 建築 土木・電気・水道
建設分野・特定技能2号	土木 建築 土木・電気・水道
漁業・水産加工分野・特定技能1号	漁業 水産加工
漁業・水産加工分野・特定技能2号	漁業 水産加工
自動車整備分野・特定技能1号	自動車の保守整備、整備点検整備、検査整備、特定整備に付随する業務
自動車整備分野・特定技能2号	自動車整備等の作業サービスの提供に従事する業務
航空分野・特定技能1号	航空機整備
航空分野・特定技能2号	航空機整備
宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・企画、接客、レストラン・バーなどの業務に従事する業務
宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を管理しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・企画、接客、レストラン・バーなどの業務に従事する業務
自動車運転士分野	タクシー運転士、バス・タクシー運転士、トラック運転士
漁業分野	漁業 漁業 漁業 漁業 漁業 漁業
農業分野・特定技能1号	農産物の生産 畜産物の生産 畜産物の生産 畜産物の生産 畜産物の生産 畜産物の生産
農業分野・特定技能2号	農産物の生産 畜産物の生産 畜産物の生産 畜産物の生産 畜産物の生産 畜産物の生産
保育・児童福祉分野・特定技能1号	保育 児童福祉 児童福祉 児童福祉 児童福祉 児童福祉
保育・児童福祉分野・特定技能2号	保育 児童福祉 児童福祉 児童福祉 児童福祉 児童福祉
飲食・食品製造分野・特定技能1号	飲食 食品製造 食品製造 食品製造 食品製造 食品製造
飲食・食品製造分野・特定技能2号	飲食 食品製造 食品製造 食品製造 食品製造 食品製造
美容・ファッション分野・特定技能1号	美容 美容 美容 美容 美容 美容
美容・ファッション分野・特定技能2号	美容 美容 美容 美容 美容 美容
IT・情報分野	IT業
木材産業分野	林業、木材加工業に該当する本邦産木材

- 2 業の出入番号については、法人でない場合は空欄とすること。
- 3 本欄に当たっては、「特定技能外国人の受入れに係る雇用契約第7章第1節第1別表」の対応する立派資料を添付すること。
- 4 本記載要領の添付は不要。

【記載する場合】

②b欄の「変更事項」については、以下の対応表に基づき、変更内容に対応するものを選択すること。

変更事項	変更内容
I.雇用契約期間	雇用契約期間 契約書等の名称
II.就業の場所	就業の場所 就業先の名前 就業先の本拠地(住所) 就業先における就業(作業)場所 就業先(予定)
III.従事すべき業務の内容	従事する業務の内容(予定)の特定産業分野 同一分野内で従事する業種区分
IV.労働時間等	労働時間 休憩時間 法定労働時間 法定労働日数 法定労働日数の有無
V.休日	休日
VI.休暇	休日の有無 休日の有無
VII.賃金	賃金 賃金(月別)の額(労働賃金は除く) 法定労働時間、休日又は深夜労働に對して支払われる報酬(賃金) 賞与 賞与の支払方法 賞与の支払時期 賞与の支払時期
VIII.退職に関する事項	自己都合退職の手続 解雇の事由及び手続
IX.その他(社会保険の加入状況、労働保険の適用状況、健康診断、雇用保険等)	社会保険の加入状況、労働保険の適用状況 健康診断 雇用保険等

(記載要領)

【全載事項】

1 特定産業分野及び業種区分については、以下の対応表に基づき記載すること。

特定産業分野	業種区分
生産分野	農林水産業
ビル・コンビニ・デパート・卸売・特定技能1号	建設業(内務)の各業
ビル・コンビニ・デパート・特定技能2号	特定内容の請負に、複数の作業員を派遣しながらの従事し、就業を管理する光熱及び同業種の計画作成、運行管理その他のマシントラック
工業製品製造分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機械製作 金属表面処理 樹脂・成形・成形加工 繊維・繊維製品 印刷・製本 印刷製本製造 RFP製造 印刷製本製造 印刷・製本 印刷製本製造 印刷
工業製品製造分野・特定技能2号	機械金属加工 電気電子機械製作 金属表面処理 樹脂・成形・成形加工 繊維・繊維製品 印刷・製本 印刷製本製造 印刷
建設分野・特定技能1号	土木 建築 土木・電気・水道
建設分野・特定技能2号	土木 建築 土木・電気・水道
漁業・水産加工分野・特定技能1号	漁業 水産加工
漁業・水産加工分野・特定技能2号	漁業 水産加工
自動車整備分野・特定技能1号	自動車の保守整備、整備点検整備、検査整備、特定整備に付随する業務
自動車整備分野・特定技能2号	自動車整備等の作業サービスの提供に従事する業務
航空分野・特定技能1号	航空機整備
航空分野・特定技能2号	航空機整備
宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・企画、接客、レストラン・バーなどの業務に従事する業務
宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を管理しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・企画、接客、レストラン・バーなどの業務に従事する業務
自動車運転士分野	タクシー運転士、バス・タクシー運転士、トラック運転士
漁業分野	漁業 漁業 漁業 漁業 漁業 漁業
農業分野・特定技能1号	農産物の生産 畜産物の生産 畜産物の生産 畜産物の生産 畜産物の生産 畜産物の生産
農業分野・特定技能2号	農産物の生産 畜産物の生産 畜産物の生産 畜産物の生産 畜産物の生産 畜産物の生産
保育・児童福祉分野・特定技能1号	保育 児童福祉 児童福祉 児童福祉 児童福祉 児童福祉
保育・児童福祉分野・特定技能2号	保育 児童福祉 児童福祉 児童福祉 児童福祉 児童福祉
飲食・食品製造分野・特定技能1号	飲食 食品製造 食品製造 食品製造 食品製造 食品製造
飲食・食品製造分野・特定技能2号	飲食 食品製造 食品製造 食品製造 食品製造 食品製造
美容・ファッション分野・特定技能1号	美容 美容 美容 美容 美容 美容
美容・ファッション分野・特定技能2号	美容 美容 美容 美容 美容 美容
IT・情報分野	IT業
木材産業分野	林業、木材加工業に該当する本邦産木材

- 2 業の出入番号については、法人でない場合は空欄とすること。
- 3 本欄に当たっては、「特定技能外国人の受入れに係る雇用契約第7章第1節第1別表」の対応する立派資料を添付すること。
- 4 本記載要領の添付は不要。

【記載する場合】

②b欄の「変更事項」については、以下の対応表に基づき、変更内容に対応するものを選択すること。

変更事項	変更内容
I.雇用契約期間	雇用契約期間 契約書等の名称
II.就業の場所	就業の場所 就業先の名前 就業先の本拠地(住所) 就業先における就業(作業)場所 就業先(予定)
III.従事すべき業務の内容	従事する業務の内容(予定)の特定産業分野 同一分野内で従事する業種区分
IV.労働時間等	労働時間 休憩時間 法定労働時間 法定労働日数 法定労働日数の有無
V.休日	休日
VI.休暇	休日の有無 休日の有無
VII.賃金	賃金 賃金(月別)の額(労働賃金は除く) 法定労働時間、休日又は深夜労働に對して支払われる報酬(賃金) 賞与 賞与の支払方法 賞与の支払時期 賞与の支払時期
VIII.退職に関する事項	自己都合退職の手続 解雇の事由及び手続
IX.その他(社会保険の加入状況、労働保険の適用状況、健康診断、雇用保険等)	社会保険の加入状況、労働保険の適用状況 健康診断 雇用保険等

参考様式第3-1-2号

特定技能雇用契約の終了又は締結に係る届出書

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の18第1項第1号(及び3号)の規定により、次のとおり届け出ます。

① 届出の対象者

氏名(ローマ字) _____ 性別 男・女

生 年 月 日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____

住 居 地 _____

在留カード番号 _____

特定在留区分 _____ 業務区分 _____

② 届出の事由(該当するものを選んでください。)

 特定技能雇用契約の終了
 新たな特定技能雇用契約の締結



Aを記入



Bを記入
A 契約の終了

a 雇用契約終了年月日 _____ 年 月 日

b 終了の事由

-
- 01.雇用契約の
- 強制終了**
-
-
- 特定技能在留期間の満了による終了
-
-
- 02.経営上の都合
-
-
- 03.基準不適合
-
-
- 04.死亡(個人事業主)
-
-
- 05.その他()
-
-
- 外国人の都合による終了
-
-
- 06.死亡
-
-
- 07.病気・事故
-
-
- 08.行方不明
-
-
- 09.重病療養(外国人の責めに帰すべき重大な理由による解雇)
-
-
- 10.自己都合退職(本人からの申請による退職)
-
-
- 11.その他()

次ページへ

参考様式第3-1-2号

特定技能雇用契約の終了又は締結に係る届出書

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の18第1項第1号(及び3号)の規定により、次のとおり届け出ます。

① 届出の対象者

氏名(ローマ字) _____ 性別 男・女

生 年 月 日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____

在留カード番号 _____

特定在留区分 _____ 業務区分 _____

② 届出の事由(該当するものを選んでください。)

 特定技能雇用契約の終了
 新たな特定技能雇用契約の締結



Aを記入



Bを記入
A 契約の終了

a 雇用契約終了年月日 _____ 年 月 日

b 終了の事由

-
- 01.雇用契約の
- 強制終了**
-
-
- 特定技能在留期間の満了による終了
-
-
- 02.経営上の都合
-
-
- 03.基準不適合
-
-
- 04.死亡(個人事業主)
-
-
- 05.その他()
-
-
- 外国人の都合による終了
-
-
- 06.死亡
-
-
- 07.病気・事故
-
-
- 08.行方不明
-
-
- 09.重病療養(外国人の責めに帰すべき重大な理由による解雇)
-
-
- 10.自己都合退職(本人からの申請による退職)
-
-
- 11.その他()

次ページへ

一提出の可否者(上記①の者)に係る1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関へ委託していた場合、当該対象者に係る登録支援機関との委託契約も終了しますので、下記についても記入してください。
なお、下記②欄に登録支援機関との支援委託契約が終了した事実を記載した場合、支援委託契約の終了に係る届出書(参考様式第3-3-2号)を別途届出する必要はありません。

○ 委託契約を締結していた登録支援機関

委託契約終了年月日 年 月 日

登録番号

法人番号(13桁)

機関の氏名又は名称

機関の住所[〒] (本店又は支店の事務所)

B 新たな契約の締結

a 届出契約締結年月日 年 月 日

b 契約の内容 一 雇用条件書(参考様式第1-6号)を添付してください。
雇用条件書は、特定技能外国人が十分に理解できる言語で翻訳した上で、当該特定技能外国人に内容を説明し、当該特定技能外国人が十分に理解したことを確認した上で、当該特定技能外国人の署名を受けてください。

② 届出機関

法人番号(13桁)

機関の氏名又は名称

機関の住所[〒] (本店又は支店の事務所)

担当者 電話番号

以上の記載内容は事実と相違ありません。

本届出書作成者の署名/作成年月日

年 月 日

注 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能者属機関員(又は委任を受けた作成者)が変更届を提出し、署名すること。

本届出(届出契約締結済)による届出を拒否しを行うにあたって、申請に「出入内閣府に届出届(参考様式第3-4号)」の届出が必要。本届出である場合は、本届出とともに必ず届出すること。

注 本表中、空のついた箇所については、届出内容の確認のため、連絡をさせていただく場合があります。

一提出の可否者(上記①の者)に係る1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関へ委託していた場合、当該対象者に係る登録支援機関との委託契約も終了しますので、下記についても記入してください。
なお、下記②欄に登録支援機関との支援委託契約が終了した事実を記載した場合、支援委託契約の終了に係る届出書(参考様式第3-3-2号)を別途届出する必要はありません。

○ 委託契約を締結していた登録支援機関

委託契約終了年月日 年 月 日

登録番号

法人番号(13桁)

機関の氏名又は名称

機関の住所[〒] (本店又は支店の事務所)

B 新たな契約の締結

a 届出契約締結年月日 年 月 日

b 契約の内容 一 特定技能雇用契約書(参考様式第1-6号)及び雇用条件書(参考様式第1-6号)を添付してください。
特定技能雇用契約書及び雇用条件書は、特定技能外国人が十分に理解できる言語で翻訳した上で、当該特定技能外国人に内容を説明し、当該特定技能外国人が十分に理解したことを確認した上で、当該特定技能外国人の署名を受けてください。

② 届出機関

法人番号(13桁)

機関の氏名又は名称

機関の住所[〒] (本店又は支店の事務所)

担当者 電話番号

以上の記載内容は事実と相違ありません。

本届出書作成者の署名/作成年月日

年 月 日

注 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能者属機関員(又は委任を受けた作成者)が変更届を提出し、署名すること。

本届出(届出契約締結済)による届出を拒否し及び外国人の署名による自己啓発届出(届出届)を行うにあたって、申請に「出入内閣府に届出届(参考様式第3-4号)」の届出が必要。本届出である場合は、本届出とともに必ず届出すること。

注 本表中、空のついた箇所については、届出内容の確認のため、連絡をさせていただく場合があります。

(記載要領)

【念読事項】

1 特定産業分野及び業務区分については、以下の対応表に基づき記載すること。

特定産業分野	業務区分
非該当分野	非該当業務
セルラー通信分野・特定技術1号	機体内部の構造
パルサー通信分野・特定技術2号	機体内部の構造、機体の作動装置を制御するための基本し、機体を管理する装置及び付属装置の制御装置、通信管理その他のソフトウェア
人工衛星放送系分野・特定技術1号	機体外部加工 常態下で機体直上で 金属表面処理
人工衛星放送系分野・特定技術2号	機体外部加工 常態下で機体直上で 金属材料加工 機体外部加工 常態下で機体直上で 金属材料加工 機体外部加工 常態下で機体直上で 金属材料加工
宇宙航空推進系分野・特定技術1号	機体外部加工 常態下で機体直上で 金属材料加工
宇宙航空推進系分野・特定技術2号	機体外部加工 常態下で機体直上で 金属材料加工
造船・船舶工業分野・特定技術1号	造船 船体機械 船体電気電子機器
造船・船舶工業分野・特定技術2号	造船 船体機械 船体電気電子機器
自動車整備分野・特定技術1号	自動車整備 自動車整備 自動車整備 自動車整備 自動車整備
自動車整備分野・特定技術2号	自動車整備 自動車整備 自動車整備 自動車整備 自動車整備
航空分野・特定技術1号	航空分野 航空分野 航空分野 航空分野 航空分野
航空分野・特定技術2号	航空分野 航空分野 航空分野 航空分野 航空分野
船舶分野	船舶分野 船舶分野 船舶分野 船舶分野 船舶分野
農業分野・特定技術1号	農業 農業 農業 農業 農業
農業分野・特定技術2号	農業 農業 農業 農業 農業
医薬品製造分野・特定技術1号	医薬品製造 医薬品製造 医薬品製造 医薬品製造 医薬品製造
医薬品製造分野・特定技術2号	医薬品製造 医薬品製造 医薬品製造 医薬品製造 医薬品製造
化学分野・特定技術1号	化学 化学 化学 化学 化学
化学分野・特定技術2号	化学 化学 化学 化学 化学
食品分野	食品 食品 食品 食品 食品
木材加工分野	木材加工 木材加工 木材加工 木材加工 木材加工

- 2 ②の法人番号については、法人でない場合は空欄とすること。
- 3 本記載事項の履行は下表。

【Aを記載する場合】

- 1 ②A欄の終了の事由については、記号欄の**特別終了**、特定技術所属機関の都合による終了又は外国人の都合による終了のいずれか一つをシミュレーションによりチェックすること。
- 2 ②A欄の終了の事由について、特定技術所属機関の都合による終了をチェックした場合、経路上の都合、基準不適合又は死亡(個人事業主の場合)のいずれか一つをシミュレーションによりチェックすること。
- 3 ②A欄の終了の事由について、外国人の都合による終了をチェックした場合、死亡、病気・怪我、行方不明、虚費懸念(外国人の費用に相当する大きな費用に発生懸念)、自己都合退職又はその他のいずれか一つをシミュレーションによりチェックすること。このとき、その他をチェックした場合、内容を欄頭に記載すること。

(記載要領)

【念読事項】

1 特定産業分野及び業務区分については、以下の対応表に基づき記載すること。

特定産業分野	業務区分
非該当分野	非該当業務
セルラー通信分野・特定技術1号	機体内部の構造
パルサー通信分野・特定技術2号	機体内部の構造、機体の作動装置を制御するための基本し、機体を管理する装置及び付属装置の制御装置、通信管理その他のソフトウェア
人工衛星放送系分野・特定技術1号	機体外部加工 常態下で機体直上で 金属表面処理
人工衛星放送系分野・特定技術2号	機体外部加工 常態下で機体直上で 金属材料加工 機体外部加工 常態下で機体直上で 金属材料加工 機体外部加工 常態下で機体直上で 金属材料加工
宇宙航空推進系分野・特定技術1号	機体外部加工 常態下で機体直上で 金属材料加工
宇宙航空推進系分野・特定技術2号	機体外部加工 常態下で機体直上で 金属材料加工
造船・船舶工業分野・特定技術1号	造船 船体機械 船体電気電子機器
造船・船舶工業分野・特定技術2号	造船 船体機械 船体電気電子機器
自動車整備分野・特定技術1号	自動車整備 自動車整備 自動車整備 自動車整備 自動車整備
自動車整備分野・特定技術2号	自動車整備 自動車整備 自動車整備 自動車整備 自動車整備
航空分野・特定技術1号	航空分野 航空分野 航空分野 航空分野 航空分野
航空分野・特定技術2号	航空分野 航空分野 航空分野 航空分野 航空分野
船舶分野	船舶分野 船舶分野 船舶分野 船舶分野 船舶分野
農業分野・特定技術1号	農業 農業 農業 農業 農業
農業分野・特定技術2号	農業 農業 農業 農業 農業
医薬品製造分野・特定技術1号	医薬品製造 医薬品製造 医薬品製造 医薬品製造 医薬品製造
医薬品製造分野・特定技術2号	医薬品製造 医薬品製造 医薬品製造 医薬品製造 医薬品製造
化学分野・特定技術1号	化学 化学 化学 化学 化学
化学分野・特定技術2号	化学 化学 化学 化学 化学
食品分野	食品 食品 食品 食品 食品
木材加工分野	木材加工 木材加工 木材加工 木材加工 木材加工

- 2 ②の法人番号については、法人でない場合は空欄とすること。
- 3 本記載事項の履行は下表。

【Aを記載する場合】

- 1 ②A欄の終了の事由については、記号欄の**特別終了**、特定技術所属機関の都合による終了又は外国人の都合による終了のいずれか一つをシミュレーションによりチェックすること。
- 2 ②A欄の終了の事由について、特定技術所属機関の都合による終了をチェックした場合、経路上の都合、基準不適合又は死亡(個人事業主の場合)のいずれか一つをシミュレーションによりチェックすること。
- 3 ②A欄の終了の事由について、外国人の都合による終了をチェックした場合、死亡、病気・怪我、行方不明、虚費懸念(外国人の費用に相当する大きな費用に発生懸念)、自己都合退職又はその他のいずれか一つをシミュレーションによりチェックすること。このとき、その他をチェックした場合、内容を欄頭に記載すること。

参考様式第3-2号

支援計画の変更に係る届出書

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の18第1項第2号の規定により、次のとおり届け出ます。

① 届出の対象者

氏名(ローマ字) _____ 性別 男・女

年 月 日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____

住 居 地 _____

在留カード番号 _____

特 定 産業 分 野 _____ 商 務 区 分 _____

② 届出の事由

A 変更年月日 _____ 年 月 日

B 変更事項

人 分 類	内 容	内 容
支援対象者	<input type="checkbox"/> 01.氏名 <input type="checkbox"/> 02.性別	<input type="checkbox"/> 03.生年月日 <input type="checkbox"/> 04.国籍・地域
特定技能所属機関	<input type="checkbox"/> 05.氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 06.住所 <input type="checkbox"/> 07.法人番号 <input type="checkbox"/> 08.その他()	<input type="checkbox"/> 09.支援責任者の氏名及び役職 <input type="checkbox"/> 10.支援を行っている1号特定技能外国人数 <input type="checkbox"/> 31.支援担当者数 <input type="checkbox"/> 32.支援を行う事業所の所在地
申請支援機関	<input type="checkbox"/> 10.氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 11.住所 <input type="checkbox"/> 12.法人番号 <input type="checkbox"/> 13.代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 14.その他()	<input type="checkbox"/> 15.支援責任者の氏名及び役職 <input type="checkbox"/> 16.支援を行っている1号特定技能外国人数 <input type="checkbox"/> 17.支援担当者数 <input type="checkbox"/> 18.支援を行う事業所の所在地 <input type="checkbox"/> 33.10～18 全ての変更
支援の内容	<input type="checkbox"/> 19.事前ガイダンス <input type="checkbox"/> 20.出入国する際の送迎 <input type="checkbox"/> 21.適切な住居の確保・生活に必要な契機に係る支援 <input type="checkbox"/> 22.生活オリエンテーションの実施 <input type="checkbox"/> 23.日本語学習の機会の提供 <input type="checkbox"/> 24.相談又は苦情への対応 <input type="checkbox"/> 25.日本人との交流促進に係る支援 <input type="checkbox"/> 26.非自発的離職時の転職支援 <input type="checkbox"/> 27.定例的な自説の実施・行政機関への通報 <input type="checkbox"/> 28.その他() <input type="checkbox"/> 33.19～28 全ての変更	

参考様式第3-2号

支援計画の変更に係る届出書

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の18第1項第2号の規定により、次のとおり届け出ます。

① 届出の対象者

氏名(ローマ字) _____ 性別 男・女

年 月 日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____

在留カード番号 _____

特 定 産業 分 野 _____ 商 務 区 分 _____

② 届出の事由

A 変更年月日 _____ 年 月 日

B 変更事項

人 分 類	内 容	内 容
支援対象者	<input type="checkbox"/> 01.氏名 <input type="checkbox"/> 02.性別	<input type="checkbox"/> 03.生年月日 <input type="checkbox"/> 04.国籍・地域
特定技能所属機関	<input type="checkbox"/> 05.氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 06.住所 <input type="checkbox"/> 07.法人番号 <input type="checkbox"/> 08.その他()	<input type="checkbox"/> 09.支援責任者の氏名及び役職 <input type="checkbox"/> 10.支援を行っている1号特定技能外国人数 <input type="checkbox"/> 31.支援担当者数 <input type="checkbox"/> 32.支援を行う事業所の所在地
申請支援機関	<input type="checkbox"/> 10.氏名又は名称 <input type="checkbox"/> 11.住所 <input type="checkbox"/> 12.法人番号 <input type="checkbox"/> 13.代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 14.その他()	<input type="checkbox"/> 15.支援責任者の氏名及び役職 <input type="checkbox"/> 16.支援を行っている1号特定技能外国人数 <input type="checkbox"/> 17.支援担当者数 <input type="checkbox"/> 18.支援を行う事業所の所在地 <input type="checkbox"/> 33.10～18 全ての変更
支援の内容	<input type="checkbox"/> 19.事前ガイダンス <input type="checkbox"/> 20.出入国する際の送迎 <input type="checkbox"/> 21.適切な住居の確保・生活に必要な契機に係る支援 <input type="checkbox"/> 22.生活オリエンテーションの実施 <input type="checkbox"/> 23.日本語学習の機会の提供 <input type="checkbox"/> 24.相談又は苦情への対応 <input type="checkbox"/> 25.日本人との交流促進に係る支援 <input type="checkbox"/> 26.非自発的離職時の転職支援 <input type="checkbox"/> 27.定例的な自説の実施・行政機関への通報 <input type="checkbox"/> 28.その他() <input type="checkbox"/> 33.19～28 全ての変更	

参考様式第3-3-1号

支援委託契約の変更に係る届出書

出入国管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の18第4項第3号の規定により、次のとおり届け出ます。

① 届出の対象者

氏名(ローマ字) _____ 性別 男・女
 生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 国籍・地域 _____
 住 居 地 _____
 在留カード番号 _____
 特定種別番号 _____ 業務区分 _____

② 変更の事由

ア 変更年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 イ 変更事項 委託料(名あたりの月額)
 変更前 : 月額 _____ 円
 変更後 : 月額 _____ 円
 委託期間
 変更前 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで
 変更後 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで
 その他
 変更後の内容(名称、25文字以内)

次葉に続く

参考様式第3-3-1号

支援委託契約の変更に係る届出書

出入国管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の18第4項第3号の規定により、次のとおり届け出ます。

① 届出の対象者

氏名(ローマ字) _____ 性別 男・女
 生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 国籍・地域 _____
 在留カード番号 _____
 特定種別番号 _____ 業務区分 _____

② 変更の事由

ア 変更年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 イ 変更事項 委託する支援業務
 委託料(名あたりの月額)
 費用の負担
 実施状況の報告
 委託契約期間
 到着等の場合の料金
 エ 変更後の内容 _____

次葉に続く

㉑ 届出機関

法人番号(13桁)

機関の氏名又は名称

機関の住所 〒 -
(本
当又は丁たる事務所)

採 取 者 電 話 番 号 ※

㉒ 登録支援機関

登録番号

法人番号(13桁)

機関の氏名又は名称

機 関 の 住 所 〒
(本所又は支店たる事務所)

以上の記載内容は事実と相違ありません。

本届出書作成者の署名/作成年月日

____年 ____月 ____日

注意 届出書作成後届出までの記載内容に変更が生じた場合、特定技術者高機能職員(又は専任を受けた作成者)が変更届出を訂正し署名すること。
①)本書中、卒のついで連絡先については、届出内容の照会のため、連絡をさせていただく場合があります。

㉑ 届出機関

法人番号(13桁)

機関の氏名又は名称

機関の住所 〒 -
(本
当又は丁たる事務所)

採 取 者 電 話 番 号 ※

㉒ 登録支援機関

登録番号

法人番号(13桁)

機関の氏名又は名称

機 関 の 住 所 〒
(本所又は支店たる事務所)

以上の記載内容は事実と相違ありません。

本届出書作成者の署名/作成年月日

____年 ____月 ____日

注意 届出書作成後届出までの記載内容に変更が生じた場合、特定技術者高機能職員(又は専任を受けた作成者)が変更届出を訂正し署名すること。
①)本書中、卒のついで連絡先については、届出内容の照会のため、連絡をさせていただく場合があります。

(記帳簿類)

1. 特選産業分野及び産別区分については、以下の対応表に基づいて記載すること。

産業分野	産別区分	業種区分
ビルクリーニング分野・特選技術1号	特選技術1号	清掃業
ビルクリーニング分野・特選技術2号	特選技術2号	建設業
工業製品製造分野・特選技術1号	特選技術1号	製造業
工業製品製造分野・特選技術2号	特選技術2号	製造業
造船・海洋工業分野・特選技術1号	特選技術1号	造船業
造船・海洋工業分野・特選技術2号	特選技術2号	造船業
自動車整備分野・特選技術1号	特選技術1号	自動車整備業
自動車整備分野・特選技術2号	特選技術2号	自動車整備業
建設分野・特選技術1号	特選技術1号	建設業
建設分野・特選技術2号	特選技術2号	建設業
印刷製版業分野	印刷製版業	印刷製版業
放送分野	放送業	放送業
農業分野・特選技術1号	特選技術1号	農業
農業分野・特選技術2号	特選技術2号	農業
漁業分野・特選技術1号	特選技術1号	漁業
漁業分野・特選技術2号	特選技術2号	漁業
流通分野・特選技術1号	特選技術1号	流通業
流通分野・特選技術2号	特選技術2号	流通業
サービス業分野	サービス業	サービス業
本邦認定分野	本邦認定分野	本邦認定分野

- ③及び④の「法人番号」については、法人でない場合は空欄にすること。
- ⑤「業種」(業種)については、該当する項目にレディによりチェックすること(複数チェック可)。
なお、「その他」(業種)については、該当する項目にレディによりチェックすることとするが、「別添、説明書のとおり」と記載し、当該業種に該当する説明書のとおり記載し、申請支店情報との支店承認契約に関する説明書(参考様式第1-25号)を添付することとして差し支えない。
- 業種内容を原則する資料として、「特選技術外国人の導入に併る雇用型第7号第3節第2項表」の各産業事項に対応する5品資料を添付すること。
なお、記載の項目について変更がある場合は、別紙を添付して届け出るものとする。
- 本記載事項の届付は不要。

(記帳簿類)

1. 特選産業分野及び産別区分については、以下の対応表に基づいて記載すること。

産業分野	産別区分	業種区分
ビルクリーニング分野・特選技術1号	特選技術1号	清掃業
ビルクリーニング分野・特選技術2号	特選技術2号	建設業
工業製品製造分野・特選技術1号	特選技術1号	製造業
工業製品製造分野・特選技術2号	特選技術2号	製造業
造船・海洋工業分野・特選技術1号	特選技術1号	造船業
造船・海洋工業分野・特選技術2号	特選技術2号	造船業
自動車整備分野・特選技術1号	特選技術1号	自動車整備業
自動車整備分野・特選技術2号	特選技術2号	自動車整備業
建設分野・特選技術1号	特選技術1号	建設業
建設分野・特選技術2号	特選技術2号	建設業
印刷製版業分野	印刷製版業	印刷製版業
放送分野	放送業	放送業
農業分野・特選技術1号	特選技術1号	農業
農業分野・特選技術2号	特選技術2号	農業
漁業分野・特選技術1号	特選技術1号	漁業
漁業分野・特選技術2号	特選技術2号	漁業
流通分野・特選技術1号	特選技術1号	流通業
流通分野・特選技術2号	特選技術2号	流通業
サービス業分野	サービス業	サービス業
本邦認定分野	本邦認定分野	本邦認定分野

- ③及び④の「法人番号」については、法人でない場合は空欄にすること。
- ⑤「業種」(業種)については、該当する項目にレディによりチェックすることとするが、「別添、説明書のとおり」と記載し、当該業種に該当する説明書のとおり記載し、申請支店情報(参考様式第1-25号)を添付することとして差し支えない。
- 業種内容を原則する資料として、「特選技術外国人の導入に併る雇用型第7号第3節第2項表」の各産業事項に対応する5品資料を添付すること。
なお、記載の項目について変更がある場合は、別紙を添付して届け出るものとする。
- 本記載事項の届付は不要。

参考様式第3-3-2号

支援委託契約の終了又は締結に係る届出書

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の18第1項第3号の規定により、次のとおり届け出ます。

① 届出の対象者

氏名(ローマ字) _____ 性別 男・女
 生 年 月 日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____
 在 留 カ ード 番 号 _____
 特 定 業 務 分 野 _____ 業 務 区 分 _____

② 届出の事由(該当するものを圈んでください。)

- 支援委託契約の終了
(自社支援に切り替える場合はこれを選択してください。)
- A**を記入
- 支援委託契約の締結
(自社支援から登録支援機関による支援に切り替える場合はこれを選択してください。)
- B**を記入
- 支援委託契約の終了と締結
(委託先の登録支援機関を変更する場合はこれを選択してください。)
- AとB**を記入

次頁に続く

参考様式第3-3-2号

支援委託契約の終了又は締結に係る届出書

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の18第1項第3号の規定により、次のとおり届け出ます。

① 届出の対象者

氏名(ローマ字) _____ 性別 男・女
 生 年 月 日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____
 在 留 カ ード 番 号 _____
 特 定 業 務 分 野 _____ 業 務 区 分 _____

② 届出の事由(該当するものを圈んでください。)

- 支援委託契約の終了
(自社支援に切り替える場合はこれを選択してください。)
- A**を記入
- 支援委託契約の締結
(自社支援から登録支援機関による支援に切り替える場合はこれを選択してください。)
- B**を記入
- 支援委託契約の終了と締結
(委託先の登録支援機関を変更する場合はこれを選択してください。)
- AとB**を記入

次頁に続く

A 契約の終了

a 終了年月日 年 月 日

b 終了の事由

大分類 委任契約の終期到来
 等々登記簿記載の理由による終了
 登録及戻権簿の理由による終了

小分類 終期到来
 終期上の都合
 契約違反
 契約取消し
 その他()

B 契約の締結

締結年月日 年 月 日

新たに委任契約を締結した登録支授機関について記入してください。

登録番号 _____

法人番号(18桁) | | | | | | | | | | | | | | | | | |

機関の氏名又は名称 _____

機関の住所^T
(本所又は土佐の事務所) _____

* 支授支授機関との支授委託契約に付る説明書(参考様式第1-250)を届出書に添付してください。

④ 届出機関

法人番号(18桁) | | | | | | | | | | | | | | | | | |

機関の氏名又は名称 _____

機関の住所^T
(本所又は土佐の事務所) _____

担当者 _____ 電話番号 _____ 業 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。

本届出書作成者の署名/作成年月日

年 月 日

注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、物室法律事務所職員(又は委託を受けた作成者)が変更届出を訂正し署名すること。
 本届出書は行方不明、及び特定依頼外国人支授計画書においても変更が生ずることから、申請に「支授計画変更に係る届出(参考様式第31-2等)」の提出が必要。変更出である場合は、本届出とともに必ず届出すること。
 (注)本届出書、章のついでに地籍表については、届出内容の確認のため、地籍を併せていただく場合があります。

A 契約の終了

a 終了年月日 年 月 日

b 終了の事由

大分類 委任契約の満期満了
 等々登記簿記載の理由による終了
 登録及戻権簿の理由による終了

小分類 満期満了
 終期上の都合
 契約違反
 契約取消し
 その他()

B 契約の締結

締結年月日 年 月 日

新たに委任契約を締結した登録支授機関について記入してください。

登録番号 _____

法人番号(18桁) | | | | | | | | | | | | | | | | | |

機関の氏名又は名称 _____

機関の住所^T
(本所又は土佐の事務所) _____

* 支授支授機関との支授委託契約に付る説明書(参考様式第1-250)を届出書に添付してください。

④ 届出機関

法人番号(18桁) | | | | | | | | | | | | | | | | | |

機関の氏名又は名称 _____

機関の住所^T
(本所又は土佐の事務所) _____

担当者 _____ 電話番号 _____ 業 _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。

本届出書作成者の署名/作成年月日

年 月 日

注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、物室法律事務所職員(又は委託を受けた作成者)が変更届出を訂正し署名すること。
 本届出書は行方不明、及び特定依頼外国人支授計画書においても変更が生ずることから、申請に「支授計画変更に係る届出(参考様式第31-2等)」の提出が必要。変更出である場合は、本届出とともに必ず届出すること。
 (注)本届出書、章のついでに地籍表については、届出内容の確認のため、地籍を併せていただく場合があります。

参考様式第3-4号

受入れ困難に係る届出書

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の18第1項第4号の規定により、次のとおり届け出ます。

① 届出の対象者

氏名(ローマ字) _____ 性別 男・女

生 年 月 日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____

住 居 地 _____

在留カード番号 _____

特定産業分野 _____ 業務区分 _____

② 届出の事由 (該当するものを選んでください。)

 特定技能所属機関の都合

Aを記入

 特定技能外国人の都合

Bを記入

A 特定技能所属機関の都合

a 事由の区分 経営上の都合
 高卒不適合
 死亡(個人事業主)
 その他()

b 事由発生日 _____ 年 月 日

c 事由の概要
(全角、50文字以内) _____

次ページに続く

参考様式第3-4号

受入れ困難に係る届出書

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の18第1項第4号の規定により、次のとおり届け出ます。

① 届出の対象者

氏名(ローマ字) _____ 性別 男・女

生 年 月 日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____

在留カード番号 _____

特定産業分野 _____ 業務区分 _____

② 届出の事由 (該当するものを選んでください。)

 特定技能所属機関の都合

Aを記入

 特定技能外国人の都合

Bを記入

A 特定技能所属機関の都合

a 事由の区分 経営上の都合
 高卒不適合
 死亡(個人事業主)
 その他()

b 事由発生日 _____ 年 月 日

c 事由の概要
(全角、50文字以内) _____

次ページに続く

B 特定技能外国人の都合

- a 事由 死亡
 病気・怪我
 行方不明
 返国帰国(外国人の責めに帰すべき事由による帰国)
 自己都合退職(本人からの専断による退職予定)
 その他()

b 事象発生日 年 月 日

c 事象の概要 (空欄、20文字以内)

- ③ 特定技能外国人の現状 連絡可能
 連絡不可

④ 受入れ継続のための措置

- A 活動継続の意思 活動継続の意思あり(復帰予定あり)
 活動継続の意思あり(復帰予定なし)
 活動継続の意思なし(転職希望)
 活動継続の意思なし(帰国希望)
 確認不可
 その他()
- B 措置内容 雇用継続予定
 転職支援実施予定(非自発的離職に該当し、転職支援の対象となる場合)
 帰国支援実施予定
 雇止め解除予定
 その他()

⑤ 届出機関

法人番号(13桁) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

機関の氏名又は名称 _____

機関の住所 (本居又は主たる事務所) _____

社 号 番 _____ 電 話 番 号 _____ ※

以上の記載内容は事実と相違ありません。

本届出書作成者の署名/作成年月日

_____ 年 月 日

注意 届出書作成後届出書で記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関職員(又は委任を受けた作成者)が変更届出を提出し署名すること。

(注)本書中、※のついた箇所については、届出内容の確認のため、連絡をさせていただく場合があります。

B 特定技能外国人の都合

- a 事由 死亡
 病気・怪我
 行方不明
 返国帰国(外国人の責めに帰すべき事由による帰国)
 その他()

b 事象発生日 年 月 日

c 事象の概要 (空欄、20文字以内)

- ③ 特定技能外国人の現状 連絡可能
 連絡不可

④ 受入れ継続のための措置

- A 活動継続の意思 活動継続の意思あり(復帰予定あり)
 活動継続の意思あり(復帰予定なし)
 活動継続の意思なし(転職希望)
 活動継続の意思なし(帰国希望)
 確認不可
 その他()
- B 措置内容 雇用継続予定
 転職支援実施予定(非自発的離職に該当し、転職支援の対象となる場合)
 帰国支援実施予定
 雇止め解除予定
 その他()

⑤ 届出機関

法人番号(13桁) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

機関の氏名又は名称 _____

機関の住所 (本居又は主たる事務所) _____

社 号 番 _____ 電 話 番 号 _____ ※

以上の記載内容は事実と相違ありません。

本届出書作成者の署名/作成年月日

_____ 年 月 日

注意 届出書作成後届出書で記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関職員(又は委任を受けた作成者)が変更届出を提出し署名すること。

(注)本書中、※のついた箇所については、届出内容の確認のため、連絡をさせていただく場合があります。

参考様式第3-5号

出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為(不正行為)に係る届出書

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の18第1項第4号の規定により、次のとおり届け出ます。

① 届出の対象者

氏名(ローマ字) _____ 性別 男・女

生 年 月 日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____

性 別 推 定 _____

在留カード番号 _____

特定産業分野 _____ 業務区分 _____

② 不正行為の概要

A 不正行為を知った日 _____ 年 月 日

B 不正行為が発生した日 _____ 年 月 日

C 不正行為の類型

- 特定技能基準者令第2条第1項第4号(1)
(外国人に対して暴行し、脅迫し又は虐待する行為)
- 特定技能基準者令第2条第1項第4号(2)
(外国人の労働又は在留カードを奪取する行為)
- 特定技能基準者令第2条第1項第4号(3)
(外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部の不払)
- 特定技能基準者令第2条第1項第4号(4)
(外国人の在留その他の生活の自由を不当に制限する行為)
- 特定技能基準者令第2条第1項第4号(5)
(1)から(4)までに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為)
- 特定技能基準者令第2条第1項第4号(6)
(虐待又は性的虐待)
- 特定技能基準者令第2条第1項第4号(7)
(不正な命令違反行為)
- 特定技能基準者令第2条第1項第4号(8)
(不正な等置行為を行う等の紹介を受けて特定技能雇用契約を締結する行為)
- 特定技能基準者令第2条第1項第4号(9)
(法第19条の18の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をする行為)
- 特定技能基準者令第2条第1項第4号(10)
(法第19条の2第1項の規定による報告徴収に従わない行為)
- 特定技能基準者令第2条第1項第4号(11)
(法第19条の1第1項の規定による処分を違反する行為)
- その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為

次欄に続く

参考様式第3-5号

特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出書

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の18第1項第4号の規定により、次のとおり届け出ます。

① 届出の対象者

氏名(ローマ字) _____ 性別 男・女

生 年 月 日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____

在留カード番号 _____

特定産業分野 _____ 業務区分 _____

② 基準不適合の概要

A 基準不適合を知った日 _____ 年 月 日

B 基準不適合が発生した日 _____ 年 月 日

C 基準不適合の内容

- 特定技能基準者令第2条関係(特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公営の機関の基準)
- 第1号(適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に関する事項)
- 第2号(適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に関する事項)

次欄に続く

② 不正行為を知った経緯の内容

- a 通報
 - 特定技術外国人からの申告
 - 関係行政機関からの情報(行政指導)
 - 特定技術関係機関の調査により発見
 - その他()

b 不正行為の具体的な内容
(全角、30文字以内) _____

③ 不正行為への対応

- A 対応区分
- 特定技術外国人への対応
 - 関係行政機関への対応

B 対応結果
(全角、30文字以内) _____

④ 届出機関

法人番号(13桁) _____

機関の氏名又は名称 _____

機関の住所
(本店又は支店等所在地) _____

担当者 _____ 電話番号 _____ ※

以上の記載内容は事実と相違ありません。

本届出書作成者の署名/作成年月日

_____年 ____月 ____日

①注 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、特定技術関係機関員(又は責任を受けた作成者)が変更箇所を訂正し署名すること。
②注 本書中、章のついで連絡先については、届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。

② 基準不適合を知った経緯の内容

- a 通報
 - 特定技術外国人からの申告
 - 関係行政機関からの指導(行政指導)
 - 特定技術関係機関の調査により発見
 - その他()

b 基準不適合の具体的な内容
(全角、30文字以内) _____

③ 基準不適合への対応

- A 対応区分
- 特定技術外国人への対応
 - 関係行政機関への対応

B 対応結果
(全角、30文字以内) _____

④ 届出機関

法人番号(13桁) _____

機関の氏名又は名称 _____

機関の住所
(本店又は支店等所在地) _____

担当者 _____ 電話番号 _____ ※

以上の記載内容は事実と相違ありません。

本届出書作成者の署名/作成年月日

_____年 ____月 ____日

①注 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、特定技術関係機関員(又は責任を受けた作成者)が変更箇所を訂正し署名すること。
②注 本書中、章のついで連絡先については、届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。

(記載要領)

1 特定職業分類及び業務区分については、以下の対応表に基づき記載すること。

特定職業分類	業務区分
交通分野	社会交通
ビル・リーニエツダ分野・特定技能1号	建築物内部の清掃
ビル・リーニエツダ分野・特定技能2号	建物内部の清掃に、業務の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び関連業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務
工業製品製造業分野・特定技能1号	機械の組み立て 電気電子機器の組み立て 金属加工業務 鉄骨・鋼骨コンクリート構造製造 コンクリート製品製造 鋼管製造 自動車部品製造 印刷製本 印刷製本製造 印刷製本 印刷製本製造 印刷製本製造
工業製品製造業分野・特定技能2号	工業製品製造業分野 工業製品製造業分野 工業製品製造業分野
建設分野・特定技能1号	土木 建築 土木インフラ設備
建設分野・特定技能2号	土木 建築 土木インフラ設備
造船・海洋工業分野・特定技能1号	造船 船舶修繕 海洋電気電子機器
造船・海洋工業分野・特定技能2号	造船の作業の計画・実施、現場監督、安全管理、特定技能に付随する業務の一般的な業務に従事し、船の乗組員への指導を行う業務
自動車整備分野・特定技能2号	自動車インフラインフラ 車両整備
観光分野・特定技能1号	観光分野・特定技能1号
観光分野・特定技能2号	観光分野・特定技能2号
宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストラン・サービス等の接客サービスの提供に従事する業務
宿泊分野・特定技能2号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストラン・サービス等の接客サービスの提供に従事する業務
自動車運送業分野	トラック運送業 トラック運送業 トラック運送業
航空分野	航空分野 航空運送業 航空運送業 航空運送業
農業分野・特定技能1号	農業分野 農業分野 農業分野
農業分野・特定技能2号	農業分野 農業分野 農業分野
漁業分野・特定技能1号	漁業分野 漁業分野 漁業分野
漁業分野・特定技能2号	漁業分野 漁業分野 漁業分野
観光・文化芸術分野・特定技能1号	観光・文化芸術分野 観光・文化芸術分野 観光・文化芸術分野
観光・文化芸術分野・特定技能2号	観光・文化芸術分野 観光・文化芸術分野 観光・文化芸術分野
美容分野・特定技能1号	美容分野 美容分野 美容分野
美容分野・特定技能2号	美容分野 美容分野 美容分野
医療分野・特定技能1号	医療分野 医療分野 医療分野
医療分野・特定技能2号	医療分野 医療分野 医療分野
食品製造業分野・特定技能1号	食品製造業分野 食品製造業分野 食品製造業分野
食品製造業分野・特定技能2号	食品製造業分野 食品製造業分野 食品製造業分野
繊維製造業分野・特定技能1号	繊維製造業分野 繊維製造業分野 繊維製造業分野
繊維製造業分野・特定技能2号	繊維製造業分野 繊維製造業分野 繊維製造業分野
皮革製造業分野・特定技能1号	皮革製造業分野 皮革製造業分野 皮革製造業分野
皮革製造業分野・特定技能2号	皮革製造業分野 皮革製造業分野 皮革製造業分野
木材加工業分野	木材加工業 木材加工業 木材加工業

- ①A欄の「不正行為を知った日」については、特定技能期間中の役員又は職員が当該不正行為を知った日を記載すること。
- ②B欄の「不正行為が発生した日」については、実際に不正行為が発生又は行われた日を記載すること。
- ③D1欄の「届出」について、「その他」をチェックした場合は括弧内に内容を簡潔に記載すること。
- ④D2欄の「不正行為の具体的な内容」について、全角30文字以内で、**具体的に、かつ、簡潔に**記載すること。
- ⑤A欄の「対応区分」について、特定技能外国人への対応、又は関係行政機関への対応を実施した場合は、レ点によりチェックすること。
なお、特定技能外国人と関係行政機関の両方への対応を行った場合は、その両方にレ点によりチェックすること。
- ⑥について、法人番号については、法人でない場合は空欄とすること。
- 不正行為が複数発生した場合や不正行為の対象者が複数に及ぶなどの場合は、別紙を使用することとして差し支えない。
- 本記載要領の添付は不要。

(記載要領)

1 特定職業分類及び業務区分については、以下の対応表に基づき記載すること。

特定職業分類	業務区分
交通分野	社会交通
ビル・リーニエツダ分野・特定技能1号	建築物内部の清掃
ビル・リーニエツダ分野・特定技能2号	建物内部の清掃に、業務の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び関連業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務
工業製品製造業分野・特定技能1号	機械の組み立て 電気電子機器の組み立て 金属加工業務 鉄骨・鋼骨コンクリート構造製造 コンクリート製品製造 鋼管製造 自動車部品製造 印刷製本 印刷製本製造 印刷製本 印刷製本製造 印刷製本製造
工業製品製造業分野・特定技能2号	工業製品製造業分野 工業製品製造業分野 工業製品製造業分野
建設分野・特定技能1号	土木 建築 土木インフラ設備
建設分野・特定技能2号	土木 建築 土木インフラ設備
造船・海洋工業分野・特定技能1号	造船 船舶修繕 海洋電気電子機器
造船・海洋工業分野・特定技能2号	造船の作業の計画・実施、現場監督、安全管理、特定技能に付随する業務の一般的な業務に従事し、船の乗組員への指導を行う業務
自動車整備分野・特定技能2号	自動車インフラインフラ 車両整備
観光分野・特定技能1号	観光分野・特定技能1号
観光分野・特定技能2号	観光分野・特定技能2号
宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストラン・サービス等の接客サービスの提供に従事する業務
宿泊分野・特定技能2号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストラン・サービス等の接客サービスの提供に従事する業務
自動車運送業分野	トラック運送業 トラック運送業 トラック運送業
航空分野	航空分野 航空運送業 航空運送業 航空運送業
農業分野・特定技能1号	農業分野 農業分野 農業分野
農業分野・特定技能2号	農業分野 農業分野 農業分野
漁業分野・特定技能1号	漁業分野 漁業分野 漁業分野
漁業分野・特定技能2号	漁業分野 漁業分野 漁業分野
観光・文化芸術分野・特定技能1号	観光・文化芸術分野 観光・文化芸術分野 観光・文化芸術分野
観光・文化芸術分野・特定技能2号	観光・文化芸術分野 観光・文化芸術分野 観光・文化芸術分野
美容分野・特定技能1号	美容分野 美容分野 美容分野
美容分野・特定技能2号	美容分野 美容分野 美容分野
医療分野・特定技能1号	医療分野 医療分野 医療分野
医療分野・特定技能2号	医療分野 医療分野 医療分野
食品製造業分野・特定技能1号	食品製造業分野 食品製造業分野 食品製造業分野
食品製造業分野・特定技能2号	食品製造業分野 食品製造業分野 食品製造業分野
繊維製造業分野・特定技能1号	繊維製造業分野 繊維製造業分野 繊維製造業分野
繊維製造業分野・特定技能2号	繊維製造業分野 繊維製造業分野 繊維製造業分野
皮革製造業分野・特定技能1号	皮革製造業分野 皮革製造業分野 皮革製造業分野
皮革製造業分野・特定技能2号	皮革製造業分野 皮革製造業分野 皮革製造業分野
木材加工業分野	木材加工業 木材加工業 木材加工業

- ①A欄の「不正行為を知った日」については、特定技能期間中の役員又は職員が当該不正行為を知った日を記載すること。
- ②B欄の「不正行為が発生した日」については、実際に不正行為が発生又は行われた日を記載すること。
- ③D1欄の「届出」について、「その他」をチェックした場合は括弧内に内容を簡潔に記載すること。
- ④D2欄の「不正行為の具体的な内容」については、全角30文字以内で、**具体的に、かつ、簡潔に**記載すること。
⑤A欄の「対応区分」については、特定技能外国人への対応、又は関係行政機関への対応を実施した場合は、レ点によりチェックすること。
なお、特定技能外国人と関係行政機関の両方への対応を行った場合は、その両方にレ点によりチェックすること。
- ⑥について、法人番号については、法人でない場合は空欄とすること。
- 不正行為が複数発生した場合や不正行為の対象者が複数に及ぶなどの場合は、別紙を使用することとして差し支えない。
- 本記載要領の添付は不要。

83

参考様式第
3-6号

参考様式第3-6号

受入れ・活動状況に係る届出書

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の18第2項第1号及び第3号の規定により、下記のとおり届出します。

記

1 届出対象期間

年 第 四半期

※ 「届出の対象期間」は1月1日～3月31日を「第1四半期」、4月1日～6月30日を「第2四半期」、7月1日～9月30日を「第3四半期」、10月1日～12月31日を「第4四半期」とし、該当する届出対象期間を記載すること。ただし、初回の報告の始期は1号特定技能外国人又は2号特定技能外国人（以下「特定技能外国人」という。）が在留資格「特定技能」の許可を受けた日とすること。

2 特定技能所属機関

法人番号（13桁）	
特定産業分野	
（ふりがな） 氏名又は名称	
住 所	〒 - - - - - 電話（ - - - - ）

3 受入れ状況に関すること
参考様式第3-6号（別紙）のとおり。

4 報酬に関すること
（1）特定技能外国人に対する報酬の支払状況（報酬の種類及び銀行その他の金融機関に対する当該特定技能外国人の預金口座又は貯金口座への振り込みその他の方法により現実に支払われた額を含む。）
参考様式第3-6号（別紙）及び別添資料のとおり。

（廃止）

(2) (1) の特定技能外国人の報酬を決定するに当たって比較対象者とした日本人従業員に対する報酬の支払状況（比較対象とした日本人従業員がいない場合は、特定技能外国人と同一の業務に従事する日本人従業員に対する報酬の支払状況）
 別添の資料のとおり。

5 雇用状況に関すること

	自働事業 (特定技能分野 における雇用者 数)	新規採用者数 (特定技能分野に 新規採用した人 数)	自発的離職者数 (特定技能分野に 自発離職した人 数)	非自発的離職者数 (特定技能分野に 非自発離職した人 数)	行方不明者数 (特定技能分野に 行方不明な者数を 示す)
G1 特定技能1号	人	人	人	人	人
G2 特定技能2号	人	人	人	人	人
G3 (a)と同一の 業務に従事する日 本人従業員	人	人	人	人	/
G3 (a)と同一の業 務に従事する外国 人従業員	人	人	人	人	/
G4 (a)と同一の 業務に従事する日 本人従業員	人	人	人	人	/
G4 (a)と同一の 業務に従事する外 国従業員	人	人	人	人	/
(a) (b) ないし (f) 以外の従業員（日 本人・外国人）	人	人	/	/	/

6 労働保険の適用状況に関すること

(1) 雇用保険の適用について

- ① 雇用する全ての特定技能外国人について、
- 雇用保険の被保険者資格取得手続を行った。
 - 雇用保険の被保険者資格取得手続を完了していない者がいる（届出日の直前に雇用した者で、被保険者資格取得手続期間内にある者については含まない。）。
 （被保険者資格取得手続が未了の者がいる場合は、その者の身分事項及び手続が未了である理由について理由書を添付すること）
 - 雇用保険の適用外事業所であるため対象外である。
- ② 納付すべき雇用保険の保険料について、
- 納期限が到来した保険料の納付を行った。
 - 納期限が到来した保険料の納付を行っていない（納付をしていない場合は、その理由について理由書を添付すること）。
 - 雇用保険の適用外事業所のため対象外である。

(2) 労災保険の適用について

- 労災保険の適用事業所として、労災保険の適用の手続を行っている。
- 労災保険の適用外事業所だが、それに類する民間保険への加入手続を行っている。

- 7 社会保険の加入状況に関すること
- (1) 雇用する全ての特定技能外国人について、
- 健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得手続を行った。
 - 健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得手続を完了していない者がいる（届出日の直前に雇用した者で、被保険者資格取得手続期間内にある者については含まない。）。（被保険者資格取得手続が完了の者がいる場合は、その者の身分事項及び手続が完了である理由について理由書を添付すること）
 - 健康保険及び厚生年金保険の適用外事業所であるため対象外である。
- (2) 特定技能所属機関が納付すべき社会保険料（健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の場合は当該保険料、適用外事業所である場合は、特定技能所属機関自身の国民健康保険の保険料（又は保険税）及び国民年金の保険料）について、
- 納期限が到来した保険料の納付を行った。
 - 納期限が到来した保険料の納付を行っていない（納付をしていない場合は、その理由について理由書を添付すること）。
- 8 税の納付状況に関すること
- (1) 雇用する全ての特定技能外国人に関する税（所得税及び住民税等）の納付状況について、
- 特定技能外国人から徴収した税（所得税及び住民税等）の全てについて納付を行った。
 - 特定技能外国人から徴収した税（所得税及び住民税等）の全て又は一部の納付を行っていない（税目及びその理由について、理由書を添付すること）。
- (2) 特定技能所属機関に関する税（特定技能所属機関が法人の場合は法人税、法人住民税等、個人事業主の場合は、所得税、住民税等。）の納付状況について、
- 納付すべき税について納付を行った。
 - 納付すべき税について納付を行っていない（税目及びその理由について理由書を添付すること）。
- 9 安全衛生の状況に関すること
- (1) 労働安全衛生の確保
- 雇用する全ての特定技能外国人について、
- 労働安全衛生法の規定を遵守し安全衛生の確保を行っている。
 - 労働安全衛生法の規定に反する行為を行った（詳細について理由書を添付すること）。
- (2) 届出対象期間内に、労働災害が発生した場合はその状況及び対応の詳細を記載した理由書（任意書式）を添付すること。
- 10 特定技能外国人の受入れに要した費用の額
- | | |
|-------------------------------------|--------------|
| ① 1号特定技能外国人受入れ計画の実施に要した費用 | 円 |
| 対象者数（届出対象期間内に受け入れていた1号特定技能外国人の総数） | 人 |
| ② 受入れの準備に要した費用 | 円（うち外国人賃金部分） |
| 対象者数（届出対象期間内に新たに受入れを開始した特定技能外国人の総数） | 人 |
| （内訳）1号特定技能外国人数 | 人 |
| 2号特定技能外国人数 | 人 |
- ※「受入れの準備に要した費用」欄については、届出対象期間内に新たに受入れを開始した特定技能外国人に関する費用に関し、特定技能所属機関、特定技能外国人が負担した額について、名目を問わず計上すること。
- 11 その他の適格性に関すること
- 届出期間内において、行政機関からの指摘があった場合等、特定技能所属機関の適格性に關

する事項について、その内容及び対応の詳細を記載した理由書（任意書式）を添付すること。

12 本届出に係る担当者

氏名	
役職名	
連絡先（電話番号）	（事務所） （携 帯）

（注意）

- 2欄について、特定技能所属機関が法人でない場合、法人番号は空欄とすること。
- 3欄及び4欄については、参考様式第3-6の（別紙）に必要項目を記載の上、4（1）及び（2）に係る以下の事項を明らかにする資料（資金台帳等）を添付すること。
 - 届出の対象期間中に雇用していた特定技能外国人について
 - ・届出の対象期間内に特定技能外国人に対して支払った月額報酬（基本給額、支給総額、割増賃金、手当額、賞与額、法定外控除額、法定控除額、差引支払額）
 - ・届出期間内の月ごとの労働状況（労働時間、所定時間外労働時間）
 - 同等報酬について比較対象日本人従業員がいる場合は当該日本人従業員について
 - ・届出の対象期間内に比較対象日本人従業員に対して支払った月額報酬（基本給額、割増賃金、手当額、賞与額、控除額、差引支払額）※比較対象とした日本人従業員がいない場合は、特定技能外国人と同一の業務に就くする日本人従業員に対して支払った月額報酬（基本給額、割増賃金、手当額、賞与額、控除額、差引支払額）
- 5欄の「存続者数」欄には、新規雇用者数を含んだ数を記載すること。
- 5欄について、非円発的労働者を発生させている場合は、労働基準法第107条に規定する労働者名簿の写しを添付すること。
- 5欄について、7)が不明瞭を発生させている場合は、その都度、「受入れ困難に係る届出書（参考様式第3-4号）」の届出を行わなければならない。
- 6欄（1）①及び7欄（1）について、被保険者資格取得手続を未了の場合は、当該手続が未了である特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍又は地域、居住地、在留カード番号及び手続が未了である理由について記載した理由書（任意様式）を届出すること。
- 6欄（1）②、7欄（2）及び8欄について、保険料又は税の納付を行っていない場合は当該納付を行っていない保険料の種類又は税目及び届出、特定の事業所分について納付を行っていない場合は当該事業所及び理由について記載した理由書（任意様式）を届出すること。
- 10欄の「受入れの準備に要した費用」の欄の「特定技能外国人の旅費」には、届出対象期間内に在留資格「特定技能」に係る上陸許可又は在留資格変更許可を受けた特定技能外国人のうち、実際に雇入を開始していない者も含む。

特定技能所属機関の氏名又は名称 _____

作成責任者の氏名 _____

電話番号 _____

本届出書作成者の署名/作成年月日

_____ 年 _____ 月 _____ 日

注 届出書作成機関法では記帳内容に支えがなかった場合、特定技能所属機関職員（又は委任を受けた作成者）が変更箇所を訂正し署名すること。
本書中、空のついた連絡先については、届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。

(新設)

番号様式第2-1号

受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書

目入川位留管理庁表官 様

法人(団体)及び個人(個人)は第19条の18第2項第1号、第2号及び第3号の規定又は第19条の2第1項の規定により、下記のとおり届けます。

記

3 届出対象期間		平成31年1月1日 ～ 平成31年3月31日													
2 対象法人 法人(団体)の 名称(名称) 代表者(代表者) 住所(住所)	1 法人名称(名称)											その他を含む、 計()分冊受入れ			
	2 法人名称(名称) (ふりがな)														
	3 法人名称(名称) (漢字)														
3 報告対象者(外国人)の人数		合計										特定技能1号		特定技能2号	
4 活動内容		人										人		人	
		特定技能1号										特定技能2号			
(1) 実労働日数		平均	日/月	平均	日/月	平均	日/月	平均	日/月	平均	日/月	平均	日/月	平均	日/月
(2) 所収内実労働時間数 (平均労働時間から超過時間労働時間を差し引いたもの。)		平均	時間/月	平均	時間/月	平均	時間/月	平均	時間/月	平均	時間/月	平均	時間/月	平均	時間/月
(3) 超過労働時間数 (残業、休日出勤等)		平均	時間/月	平均	時間/月	平均	時間/月	平均	時間/月	平均	時間/月	平均	時間/月	平均	時間/月
(4) 定めて支給する処遇額 (超過労働時間等)		平均	円/月	平均	円/月	平均	円/月	平均	円/月	平均	円/月	平均	円/月	平均	円/月
5 活動内容		平均	日/月	平均	日/月	平均	日/月	平均	日/月	平均	日/月	平均	日/月	平均	日/月
5-1 接客業務		平均	日/月	平均	日/月	平均	日/月	平均	日/月	平均	日/月	平均	日/月	平均	日/月
5-2 接客補助		平均	日/月	平均	日/月	平均	日/月	平均	日/月	平均	日/月	平均	日/月	平均	日/月
5-3 接客指導		平均	日/月	平均	日/月	平均	日/月	平均	日/月	平均	日/月	平均	日/月	平均	日/月
5-4 接客補助		平均	日/月	平均	日/月	平均	日/月	平均	日/月	平均	日/月	平均	日/月	平均	日/月
(5) 上記5の活動内容のうち、第1号 第2号の活動内容		平均	日	平均	日	平均	日	平均	日	平均	日	平均	日	平均	日
(6) 他詳細															

85	参考様式第 3-6号(別 紙2)		(新設)	<p>参入様式第3号(別紙2)</p> <p style="text-align: center;">受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書(署名欄)</p> <p>日人社会福祉行政会 様</p> <p>外国人児童及び留学生等法第19条の1第2項第1号、第2号及び第3号の規定又は同法第19条の2第1項の規定より、 _____年度(____年4月1日 - _____年3月31日)を対象機関とする 特定活動派遣機関：_____に係る届出書について、その内容を確認した上で発行します。</p> <p>(特定活動派遣機関署名欄)</p> <p>本届出書作成者(特定活動派遣機関)の署名/作成年月日</p> <p>_____年 _____月 _____日</p> <p>(学校支援機関署名欄)</p> <p>本届出書作成者(学校支援機関)の署名/確認年月日</p> <p>_____年 _____月 _____日</p> <p>(注)</p> <p>1. 本届出書は署名欄の署名欄に、署名の氏名(姓・名)を記入し、かつ確認年月日を記入する。</p> <p>2. 本届出書は、特定活動派遣機関(以下「派遣機関」という)が作成し、学校支援機関(以下「支援機関」という)が署名欄に署名する。本届出書は、学校支援機関が作成し、署名する。</p>
----	------------------------	--	------	---

参考様式第3-7号

特定技能者届出書

支援実施状況に係る届出書

(届出の対象期間： 年 第 四半期)

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び移民入国法第19条の18第2項第2号の規定により、1号特定技能外国人支援計画に基づき、下記のとおり、届出対象期間内に支援を実施しましたので届出します。

記

1 特定技能所属機関

氏名(フリガナ)										
氏名(漢字)										
住所										
電話番号										

- 2 支援対象1号特定技能外国人
当該四半期に受け入れていた1号特定技能外国人は、別紙のとおりです。
→参考様式第3-7号別紙2、「当該四半期に1号特定技能外国人の届出のある特定技能外国人の記載してください。」
- 3 1号特定技能外国人の支援
1号特定技能外国人支援計画に記載された10項目の業務的支援(その他任意の支援については記載がある場合は、これを省略。)について、別紙に記載した特定技能外国人に係る実施状況を下記のとおり報告します。
- 1号特定技能外国人支援計画において当該四半期中に実施予定となっている支援について、全て実施した。
- 1号特定技能外国人支援計画において当該四半期中に実施予定となっている支援について、実施していない支援がある。
- いずれかを記載してください。
 - 別紙の対象期間より前に実施した支援(例：業務的支援)や当該四半期中において実施する予定がない支援(例：渡航の費用の立替りでの支援)については、別紙の記載ではありません。
 - 「計画」内以外の追加の支援については、対象期間内に計画外の支援が実施された場合は、「全て実施した」としてください。
 - 「計画」外の業務的支援(例)については、対象期間内に計画外の支援が実施された場合は、「全て実施した」としてください。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

特定技能所属機関の氏名又は名称 _____

作成責任者の氏名 _____

電話番号 _____ ※

本届出書作成者の署名/作成年月日

年 月 日

注意 届出書作成後44日までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関員(又は委任を受けた作成者)が変更届出を訂正し報告すること。

(廃止)

本章程、後のついた通知先については、届出内容の確認のため、連絡をさせていただく場合があります。
 (記載事項) 各条項の原則は不変です。

- 1 「届出の受付期間」は、1月1日から2月31日までを「第1回受付期」、2月1日から3月31日までを「第2回受付期」、7月1日から9月30日までを「第3回受付期」、10月1日から12月31日までを「第4回受付期」とし、該当する届出の受付期間を記載すること。
- 2 第1回の「法人番号」欄は、法人でない場合は空欄とすること。
- 3 必要なのは、届出の受付期間において届出を完了した1号指定郵便の外国人について、もともと事業が法人として開始したと推定される場合、又は、法人化→事業開始に関する届出(参考様式第5-1号)と同時に届出を行う場合には、2種類の「氏名」欄に「法人化→事業開始に関する届出(第1号)に該当のとおり」と記載した上、当該の事業の届出情報も併せて提出すること。
- 4 当事者は、届出の受付期間が満了すべきと届出期間において当該期間が満了する予定がないものは除く、)において、当該期間が満了した案件は「1号指定郵便の外国人に関する届出(第1号)に該当する届出は既に完了している」と記載し、「全て完了した」と記載すること。
- また、当該期間中に届出を計画していたが実現できなかった場合は「1号指定郵便の外国人に関する届出(第1号)に該当する届出は完了している」と記載し、「全て完了した」と記載すること。
- なお、「創設・変更への対応」支援については、届出申請者が定めた法人化の申請会社、「全て完了した」として取り扱い、また、「非自営的運営」の届出申請者については、事業開始準備が完了したとの届出も、「全て完了した」として取り扱うこと。
- 5 実施の実態内容によって届出が必要となる届出資料は以下のとおり。

生活サービスセンターを開設した場合	→	生活サービスセンターの届出書(参考様式第3-1号)を作成し、指定届出受理機関の受付窓で届出してください。(届出は不要です。)
施設・店舗への利用を開始した場合	→	施設利用書(参考様式第5-4号)を提出してください。
従業員を雇用した場合	→	雇用関係報告書(外国人員、参考様式第3-5号)と定期労働内書(労務管理、参考様式第2-6号)を提出してください。
障害福祉施設等の施設整備を実施した場合	→	施設整備実施報告書(参考様式第3-3号)を提出してください。
実施予定としていたが、実施していない状態がある場合	→	実施未実施に関する報告書(参考様式第3-13号)を提出してください。

(新設)

参考様式第3-7号

特定技能外国人の届書

1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出書

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理規及び難民法第19条の18第1項第4号の規定により、次のとおり届け出ます。

① 届出の対象者

氏名(ローマ字) _____ 性別 男・女

生 年 月 日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____

在留カード番号 _____

特定産業分野 _____ 業 務 区 分 _____

② 届出の事由 (該当するものを選んでください。)

支援の実施困難

その他の特異事実



A 支援の実施困難

- | | | |
|---|---|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 対象の支援項目 | <input type="checkbox"/> 事前ガイダンス | <input type="checkbox"/> 日本語学習の機会の提供 |
| <input type="checkbox"/> 空港等への出迎え | <input type="checkbox"/> 相談・苦情対応 | <input type="checkbox"/> 日本人との交流促進 |
| <input type="checkbox"/> 定住等への見込み | <input type="checkbox"/> 日本人との交流促進 | <input type="checkbox"/> 非自発的労働時の帰国支援 |
| <input type="checkbox"/> 住居の確保・生活に必要な契約に関する支援 | <input type="checkbox"/> 非自発的労働時の帰国支援 | <input type="checkbox"/> 定期的な点検の実施 |
| <input type="checkbox"/> 生活オリエンテーション | <input type="checkbox"/> 関係機関への同行その他必要な支援 | |
| <input type="checkbox"/> 関係機関への同行その他必要な支援 | | |

b 事 由 発 生 日 _____ 年 月 日

c 実施困難の理由
(字角、20文字以内) _____

d 情 況 内 容 実施困難(期間見込み含む) _____)
 実施困難() _____)
 実施困難不可知() _____)
次票に続く

B その他の特許事実

- a 事由 特定技術従外国人本人の職責年歴上の問題を把握
- 特定技術従外国人本人の日常生活上の問題を把握
- 特定技術従外国人本人の社会年歴上の問題を把握
- その他()

b 事自発年月日 年 月 日

c 事発の概要 (全角、20文字以内)

- d 標 題 内 容 特許解決(解決見込み含む)
- 特許解決困難 ()
- 特許解決不可能 ()

④ 届出機関

届出者等(13桁) | | | | | | | | | | | | | | |

機関の氏名又は名称 _____

機関の住所 (本所又は上たる事務所) _____

担 当 者 _____ 電 話 番 号 _____ 機

以上の記載内容は事実と相違ありません。

本届出書作成者の署名/作成年月日

_____ 年 月 日

注1 届出書作成機関が主として記載内容に同意した場合は、特許権者所属機関員又は委任を受けた特許者が
変更届内を訂正し署名すること。
本欄中、他のついで連絡先については、届出内容の補綴のため、連絡を促すことが可能となります。

(記載要領)

【全特事項】

1 特定向異分野及び異種区分については、以下の対応表に基づき記載すること。

特定向異分野	異種区分
新規分野	特許全通帳
ビロウ・エンジニア分野・特許技術1号	特許権内訳の届出
ビロウ・エンジニア分野・特許技術2号	特定内海の特許に、特許の作業員を原簿にないが従事し、従属を管理する特許員及び従属の社員作成、遠行管理その他マニピュレーション
I電解品製造分野・特許技術1号	機械系(電気・電気電子機器)特許員で、先開式特許員 制御系(制御系)特許員、コンピュータ製機、制御系 制御系特許員(制御系)特許員、制御系特許員、制御系
I電解品製造分野・特許技術2号	機械系(電気)で、先開式特許員(電気)特許員 土木・建築・ライフライン・造船
高圧・絶縁上系分野・特許技術1号 高圧・絶縁上系分野・特許技術2号	高圧 絶縁 制御系 絶縁電機電子機器
自動車分野・特許技術1号 自動車分野・特許技術2号	自動車分野(自動車) 自動車部品(自動車) 自動車部品(自動車) 自動車部品(自動車) 自動車部品(自動車) 自動車部品(自動車) 自動車部品(自動車)
航空分野・特許技術1号 航空分野・特許技術2号	航空分野(航空) 航空分野(航空) 航空分野(航空) 航空分野(航空)
宇宙分野・特許技術1号 宇宙分野・特許技術2号	宇宙分野(宇宙) 宇宙分野(宇宙) 宇宙分野(宇宙) 宇宙分野(宇宙)
船舶分野・特許技術1号 船舶分野・特許技術2号	船舶分野(船舶) 船舶分野(船舶) 船舶分野(船舶) 船舶分野(船舶)
航空機分野・特許技術1号 航空機分野・特許技術2号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術3号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術4号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術5号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術6号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術7号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術8号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術9号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術10号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術11号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術12号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術13号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術14号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術15号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術16号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術17号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術18号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術19号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術20号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術21号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術22号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術23号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術24号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術25号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術26号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術27号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術28号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術29号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術30号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術31号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術32号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術33号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術34号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術35号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術36号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術37号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術38号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術39号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術40号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術41号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術42号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術43号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術44号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術45号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術46号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術47号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術48号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術49号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)
航空機分野・特許技術50号	航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機) 航空機分野(航空機)

- 2 ①について、A又はBのいずれかの事由に該当する事由を記載すること。
なお、複数の事由について届出が必要であれば、別紙を添付して併記することとして差し支えない。
- 2 A(欄及びB(欄)の「手続の簡便」について、全角20文字以内で簡潔に記載し、詳細については参考様式第00-13号を併記添付すること。
- 3 ①の「法人番号」については、法人でない場合は空欄とすること。
- 4 本記載要領の添付は不要。

参考様式第4-3号

登録支援機関票

支援実施状況に係る届出書

《届出の対象期間： 年 第 四半期》

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の30第2項の規定により、1号特定技能外国人支援計画に基づき、下記のとおり、届出対象期間内に支援を実施しましたので届け出ます。

記

1 支援を実施した登録支援機関

登録番号	
法人番号(13桁) (必ず記入)	
氏名又は名称	
住所 (本居又は本たる事務所)	〒 - - - - - (電話 - - - - -)

2 1号特定技能外国人を受け入れている特定技能所属機関

法人番号(13桁)	
氏名又は名称 (必ず記入)	
住所	〒 - - - - - (電話 - - - - -)

3 支援対象1号特定技能外国人
当該四半期に受け入れていた1号特定技能外国人は、別紙のとおりです。

→参考様式第3-1号の欄ニ、当該四半期ニ1日でも受け入れと見届のある特定技能外国人を記載してください。

4 1号特定技能外国人の支援

1号特定技能外国人支援計画に記載された10項目の業務的支援(その他任意の支援について記載がある場合は、これを含む。)について、別紙に記載した特定技能外国人に係る実施状況を下記のとおり報告します。

1号特定技能外国人支援計画書において自前四半期中に実施予定となっている支援について、全て実施した。

1号特定技能外国人支援計画書において自前四半期中に実施予定となっている支援について、実施していない支援がある。

- 「1」から「7」を選択してください。
- 個別の対策職員より前に実施した支援(例：来月の登壇までの法講習)や自前四半期において実施する予定がない支援(例：合同の登壇までの法講習)については、該当の対象ではありません。
- 「6」(通訳・通訳への対応)を選択している、対象期間内に通訳や通訳担当を兼ねた一人は、「全て実施した」としてください。
- 「7」(非営利組織等の助成支援)については、対象期間内に非営利組織が変化しなかった場合は、「全て実施した」としてください。

5. 支援対象と特定は外国人に関する出入国又は労働関係法令違反等

違反年月の発生年月日	(国は別表欄別々に記載可能な場合は、その全てについて記載すること)
違反事実の内容	(違反違反事実について具体的な内容に記載すること)
違反年月への対応結果 08発行異議申し立ての有無	

6. 1 特定は外国人の行為が明その他の問題発生状況

① 当該職員の特定は外国人の行為が明その他の問題発生状況 (当該職員の特定は外国人の行為が明その他の問題発生状況)	あり
② 当該職員の特定は外国人の行為が明その他の問題発生状況 (当該職員の特定は外国人の行為が明その他の問題発生状況)	あり
③ 当該職員の特定は外国人の行為が明その他の問題発生状況 (当該職員の特定は外国人の行為が明その他の問題発生状況)	あり
④ 当該職員の特定は外国人の行為が明その他の問題発生状況 (当該職員の特定は外国人の行為が明その他の問題発生状況)	あり

7. その他登録支援機関の要件に関する事項

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

登録支援機関の氏名又は名称 _____

作成責任者の氏名 _____

電話番号 _____ 号

本届出書作成者の署名/作成年月日

年 月 日

注意 届出書作成後届出書提出後に記載内容に変更が生じた場合、登録支援機関職員（又は委任を受けた作成者）が変更届出を訂正し提出すること。
本表の、他のいたる箇所については、届出内容の補正のため、変更を求めている場合があります。

(記載要領) ※本表の提出は不要です。

- 1 「定年の引上げ期間」欄は、1月1日から3月31日までを「第1 四半期」、4月1日から6月30日までを「第2 四半期」、7月1日から9月30日までを「第3 四半期」、10月1日から12月31日までを「第4 四半期」とし、該当する引上げ期間を記載すること。
- 2 知事承認済みの「法人番号」欄は、法人でない場合は空欄とする。
- 3 必要では、届出の引上げ期間について実態を反映した「引上げ対象外国人について、承認として参考様式第4 表の欄を添付すること。
- 4 必要では、届出の引上げ期間に実施すべき支援（実態計画において当該期間内に実施する予定がないものは除く。）について、当該期間内に全て実施した場合「1」号申請書に添付外国人実況計画書において当該引上げ期間内に実施予定となっている支援について、全て実施した。」を記載すること。
- 5 注、当該期間内に支援を実施していたが実施できなかった場合は、「1」号申請書に添付外国人実況計画書において当該引上げ期間内に実施予定となっていた支援について、実施していない支援がある。」を記載した上で、実施していない支援の理由を記載した理由書（参考様式第5 表3号）を添付すること。
- 6 注、「帰国・帰省への対応」実態について、申請内容が認められなかった場合は、「全て実施した」として取り扱い、また、「知事承認済みの申請書の申請期間」については、申請書の記載が変更し方ありの場合、「全て実施した」として取り扱うこと。
- 7 知事承認済みの申請書の申請期間において、帰国・帰省の実績が認められなかった場合は、当該期間の特任社員以外に就いては入国又は常勤に就する予定は行われなかった場合は記載すること。
- 8 必要の際は、当該申請書として申請書の引上げ期間に実施を行ったまでの「引上げ対象外国人（申請書の提出まで提出した申請書に記載した者に限らない）」について記載すること（引上げ対象者が発生していない場合は必ず記載すること）。
- 9 必要では、届出期間内に申請書提出期間に引上げ期間からの経過があった場合は、申請書提出期間の遷移後に際して、その対応及びその対応の経緯を記載し、当該資料を添付すること。
- 10 必要の実態内容によって提出が必要な資料は以下のとおり。

生活支援アクションプランを実施した場合	→	生活支援アクションプランの概算書（参考様式第10号表）を添付し、当該支援期間の要領書で併せてください。（提出は不要です。）」
帰国・帰省への対応を実施した場合	→	帰国・帰省（参考様式第5-4号）を提出してください。
定額給付金を実施した場合	→	定額給付金申請書（外国人用、参考様式第6 表3号） 定額給付金報告書（監査資料、参考様式第6-6号） を提出してください。
引上げ対象外国人の帰国支援を実施した場合	→	帰国支援計画書（参考様式第3 表3号）を提出してください。
実態が変更していたが、実施していない支援がある場合	→	実施未実施に係る理由書（参考様式第5 表3号） を提出してください。

(新設)

参考様式第4-30号

技能実習者用

1号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告書

出入国在留管理庁 様

出入国管理及び難民認定法施行規則第19条の24の2の規定により、次のとおり報告します。

① 報告の対象者

氏名(ローマ字) _____ 性別 男・女

生 年 月 日 _____ 年 月 日 国籍・地域 _____

在留カード番号 _____

特定産業分野 _____ 業 種 区 分 _____

② 報告の事由 (該当するものを選んでください。)

支援の実施困難

その他の特異事案



Aを記入

Bを記入

A 支援の実施困難

- a 対象の支援項目 事前ガイダンス 日本語学習の機会の提供
 空港等への送迎 相談・苦情対応
 送迎等への見送り 日本人との交流促進
 住居の確保・生活に必要な契約に関する支援 非自発的離職時の帰国支援
 生活支援センター紹介 文化的な面談の実施
 関係機関への同行その他必要な支援

b 事 業 発 生 日 _____ 年 月 日

c 実施困難の理由
(全角、20文字以内) _____

d 措 置 内 容 実施可能(月割見込み含む) _____)
 実施困難 (_____)
 実施可能不可定 (_____)
次葉に続く

定期面談報告書
(1号特定技能外国人用)

1 面談対象者

①特定技能外国人の氏名	
②特定技能所属機関の氏名又は名称	
③面 談 日	

(注) ③面談した機関の特定技能外国人について、言語研修科目の場合は、③欄に「研修」とありと記載し、④欄を記入することとしてください。

2 面談対応者

①対応者の氏名		
②対応者の役職	<input type="checkbox"/> 支援責任者 <input type="checkbox"/> 支援担当者	役職名

3 面談結果

面談事項	面談内容	回答の有無	回答の内容
①実施内容に関する事項	①定期的となる業務に従事していないこと。	有・無	
	②他の事業主の下で業務に従事していないこと。	有・無	
②作務に関する事項	①安全衛生に配慮して適切な業務を行っていること。	有・無	
	②定期的に十分な休憩時間を取っていること。	有・無	
	③休日、休暇等の確保が適宜に行われていること(一時帰国休暇を含む)。	有・無	
	④適切な労務管理が実施されていること。	有・無	
	⑤定期的に医師による健康診断を実施していること。	有・無	
	⑥就業時間以外の適切な業務を行っていること。	有・無	
③待遇に関する事項	①給与・賞与・退職等の不透明性を懸念していないこと。	有・無	
	②給与を支払う保証金の徴収・返納金を定める契約がないこと。	有・無	
	③給与滞りなどの不透明な管理を受けていないこと。	有・無	
	④賞与・有給カードを自分で保管していること。	有・無	
④生活に関する事項	①日常生活においてトラブルが発生していないこと。	有・無	
	②健康状態が悪化していないこと。	有・無	
⑤その他の特記事項	①不透明な点が無いこと。	有・無	
	②その他()	有・無	
⑥不正請求等の有無	<input type="checkbox"/> 有り(下記4に詳細を記載) <input type="checkbox"/> なし		
⑦その他特記事項			

(注) 面談を行った結果について、「回答の有無」を記載し、回答がある場合は、「回答の内容」欄にその詳細について記載すること。

定期面談報告書
(1号特定技能外国人用)

1 面談対象者

①特定技能外国人の氏名	
②特定技能所属機関の氏名又は名称	
③面 談 日	<input type="checkbox"/> 方式 <input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> オンライン

2 面談対応者

①対応者の氏名		
②対応者の役職	<input type="checkbox"/> 支援責任者 <input type="checkbox"/> 支援担当者	役職名

3 面談結果

面談事項	面談内容	回答の有無	回答の内容
①実施内容に関する事項	①定期的となる業務に従事していないこと。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	②他の事業主の下で業務に従事していないこと。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	③安全衛生に配慮して適切な業務を行っていること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
②作務に関する事項	①就業時間内に十分な休憩時間を取っていること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	②定期的に十分な休憩時間を取っていること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	③休日、休暇等の確保が適宜に行われていること(一時帰国休暇を含む)。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	④適切な労務管理が実施されていること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
③待遇に関する事項	①定期的に支払われる給与、退職金等が適正なものであること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	②就業時間以外の適切な業務を行っていること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	③給与を支払う保証金の徴収・返納金を定める契約がないこと。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	④給与滞りなどの不透明な管理を受けていないこと。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
④生活に関する事項	①日常生活においてトラブルが発生していないこと。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	②健康状態が悪化していないこと。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	③日常生活においてトラブルが発生していないこと。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
⑤その他の特記事項	①不透明な点が無いこと。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	②その他()	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
⑥不正請求等の有無	<input type="checkbox"/> 有り(下記4に詳細を記載) <input type="checkbox"/> なし		
⑦その他特記事項			

(注) 面談を行った結果について、「回答の有無」を記載し、回答がある場合は、「回答の内容」欄にその詳細について記載すること。

4 法令違反等への対応

①法令違反事実の発覚年月日		年 月 日
②法令違反事実の内容		
③法令違反事実への対応経緯	ア 1号特定技能外国人への対応	<input type="checkbox"/> 労働基準監督署等の関係行政機関を案内・案内した機関； <input type="checkbox"/> 特段対応なし 理由：
	イ 特定技能所長機関への対応	(ア) 責任者への法令違反事実の通知 <input type="checkbox"/> 通知済み ・ 通知日； ・ 通知の相手方； <input type="checkbox"/> 未通知 理由：
	ウ 関係行政機関への対応	<input type="checkbox"/> 関係行政機関への通報済み ・ 通報日； ・ 通報先機関； <input type="checkbox"/> 関係行政機関への通報未了（通報必要と判断した場合は含む。） 理由：

作成年月日 年 月 日

面談実施者の氏名

1 基準不適合等への対応

①基準不適合等の発生年月日		年 月 日
②基準不適合等の内容		
③基準不適合等への対応経緯	ア 1号特定技能外国人への対応	<input type="checkbox"/> 労働基準監督署等の関係行政機関を案内・案内した機関； <input type="checkbox"/> 特段対応なし 理由：
	イ 特定技能所長機関への対応	(ア) 責任者への基準不適合等の通知 <input type="checkbox"/> 通知済み ・ 通知日； ・ 通知の相手方； <input type="checkbox"/> 未通知 理由：
		(イ) 基準不適合等の出入国在留管理庁への案内 <input type="checkbox"/> 案内済み <input type="checkbox"/> 未了
ウ 関係行政機関への対応	<input type="checkbox"/> 関係行政機関へ通報済み ・ 通報日； ・ 通報先機関； <input type="checkbox"/> 関係行政機関への通報未了（通報必要と判断した場合は含む。） 理由：	

※(注) 基準不適合等について通知した場合は、自社支給の場合には、「特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支給計画の基準等定める省令の基準不適合に係る届出書」(参考様式第0-5号)を地方出入国在留管理庁に提出し、支店に上る支店の場合には、「1号特定技能外国人支給許可の実施国別に係る届出書」(参考様式第4-3号)を地方出入国在留管理庁に提出すること。

作成年月日 年 月 日

面談実施者の氏名

参考様式第5-6号

定期面談報告書
(監督者用)

1 面談対象者

①監督者の氏名及び役職	
②監督者の所属部署	
③面 談 日	

2 面談対象者

①対応者の氏名		
②対応者の役職	<input type="checkbox"/> 支援責任者 <input type="checkbox"/> 支援担当者	役職名

3 面談結果

面談事項	面談内容	問題の有無	問題の内容
①業務内容に関する事項	①業務的・思想的な業務に集中できていないこと。 ②他の事業上の事で業務に集中できていないこと。 ③心身の負担に配慮して業務に集中できていないこと。	有・無	
②待遇に関する事項	①業務的・思想的な業務に集中できていないこと。 ②休日、休暇等を適切に行っていないこと（労働時間超過を含む。）。 ③適切な処遇を確保していること。 ④定額給付金に該当する食費、居住費等を有償したとありの内容で徴収していること。 ⑤支給計画にのっとった支給の滞りを行っていること。	有・無	
③施設に関する事項	①暴行・脅迫・監禁等の不品行を行っていること。 ②部下を罰金・懲罰金の徴収・徴約金を受ける等の行為を行っていること。 ③現金・立券カードを管理していないこと。 ④給与滞上の自前金庫に開設していないこと。	有・無	
④生活に関する事項	①日常生活においてトラブルが発生していないこと。 ②被害被害を定期的に実施し、被害被害に該当がないことを確認していること。	有・無	
⑤その他の事項	①その他を記載していないこと。 ②その他（ ）	有・無	
※ 面談実施の有無	<input type="checkbox"/> 有り（下記4に詳細を記載） <input type="checkbox"/> なし		
※ その他特筆すべき事項			

(注) 面談を行った結果について、「問題の有無」を記載し、問題がある場合は、「問題の内容」欄にその詳細について記載すること。

参考様式第5-6号

定期面談報告書
(監督者用)

1 面談対象者

①監督者の氏名及び役職	
②監督者の所属部署	
③面 談 日	④方式 <input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> オンライン

2 面談対象者

①対応者の氏名		
②対応者の役職	<input type="checkbox"/> 支援責任者 <input type="checkbox"/> 支援担当者	役職名

3 面談結果

面談事項	面談内容	問題の有無	問題の内容
①業務内容に関する事項	①業務的・思想的な業務に集中できていないこと。 ②他の事業上の事で業務に集中できていないこと。 ③心身の負担に配慮して業務に集中できていないこと。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
②待遇に関する事項	①業務的・思想的な業務に集中できていないこと。 ②休日、休暇等を適切に行っていないこと（労働時間超過を含む。）。 ③適切な処遇を確保していること。 ④定額給付金に該当する食費、居住費等を有償したとありの内容で徴収していること。 ⑤支給計画にのっとった支給の滞りを行っていること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
③施設に関する事項	①暴行・脅迫・監禁等の不品行を行っていること。 ②部下を罰金・懲罰金の徴収・徴約金を受ける等の行為を行っていること。 ③現金・立券カードを管理していないこと。 ④給与滞上の自前金庫に開設していないこと。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
④生活に関する事項	①日常生活においてトラブルが発生していないこと。 ②被害被害を定期的に実施し、被害被害に該当がないことを確認していること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
⑤その他の事項	①その他を記載していないこと。 ②その他（ ）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
※ 面談実施の有無	<input type="checkbox"/> 有り（下記4に詳細を記載） <input type="checkbox"/> なし		
※ その他特筆すべき事項			

(注) 面談を行った結果について、「問題の有無」を記載し、問題がある場合は、「問題の内容」欄にその詳細について記載すること。

4 法令違反等への対応

①法令違反等の発生年月日	年 月 日	
②法令違反等の内容		
③法令違反等への対応経緯	ア 1号特許権 取得時外国人への対応	<input type="checkbox"/> 労働基準監督署等の関係行政機関を案内 ・ 案内した機関： <input type="checkbox"/> 特段対応なし 理由：
	イ 特定技能 資格取得への対応	(ア) 責任者への法令違反事実の通知 <input type="checkbox"/> 通知済み ・ 通知日： ・ 通知の相手方： <input type="checkbox"/> 未通知 理由： (イ) 出入国管理機関への対応の案内 <input type="checkbox"/> 案内済み <input type="checkbox"/> 未了
	ウ 関係行政機 関への対応	<input type="checkbox"/> 関係行政機関への連絡済み ・ 連絡日： ・ 連絡先機関： <input type="checkbox"/> 関係行政機関への連絡未了（通報内容と調整した機会を含む。） 理由：

作成年月日 年 月 日

相談実施者の氏名

4 基準不適合等への対応

①基準不適合等の発生年月日	年 月 日	
②基準不適合等の内容		
③基準不適合等への対応経緯	ア 1号特定技能 外国人への対応	<input type="checkbox"/> 労働基準監督署等の関係行政機関を案内 ・ 案内した機関： <input type="checkbox"/> 特段対応なし 理由：
	イ 特定技能所 属機関への対応	(ア) 責任者への基準不適合等の通知 <input type="checkbox"/> 通知済み ・ 通知日： ・ 通知の相手方： <input type="checkbox"/> 未通知 理由： (イ) 基準不適合等の出入国管理機関への案内 <input type="checkbox"/> 案内済み <input type="checkbox"/> 未了
	ウ 関係行政機 関への対応	<input type="checkbox"/> 関係行政機関へ連絡済み ・ 連絡日： ・ 連絡先機関： <input type="checkbox"/> 関係行政機関への連絡未了 （通報内容と調整した機会を含む。） 理由：

(注) 基準不適合について認知した場合は、自社保険の場合には、「特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人
元被計画の基準等を定める省令の基準不適合に係る届出書」(参考様式第3-5号)を地方出入国在留管理
局に提出し、適切となる支援の場合には、「1号特定技能外国人支援内容の実施計画に係る報告書」(参考
様式第4-8号)を地方出入国在留管理局に提出すること。

作成年月日 年 月 日

相談実施者の氏名

90

参考様式第
5-14号

(新設)

参考様式第5-14号

1か月以上の活動未実施期間が生じた際の状況説明書

提出者(特定扶養親族欄名)

特定扶養親族となる当親族における活動が1か月以上実施できていない状況について、以下のとおり説明します。

1 活動未実施の対象者の氏名		住所カード 番号
2 活動未実施期間	合計 ____月 ____日間 (____年 ____月 ____日 ~ ____年 ____月 ____日)	
3 活動未実施となった 具体的な理由		
4 活動再開の見込み	① 再開見込み <input type="checkbox"/> あり(a) (見込み時期 ____年 ____月 ____日頃) <input type="checkbox"/> なし(b) ② ①で(b)をチェックした場合、その具体的な理由	
5 扶養手当の支払状況	① 支払の有無 <input type="checkbox"/> あり(a) (支払時期 ____年 ____月 ____日頃) <input type="checkbox"/> なし(b) ② ①で(b)をチェックした場合、その具体的な理由	
6 活動未実施の対象者に関する直近3か月分の資金の取扱いの概況 <input type="checkbox"/> 現金支取【①】 <input type="checkbox"/> 出納簿【②】 <input type="checkbox"/> 給与振込状況【③】 <input type="checkbox"/> タイムカード又はそれに類するもの【④】 <input type="checkbox"/> 扶養手当支払状況		

※ 提出の際には、該当する提出物の右側に、かつこ内の数字(①～④)を記入

作成年月日 年 月 日

作成者の氏名

91 参考様式第
5-15号

(新設)

参考様式第5-15号

行方不明が判明した際の状況説明書

提出者(特定技能所属機関名)

行方不明となった特定技能外国人に係る直近3か月分の資金台帳等は別添のとおりです。
行方不明が判明した際の状況について、以下のとおりです。

1 「行方不明者」の氏名		在留カード 番号	
2 「行方不明者」の就業先 事業所名称及び事業所所在地 就業先事業所名 事業所所在地			
3 「行方不明者」に関する直近3か月分の資金台帳等(以下)の提出 <input type="checkbox"/> 資金台帳【①】 <input type="checkbox"/> 出勤簿【②】 <input type="checkbox"/> 給与振込み状況【③】 <input type="checkbox"/> タイムカード又はそれに類するもの【④】 ※ 提出の際には、該当する提出物の右肩上、かっこ内の数字(①～④)を記入。			
4 「行方不明者」に関する事ごり			
		⑤ 日時 年 月 日 ～ 年 月 日	
(1)最後に行方不明者の所在を 確認した状況	⑥ 確認者 <input type="checkbox"/> 特定技能所属機関職員 <input type="checkbox"/> 受入支援機関職員 <input type="checkbox"/> 他の特定技能外国人 <input type="checkbox"/> その他()		
(2)行方不明となった原因	⑦ 行方不明となった原因として考えられる事情 <input type="checkbox"/> 特定技能所属機関での事情 (a) <input type="checkbox"/> 特定技能所属機関以外での事情 (b) <input type="checkbox"/> わからない ⑧ ⑦で(a)又は(b)をチェックした場合、考えられる事情の詳細		
(3)ブローカーの関与状況	⑨ 行方不明者に対して他の仕事に転職する者がいた <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⑩ ⑨で「はい」をチェックした場合、その具体的な理由		

				<table border="1" data-bbox="1485 164 1966 288"> <tr> <td data-bbox="1485 164 1635 288">(4) 行方不明者の行方に関する情報</td> <td data-bbox="1635 164 1966 288"> <input type="checkbox"/> 行方不明者の行方について、情報を得ているか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> ①で「はい」をタップした場合、得ている情報の詳細 </td> </tr> </table> <p data-bbox="1697 300 1966 320">作成年月日 年 月 日</p> <p data-bbox="1697 344 1771 365">作成者の氏名</p>	(4) 行方不明者の行方に関する情報	<input type="checkbox"/> 行方不明者の行方について、情報を得ているか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> ①で「はい」をタップした場合、得ている情報の詳細
(4) 行方不明者の行方に関する情報	<input type="checkbox"/> 行方不明者の行方について、情報を得ているか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> ①で「はい」をタップした場合、得ている情報の詳細					

<p>92</p>	<p>参考様式第 5-16号</p>		<p>(新設)</p>	<p>参考様式第5-16号 <small>定規施行規則(附)之募集要項等</small></p> <p>其申請適合性に係る誓約書・特定産業分野に係る説明書</p> <p>(対象期間： 年4月1日から 年3月31日まで)</p> <p>特定技能所属機関</p> <p><input type="radio"/> 基幹適合性に係る誓約 当該機関は、次の種別に該当する機関であることを誓約し、該当する種間であることを立証する資料を提出します。</p> <p><input type="checkbox"/> 日本の企業取引所に上場している企業 <input type="checkbox"/> 保険業を営む株式会社 <input type="checkbox"/> 高度専門職者令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業） <input type="checkbox"/> 一定の条件を満たす企業 <input type="checkbox"/> 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1,000万円以上ある1社・個人 <input type="checkbox"/> 特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年間に懲罰措置となっていない当該機関は、提出時点において、特定技能基準法第2条第1項各号又は同条第2項各号に基ける基準のいずれにも適合し、産学連携及び産学創出に必要な手段を行うこととしているため、特定技能基準法第2条第1項各号に基ける誓約の名称を省略します。</p> <hr/> <p><input type="radio"/> 各特定産業分野ごとに提出を要する書類に係る説明</p> <p>①特定技能外国人を受け入れている特定産業分野は下記のとおりです。 特定産業分野（全て記載） <input type="text"/></p> <p>②協会の加入を証明する書類として下記の書類を提出します。 <input type="checkbox"/> 協会の加入証明書（ 分野） <input type="checkbox"/> 協会の加入リスト（ 分野） (備考欄) <input type="text"/></p> <p>③特定産業分野における受入れに係る書類（②の協会加入証明書を除く）として下記の書類を提出します。 <input type="checkbox"/> 産学連携書（産学分野） <input type="checkbox"/> 産学連携書（外企業分野） <input type="checkbox"/> その他（ ）（ 分野） <input type="checkbox"/> 該当なし (備考欄) <input type="text"/></p> <p>以上の申請において、本誓約書・説明書の内容に変更が来た場合には、当該申請において変更内容を報告した上で、必要な書類を提出します。</p> <p>上記の記載内容は、事実と相違ありません。 作成年月日 年 月 日 特定技能所属機関の氏名又は名称 作成責任者の氏名及び役職</p> <p>(印欄) <small>1. 署名欄、捺印欄は特定技能外国人の署名欄の欄外の手前の欄を指し、捺印は捺印すること。 2. 本誓約書・説明書の記載内容が誤りであることを認めれば、捺印は捺印されることにより捺印したと見做すこと。</small></p>
-----------	------------------------	--	-------------	--

93	参考様式第 5-17号		(新設)	<p style="text-align: right;">参考様式第5-17号 受理番号欄</p> <p style="text-align: center;">基準適合性及び特定産業分野に係る説明書</p> <p>(対象期間： 年4月1日から 年3月31日まで)</p> <p>特定事業所課機関 _____ に係る(受入れ・活動状況に関する)届出の添付書類として提出する書類は以下のとおりです。</p> <p>1 特定技能所属機関様受書(参考様式第1-11-1号)</p> <p><input type="checkbox"/> 添付済みに変更なし <input type="checkbox"/> 所長姓員に変更あり(備考欄に変更内容を記載)</p> <p>(備考欄)</p> <p>2 身元保証証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 専記事項に変更なし <input type="checkbox"/> 専記事項に変更あり(備考欄に変更内容を記載)</p> <p>(備考欄)</p> <p>3 住民票の写し(受入れ機関の役員のもの)</p> <p><input type="checkbox"/> 前届提出時から変更なし <input type="checkbox"/> 前届提出時から変更あり(備考欄に変更内容を記載)</p> <p>(備考欄)</p> <p>4 労働保険料等納付証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 添付なし(備考欄に添付できない理由を記載) <input type="checkbox"/> 未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり(備考欄に未納の状況について記載)</p> <p>(備考欄)</p> <p>5 健康保険・厚生年金保険料納付済書の写し等</p> <p><input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 添付なし(備考欄に添付できない理由を記載) <input type="checkbox"/> 未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり(備考欄に未納の状況について記載)</p> <p>(備考欄)</p> <p>6 目視・法人税等(納税証明書)</p> <p><input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 添付なし(備考欄に添付できない理由を記載) <input type="checkbox"/> 未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり(備考欄に未納の状況について記載)</p> <p>(備考欄)</p> <p>7 地方税(法人住民税又は個人住民税)の納税証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 添付なし(備考欄に添付できない理由を記載) <input type="checkbox"/> 未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり(備考欄に未納の状況について記載)</p> <p>(備考欄)</p>
----	----------------	--	------	--

8 その他各特定産業分野ごとに提出を要する書類

①特定技能外国人を受け入れている特定産業分野は下記のとおりです。

特定産業分野（全て記載）

②協会の加入を証明する書類として下記の書類を提出します。

- 協会の加入証明書（ 分野）
- 協会加入リスト（ 分野）

（備考欄）

③特定産業分野における受入れに係る書類（②の協会加入証明書を除く）として下記の書類を提出します。

- 旅館業許可（宿泊分野）
- 保健所長の営業許可書（外食業分野）
- その他（ ）（ 分野）
- 該当なし

（備考欄）

以降の申請において、本説明書の内容に変更が生じた場合には、当該申請において変更内容を申告した上で、必要な書類を提出します。

また、以上の説明が虚偽であった場合には、出入国又は労働に関する法令に關し不正又は著しい不当な行為をしたものとして5年間の受入れができないこととなることも理解しています。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

作成年月日 年 月 日

特定技能所属機関の氏名又は名称

作成責任者の氏名及び役職

（注）

1. 関係国、地方出入国管理課等から依頼した資料の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。
2. 本説明書の記載内容が虚偽であった場合には、罰則の対象となることを十分に理解した上で提出すること。

94

参考様式第
5-18号

(新設)

参考様式第5-18号

(特定技術所属機関作成用)

基準不適合に係る説明書

事象の 発生年月日	<small>(該当箇所を記入し、そのほかについては記載すること。)</small>
基準不適合 の内容	<small>(は非適合等の内容について具体的な説明を記載すること。)</small>
基準不適合の 対応状況等 (関係行政機関 への対応状況)	

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

作成年月日 年 月 日

特定技術所属機関の氏名又は名称 _____

作成の氏名及び役職 _____

電話番号 _____

※ A209票は写像と似た内容での複製のため、誤用を防止するため注意が必要です。

印刷

※ 基準不適合が解消された場合については、「基準不適合の対応状況等」欄にその旨を記載すること。
印刷する資料は、当該機関において印刷すること。

95

参考様式第
5-19号

(新設)

参考様式第5-19号

(登録支援機関様式用)

基準不適合に係る説明書

報告対象の特定技能所属機関

事案の 発生年月日	[標準に該当しない事案を注記、その中でいついつで発生したか]
基準不適合 の内容	[該当する基準の項目について具体的にどの項目に違反したか]
基準不適合の 対応処置等 (罰金行政処置 への対応含む)	

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

作成年月日 年 月 日

登録支援機関の氏名又は名称 _____

作成の氏名及び役職 _____

電話番号 _____

※ 本説明書に記載された内容の正確性のため、変更を要したとご報告が有ります。

【印刷】

本様式は、登録支援機関の届出に際して、「登録支援機関の届出申請書」欄から印刷すること、
印刷する際は、必ず印刷機に「印刷機」を指定してください。